



平成30年 第3回定例会

会 議 録

(平成30年9月7日～10月3日)

枕 崎 市 議 会

平成 30 年
枕崎市議会第 3 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27 日間（9 月 7 日～10 月 3 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9 月 7 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第22号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会及び決算特別委員会 の設置並びに委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第23号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程（日程第24号） 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 17 報告（日程第26号、第27号） 18 散 会
9 月 8 日 (土)	休 会			
9 月 9 日 (日)	休 会			
9 月 10 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
9 月 11 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（1名） 3 散 会
		委員会	後 1:06	1 総務文教委員会
9 月 12 日 (水)	休 会	委員会	前 9:27	1 産業厚生委員会

9月13日(木)	休会	委員会	前 9:28 後 4:56	1 予算特別委員会 1 決算特別委員会
9月14日(金)	休会	委員会	前 8:57	1 決算特別委員会
9月15日(土)	休会			
9月16日(日)	休会			
9月17日(月)	休会			
9月18日(火)	休会	委員会	前 9:27	1 決算特別委員会
9月19日(水)	休会	委員会	前 9:25 後 2:29	1 決算特別委員会 1 予算特別委員会
9月20日(木)	休会	委員会	前 9:27	1 決算特別委員会
9月21日(金)	休会	委員会	前 9:27	1 議会運営委員会
9月22日(土)	休会			
9月23日(日)	休会			
9月24日(月)	休会			
9月25日(火)	休会			
9月26日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号-第6号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第7号-第12号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 散 会
9月27日(木)	休会			
9月28日(金)	休会			

9月29日(土)	休 会			
9月30日(日)	休 会			
10月 1日(月)	休 会	委員会	前 9:25	1 議会運営委員会
10月 2日(火)	休 会			
10月 3日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 継続調査申し出について 6 議員派遣について 7 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成30年9月7日)

平成30年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第1号）

平成30年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	4 2	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
5	4 3	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	4 4	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	4 5	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	4 6	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	4 7	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
1 0	4 8	枕崎市健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 1	4 9	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 2	5 0	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 3	5 1	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総 文
1 4	5 2	枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約について	〃
1 5	5 3	損害賠償の額の決定及び和解について	産 厚
1 6	認 1	平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特

17	認2	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	決 特
18	認3	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
19	認4	平成29年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
20	認5	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
21	認6	平成29年度枕崎市立病院事業決算	〃
22	認7	平成29年度枕崎市水道事業決算	〃
23	54	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
24	55	農業委員会委員の任命について	
25		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
26	報4	健全化判断比率について	
27	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	中 山 俊 吾 総務課行政係主任
鮎 川 智 総務課行政係主事	

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成30年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、7番清水和弘議員、8番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月3日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成30年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第22号までの19件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例3件、枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について1件、枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約について1件、損害賠償の額の決定及び和解について1件、人事案件2件、決算7件及び報告事項2件の計23件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く19件について、説明を申し上げます。

まず、議案第42号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,350万円を追加し、予算総額を115億6,450万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加並びに過疎対策事業及び臨時財政対策債の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成29年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成29年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算

返納金、産科医療機関での健康診査の費用助成を行う産婦健康診査事業、農道等維持管理費、汚泥処理経費等の増に伴う公共下水道事業特別会計繰出金、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

そのほか、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第43号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,536万7,000円を追加し、予算総額を37億6,718万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、高額療養費並びに償還金及び還付加算金の増額と療養諸費の減額であります。

以上の財源として、県支出金及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第44号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ305万3,000円を追加し、予算総額を3億3,125万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第45号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,280万9,000円を追加し、予算総額を27億8,726万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第46号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,750万7,000円を追加し、予算総額を8億5,318万1,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の減、処理施設管理費の汚泥処理及び汚泥運搬業務委託料の増、下水道整備費の委託料の減などです。

以上の財源として、繰入金、繰越金及び事業債の増並びに国庫支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第47号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減及び経費の増に伴い、医業費用を556万5,000円減額し、支払利息及び手数料の増に伴い、医業外費用を12万7,000円増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、建設改良費の減に伴い、支出を1万3,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する5,884万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第48号枕崎市健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは市民の健康づくりの推進を図るため、枕崎市健康づくり推進協議会を設置しようとする

ものです。

次の議案第49号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第50号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第51号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第52号枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約につきましては、枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約を締結したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第53号損害賠償の額の決定及び和解につきましては、市道に生じていた穴ぼこが原因で発生した物損事故に関し、損害賠償額を決定し、相手方と和解しようとするものです。

なお、認定事項第1号平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成29年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成29年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成29年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成29年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、提案されました議案の中で、議案第42号一般会計補正予算（第2号）、関連をいたしますが、議案第46号の下水道事業会計補正予算（第1号）、そして議案第52号の防災行政無線デジタル化工事の請負契約についてですね、質疑をいたしたいと思っております。

まず、一般会計補正予算の中で、この下水道会計への繰出金を約2,600万円計上してあるわけですね。この繰出金の根拠、説明では汚泥処理運搬業務委託費の増による処理施設管理費の増ということになっているんですが、こういったものは一般会計から繰り出すものではなくて、本来、下水道会計で賄うものではないのか。今回、この約2,600万円を一般会計から出すことについて説明を求めたいと思っております。

もう一点、一般会計の中で、農道等維持管理費として塔切地区構造物撤去工事890万円が単独事業の工事請負費として出されております。まず、どのような構造物を農道の障害となって撤去をしなければならないのか。そして、この構造物を撤去することによって、本市の農業振興上、何か役立つようなことがあるのかですね。何のために、この構造物を撤去しなければならないのか。この点をお尋ねいたします。

それから議案第52号の関係ですが、契約の方法としまして、条件つき一般競争入札を実施されておりますけれども、この条件とは何であったのか、どのような条件であったのかお尋ねをいたします。それから入札の執行状況、参加業者は何者で、それぞれ入札金額は幾らであったのか明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、アからイ、ウまでですね、アの防災行政無線設備整備の工事額、イの地域コミュニティー無線設備整備の工事額、ウの既存設備の撤去工事額、それぞれ幾らになっているのかお答えいただきたいと思えます。

○佐藤祐司財政課長 まず、御質問の第1点目の公共下水道事業の繰出金について申し上げます。

今回の補正予算でお願いをしております2,594万4,000円につきましては、汚泥処理運搬業務委託費の増による処理施設管理費の増が大きいものでありますが、これまで、この部分の財源につきましては、下水道使用料によって賄っていた部分でございます。

今年度になって、特別事情により、先ほど申し上げた維持管理経費が大幅に増加することになりましたが、財源としては下水道使用料で賄えないため、一般会計から補填しようとするものでございます。特別事情の内容につきましては、下水道課長のほうから申し上げます。

○中原田修二下水道課長 処理施設管理費の汚泥処理、汚泥運搬業務委託についてはですね、今年度も昨年同様、薩摩半島60キロ圏内の汚泥処理業者4者をお願いをしたところでございます。

今年度になりまして、汚泥量の受入減の申し出が2者ありました。また、5月以降の受け入れを辞退するという業者が出てきた関係でですね、処理場の汚泥は1日に多くて15トン出ますので大変困った状況となり、新たな受入業者を探したところでございます。

その結果、4月途中からですね、鹿児島市の焼却処分業者が1社、それと堆肥処分業者が6月から曾於市に1社、7月途中から霧島市国分に1社見つかри、それぞれ委託契約を締結しましたけども、焼却処分の単価が高額であることや運搬距離も延びたことから、当初予算に計上した汚泥処分費が不足してきたところでございます。

○本田親行総務課長 防災行政無線の契約に関する議案の件ですけども、入札の参加資格要件につきましては、公告しているところでございますけども、九州管内に本社または営業所等を置く電気通信工事事業者と枕崎市内に本社、本店を置く電気工事事業者との共同企業体による共同施工方式、いわゆるJV方式による条件を付して一般競争入札としたところでございます。

入札結果について申しますと、九州管内に本社または営業所等を置く電気通信工事事業者と枕崎市内の電気工事事業者との3共同企業体が参加資格確認申請を行いましたけども、2共同企業体につきましては入札を辞退し、1共同企業体のみが入札となったところでございます。

入札結果につきましては、議案にもございますとおり、富士電通・川崎電機工業所特定建設工事共同企業体が3億9,089万4,660円で落札し、8月17日に仮契約を締結したところでございます。

○川崎満農政課長 2番目の塔切地区の構造物撤去工事の件ですが、これにつきましては以前、塔切地区の訴訟において、市の主張が認められなかった土地の部分にある地下に埋設されている水路、階段、L型擁壁などが、これが一体となって埋設されておりますが、この部分を撤去する工事であります。これを行うことにより、これまでの長期にわたるこの問題についての解決を図るというのが理由でございます。（「ちょっと次もありますけど、答弁漏れがありますので、先に請負契約のアからウまでのそれぞれの額を出してください」と言う者あり）

○田中幸喜総務課参事 契約の中身の事業費の内訳でございますが、アの防災行政無線設備整備の件ですが、この（ア）から（ウ）に関しましてが1億7,022万円、イの地域コミュニティー無線設備整備に関しまして、（ア）から（ウ）までが5,675万9,000円、ウの既存設備の撤去につきましては1,628万円でございます。

○13番立石幸徳議員 農道等の関係もまだ答弁漏れがあるんですけどね。最後のこの防災行政無線の請負契約についてはこれ、総務文教委員会の付託になるだろうと思えますんで、資料要求も、けさほどいたしましたので、資料をまた見ながら詳細に審査をさせていただきますが、下水道事業会計への一般会計からの繰り入れ、これは先ほどの説明を私なりに整理しますと、要するに下水道会計のほうに金がないと。それで一般会計からどうしても特別事情で持ってくるを得

ないと。下水道会計のほうも委託費全額で5千数百万円を半額は下水道会計でみているみたいですけれども、足りない2,600万について一般会計が応援をしていただかないといけないと。こういうふうな理解でいいんですかね。これは確認をさせていただきます。

それから、私が本会議質疑で一番中心の質疑としてお尋ねをしたいのは、この農道等の維持管理費、つまり構造物を撤去するっていうことで今、農政課長から、従前、農業振興のための農水路を多額の公費を使ってつくったものをですよ、今度はまた900万ぐらいの今度の単独事業ですからね、本市の一般財源で全部撤去をしなければならない。こういう理解でいいんですかね。

この訴訟の関係では、当初、平成23年9月議会に訴訟提起がなされまして、ちょうど7年前の9月議会ですからね。それから、判決そのものも一審、二審、二審判決が、私の記憶では平成25年度ぐらいに出たんじゃないかと思っていますんですけど。本市はこの件で一体、弁護士費用等を含めてですね、どれほどの経費を使ってきているんですかね。この点も明らかにしてください。

○佐藤祐司財政課長 まず1点目の下水道事業繰出金の件でございますが、今、質問者が言われたようなことございまして、当然に維持管理経費につきましては、下水道使用料で賄わなければならないわけでございますけれども、今回、特別事情によりまして使用料内で賄うことはできないということもございまして、一般会計のほうから補填しようとするものでございます。

○前田祝成市長 質疑にもございました農道等整備の件に関しまして、私のほうから少しお答えさせていただきます。

今、ございましたように塔切地区の水路問題に関しましては、平成25年に結審した本市、原告による裁判以降も問題が解決していない状況であるというふうに認識しております。

私も就任後、この水路問題につきましては、当時の議会議事録等を拝見し、全て見返し、そして当時から現在までのこの問題に関する状況を関係部署からヒアリングしております。

私の認識では、この問題は未解決であるとの判断をし、裁判で認められなかった本市の構造物（84ページに訂正発言あり）を撤去する今回の工事が、最もこの問題を解決に導く方法ではないかと考え、この9月議会に提案し議会で御審議くださるようお願いしたところでございます。

工事内容等の詳細につきましては、委員会の中での説明ということになるかと思いますが、その旨、御審議方よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○本田親行総務課長 裁判関係の費用につきましては、約46万円となっております。

○川崎満農政課長 これまでかかった工事の経費ですが、まず平成5年の県単農業農村整備事業塔切地区、このときの費用は1,443万6,500円でございます。次に平成25年にバイパス工事を行っておりますが、このときにかかった工事請負費が、349万6,500円となっております。

○13番立石幸徳議員 最後の質疑ですので、農道関係についてもですね、予算委員会に資料要求をしまして、詳細な審査をしなければならないと考えているんですけども、今、農政課長から説明があっただけでも、約1,400万かけて農水路をつくった。そして、それが用をなさずにといいましょか、途中から別なルートの農水路をつくるのに349万。そして今回、今度は最初つくったやつを撤去しなければならない、890万円。もうこれだけでも私もざっと足し算をただけでも2,500万ぐらいになるわけですね。私自身は、この訴訟の提起自体に反対しておりますので、ずっとこの件はフォローをしておりますが、最後に、今なぜこの撤去工事をしなければならないのか。つまり、もう二審判決が出て5年ぐらいたっているわけですけども、なぜ今この撤去工事なのか。この点について最後にお尋ねをしておきます。

○前田祝成市長 申し上げましたように、私の判断で現在のこの問題に関しまして、平成25年結審以降、全ての問題が解決していないという判断をした上で、今回この提案をさせていただいているところです。ですから、なぜ今かといいますと、私の判断が今だったから、そういうことです。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○4番城森史明議員 私は、枕崎市防災行政無線デジタル化施設整備の工事契約の件について、まず質問したいと思います。

先ほど費用の内訳ということで内容のア、イ、ウの金額を述べられましたが、ちょっと私、足してみると3億9,000万に達しなかったもので、もう一回それをお願いしたいと思います。

それと、1番の地域コミュニティ無線設備整備ですね。この件について公民館、それと世帯当たりの費用はどういうふうに見積もられているのかということですか。

それと、2番目に約3億9,000万ありますが、この財源の内訳はどのようなのか。

それと、先ほど契約の相手方ということが出ましたが、これは2共同体が辞退されたってことですが、その理由は何なのか。それと最低1つのあれじゃなくて、2つの見積りをもらうべきじゃないんですかね。これは要は、辞退されたからといって1つの見積りだけで——辞退ということは見積りを出さなかったということですよ。ですからどういうふうになっているのか。それと内容的に屋外拡声子局の数は幾らなのか、基地局の数は幾らなのかについて、まず質問します。

それと、先ほどの塔切地区の件ですが、その設備を撤去するということですが、それは、それを利用している人がいますよね、多分。ちょっと内容が私わかりませんが、例えば水路だったら、そこで水利組合の人たちが田んぼをつくっていますよ。その点に対する配慮はどうなっているのか。その当事者だけの話し合いでそれを撤去すると言うけども、今の話を聞いてたら、その実際に使っている人が置き去りにされているんじゃないですか。その辺はどのようなのか質問します。

○本田親行総務課長 私のほうからは防災行政無線のデジタル化の整備に関連してお答えしたいと思います。基地局等の数等につきましては、担当参事のほうからお答えいたします。

戸別受信機の件ですけれども、高齢者等の地域住民に、より細かく災害関連情報等を伝えるには、非常に有効な手段となっております。しかしながら高額であるということで、仕組みといたしまして親局から屋外拡声子局まではデジタル方式で整備して、屋外拡声子局等に接続された送信機からは地域コミュニティ無線の地域振興波、アナログ波になりますけれども、使って、戸別受信機へ災害情報等を伝達するという仕組みがあります。

これについては、戸別受信機の低廉化を図るということで国が推奨している方向ですけれども、それに対しまして公民館に5月、市公連の総会のときに設置見込みのアンケート調査を行ったわけですけれども、その時点で1機当たり4万円、その時点で補助を2万円するということを前提として、アンケートを行っております。

しかしながら、4万円といいますが最大で見積もっております。戸別受信機のメーカーによってもそれぞれ価格については異なってきますので、今回施工する業者がどの機器を選択するか、どのメーカーを選択するかによって、また戸別受信機自体は公民館の設置ですので、公民館がどれを選ばれるかによっても、また変わってくると思います。ですから現時点では、最高で高くても4万円が見込まれているということで御理解いただきたいと思います。

それから財源につきましては、緊急防災・減災事業ということで、交付税措置が70%、非常に有利な地方債を100%充当することで考えております。

1者しかなかった入札の有効性、見積りではなくて競争入札を行っておりますので、入札の有効性となるかと思っておりますけれども、一般競争入札における1者入札の有効性についてでございますけれども、通説として一般競争入札における1者入札は有効とされております。鹿児島県の一般競争入札においても1者入札は有効とされているところでございます。

それから辞退の理由につきましては、3者入札の資格確認を行ったわけなんですけれども、辞退が2者ありましたと先ほど申しましたが、その理由としまして入札を行おうとする会社が使おうとしていたメーカーの機器がですね、仕様書で新たに開発を行わなければ、設計部門が精査した

ところ、その部品の機器のメーカーを使おうとすれば、それぞれ取引がありますので、その入札を行おうとしてたところの機器に少し開発を加えなければならないと。そうなるちょっと納入期間までに間に合わないんじゃないかという懸念が出た、そういったことで工期までの完成が間に合わないおそれがあるために、やむを得ず入札を辞退したということで、任意に理由をお伺いしたところ、そういう理由でございました。

○田中幸喜総務課参事 先ほど、ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。

先ほどのに補足いたしまして、この内訳につきましては、応札時において出された工事費内訳書から御報告しているところでございます。

先ほど申しあげましたもののほかに材料費、それから労務費、共通仮設費、それから複合工事費、現場管理費、機器間接費、一般管理費、こういったものが設備のみの金額でございまして、これにまた消費税が出てくるということで、全部数字を申しあげたほうがよろしいでしょうか。

(「いえ、いいです」と言う者あり) 一応それが含まれておりませんので、機器だけのお値段を申しあげたところでございます。

それと設備についてのお尋ねですが、防災無線の設備に関しましては、親局設備は1、屋外拡声子局設備については44、これに遠隔制御装置設備が1局でございまして。これは消防本部のほうに設置するものでございます。

それから地域コミュニティー無線設備に関しましては、基地局設備が7、再送信局設備が13、戸別受信機が405となっているところでございます。

○川崎満農政課長 先ほどお尋ねの塔切地区撤去工事の件ですが、今回撤去する部分というのは、前回バイパス工事によって通水機能がない部分でありますので、この工事によって通水が阻害されるということはないと考えております。ただ工事に当たっては十分、通水に支障がないように気をつけてまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 デジタル化施設ですが、戸別受信機が405ということなんですが、これは例えば、普通だったら戸別受信機は全世帯に基本としてしなきゃいけないと思うんですが、その辺の状況はどうなってるんですか、全世帯1万1,000世帯ぐらいあるんですかね。それぐらいあると思うんですが、その辺の戸別受信機の設置の仕方、その辺はどのように考えているのか。

それと屋外拡声子局は44ありますが、既存局は幾らあるのか。ただ、今の現状の問題で、その屋外拡声子局はですね、非常に聞こえにくいと。その場所が原因なのか、風とかですね、普通の状態でも全然聞こえにくいってあれがあるんですよ。だから、それがどのように改善されているのか。ただ同じようなものをつけてもですね、全然それは今後、せっかく多額のお金をかけて設置するわけですから、その屋外についてはですね、やはりそういうところももう一回精査して、これで大体間違いないよというような判断をしてすべきだと思うんですが、その辺の検討はどうなっているんでしょうか。

○本田親行総務課長 戸別受信機の設置でございまして、405台というのは市が設置する戸別受信機になります。設置箇所としましては、これまで200台程度、難視聴区域等に、それから消防団関係、公民館関係に配置しておりましたけれども、近年の福祉施設の災害であるとか、そういうことを考慮しまして全庁的に検討した中で、大規模店舗と福祉施設、それから市の公共施設、必要な箇所を内部で拾い上げて市が設置するようにしておりました。

それから、当然おっしゃるように防災行政無線というのは災害情報等を伝えるものですので、行き渡らないといけないわけですが、機能につきましては向上すると考えております。

補完する機能としまして、まずデジタル化になることによりまして、これまでも委員会、それから各公民館長にも説明してまいりましたけれども、放送した内容をレポート、もう一回電話で聞ける機能であるとか、それから携帯電話に登録すると放送内容が入る。しかしながら、携帯電話を全ての方が持っていらっしゃるわけではないので、確実に行き渡らせるように補助制度を設

けて、戸別受信機の普及を図ってまいりたいという考えで、今後、補助制度についても設置を考えているということで公民館への、先ほど申しましたアンケートを実施したということでございます。（「屋外無線に関して」と言う者あり）

○田中幸喜総務課参事 議員お尋ねの44局につきましては、既存も44局でございます。実施設計の中で、2種類の伝達方法で実際、機械を使って各地区にまいりまして、その44局を基準にはしますけども、どこまでこのデジタル波が届くのかという伝搬調査を実際、現地に当たってやっております。その中で、44局で足りませうということで調査結果が上がって同数となっておりますが、デジタル化に伴いまして、アナログとはまた違った音の伝わり方、クリアな部分とか、それから音声を今、肉声でやっておりますが、これについては抑揚がどうしても出てしまいます。しかし、これを補完するというわけでもないんですが、肉声でもできるんですが、音声合成装置、いわゆるテキスト入力したものをデジタルした声の、男性の声でも機械が声で流すということで抑揚もなくなったりして、音の伝わり方も聞きやすいんじゃないかなというメリットも考えられますし、あとにつきましては、放送内容自動メール配信、これは登録された方になりますが、そういったものやら、先ほど総務課長からございました電話応答装置、先ほどの放送は何だったのかという市民の方に専用ダイヤルしていただく。それから防災情報連携措置というのを付けております。これにつきましては当然、地域コミュニティー無線、緊急速報メール、市のホームページ、職員参集メール、SNSなどに一括で配信できる装置となっておりますので、屋外拡声子局以外にもこういった情報伝達の強化ということで、皆さんに情報が届けられるんじゃないかと思っておりますのでございます。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○9番沖園強議員 私は、議案42号と52号について若干お尋ねをしてみたい。

先ほど42号につきまして農道等維持管理費の中で、市長の御答弁を聞きますと、今までの二審、結審に基づいて、まだ課題が残っていると。その解決の方策として今回、判断されたんだということなんですけど、それで13番議員から出たように答弁がないと思うんですけど、現在、そういった施設を撤去することによって、どういう状況にあるか詳しくは知りませんが、その農道の障害になっているのかと。撤去しなければ、障害になっているのかと。そして農業政策上、こういった農業振興策としてメリットがあるのかということなんですけど、そこがまだ御答弁漏れだと思いますので、答弁していただきたいと思っております。

それと52号におきまして、先ほどの参事のほうからの説明では、材料費、労務費等は先ほどの金額に含まれていないというようなことだったですよ。そうするとこれもう既に契約金額を3億9,000万は契約されているわけでしょう。分離発注じゃないんでしょう、その辺を御説明いただきたいと思っております。

○前田祝成市長 農道の件についてお話いたします。その農業政策に対してどれだけの貢献度があるのかという話ですけれども、そこを撤去したからといって、今のその水路の効率が上がるとか、あるいは農業に対して貢献するとかっていうことは全くございません。

ただ私が今、問題解決と申し上げているのは、平成25年の裁判が結審したその後の処理といたしまして、処理といたしますか対処といたしまして、バイパスをつくったということは把握しております。ただ、そこに、構造物が残っている。その残っているものが裁判によって時効取得が認められなかったと。相手方の土地にある構造物自体の時効取得が認められなかった（84ページに訂正発言あり）ことに対して、まだ、その問題が私は解決していないじゃないかというような判断をいたしました。

そこで、その当初の裁判のことも含めてですね、今回、このような形での解決はどうだろうかということですね、議会のほうに提案させていただいているところです。そこについては、ぜひ御審議いただきたいなというふうに思っております。ですので、済みません。立石議員からも

質疑がありました今の、その農業に対する貢献という意味ではですね、今回の処置というのとはですね、基本的には全く貢献するものではないのではないかと考えております。

○田中幸喜総務課参事 今回の事業につきましては、一括契約で債務負担行為での事業でございます。

○9番沖園強議員 まず、そのデジタルの契約の関係ですけど、債務負担行為で一括の契約であると。であれば、その内容のアからイ、ウまでの内訳を再度、報告すべきではないでしょうか。

それと農業振興上、何らメリットはないと。その部分は相手方は、もうそれで解決するんですか。例えば今回、この予算を議会が可決したと。そうなった場合、相手方はそれで解決するんですか。

○前田祝成市長 そこに関しましては、私はその裁判で結審された事実に対する対処ということで今回提案させていただいております。裁判の結果に関して、その後もいろんな問題が起こっていると、発生しているということに対しては、裁判で出された事実、結果に対しては、これは終わるものだというふうに考えて提案しております、これに関しては。（「デジタルのほうはまだ答弁が」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 まだ答弁が済んでいないですけど。（「1億4,000万差額があるわけだから、報告してないわけだから」と言う者あり）

○田中幸喜総務課参事 それでは、先ほど漏れておりました事業費の数字を報告したいと思います。先ほど申しました親局設備、屋外拡声子局設備等につきましては1億7,022万円、それから地域コミュニティー設備分につきましては5,675万9,000円、材料費につきましては320万円、労務費が3,000万円、複合工事費が160万円、撤去処分費が1,628万円、共通仮設費が834万1,770円、現場管理費が2,577万6,069円、機器間接費が1,199万2,326円、一般管理費が3,777万0,335円、これで入札額の3億6,193万9,500円ということに、これに消費税という形で3億9,089万4,660円の契約金額ということでございます。

○9番沖園強議員 予算委員会等で詳しく報告していただきたいと思うんですが、結局、今の管理費等はそれぞれの内容のア、イ、ウの中で、それぞれ仕分けされていないんですか。それだけ聞いておきます。

○新屋敷幸隆議長 答弁できますか。

○本田親行総務課長 労務費等につきましては、全体の経費ということで、具体的に今、示してございます部分については、現在、示されておりませんので、事業等に応じて委員会までに振り分けが可能な場合には振り分けてお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番禰占通男議員 先ほどの塔切地区の構造物撤去ですけど、今の時代にして土地の値段も相当安くなってますよ。そして、水路が地下で迂回しているのが現状だと思うんですけど、またそれを撤去して、それなりに工事するだろうという私の予測ですけど、これが裁判で二審までいって今、市長も言いましたとおり、時効取得、市の認められたものがなされていない、それを解決するためというんですけど、その前に、一番の感情としては、私が最初言いましたように、土地の値段、それに対する工事費、これの何ていうかな、公平っていうか、それをはかりにかけた場合どっちが理想か、相手があることですから、その感情に対しての今のこの現状だと思うんですよ。前の執行部、今、市長も新しく就任されたわけですから、相手との和解ということは考えないんですか。

○前田祝成市長 今の質疑については承りたいと思います。ただ今回の議案の提案に関しましてはですね、私の判断で、現状、一番、裁判の結果が反映され、その今まで続いていた問題が解決する、私は現状の最良の方法ではないかということでの御提案です。で、過去にそれまでの間のいろんな経緯があらわれると思います。そのあたりも含めてですね、ぜひ議会のほうでも議論して

いただき、審議をしていただきたいというのが私の思いです。

今、御提案のありました件に関しましても、そのような解決策を選択しなければならないというような最終的な結果が出た場合にはですね、努力して、そこはしっかりやっていきたいというふうに思います。今の私の考え方で議案提案をさせていただいているというふうに御認識いただければというふうに思います。

○8番 禰占通男議員 今、市長もおっしゃられましたけど、何ていうかな、今後の裁判問題のあり方ってということにも今からの先例というか、そういうふうになっていくんだらうけど、和解となった場合、条例その他の法令をいろいろ参考にしなければならないと思うんですけど、この金額から見て、今回890万、それ以前に対して迂回路をつくるのに300万程度使っていると。そうして、私から言ったら、そのお金の何分の一かでも、何ていうかな、慰謝料なり、その名目はどうなるかわかりませんが、そういうことも考えられるんじゃないというのが、私のこの問題に対しての思いですけど、質疑ですから、そう簡単に私の意見を言うわけにいかないんですけど、なぜかという、我々が右も左もわからないで議員になって、はい、裁判しますというのはこれだったんですよ、この問題。そして立神中学校に関する土地の問題。そして火之神公園であった転落事故、こういうのがどんだんだんだんあって……。

○新屋敷幸隆議長 禰占議員。ちょっと簡潔に質疑はしてください。簡潔にお願いします。

○8番 禰占通男議員 そういう問題がありまして、これがどんだん、13番議員からもありましたように約7年間解決しない、これも異常だと思うんですよ。ですから、市民とのおつき合い、それに対しての市長の考えもでしょうけど、やはり何らかで両方にいい解決策を私はとってもらいたいので、今こうして質疑をしているんですけど、市長がそういう最善の考えだということをおっしゃっていますが、我々はあと委員会という市長の答弁もありましたので、あと委員会で審査させてもらいたい。そういう考えですけど、あとは、今、執行部の皆さんがどういう考えでいるのかということを実は確認したい、全員の考えをですね。

○新屋敷幸隆議長 では、いいですか。

○前田祝成市長 当然、議案を提案する際に、執行部内で協議をしております。その上での議案提案だというふうに受けとめていただければというふうに思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である10番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第23号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員牧野政義氏は、平成30年10月23日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第23号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成10票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第54号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第55号農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員楠義嗣氏が平成30年6月30日をもって同委員を辞任したことに伴い、その後任として楠義文氏を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○8番禰占通男議員 辞任される方についてですけど、任期満了前に辞任するというこの理由は何なんですか。

○下山健一農委事務局長 辞任の理由につきましては、離農し、農業委員の職務を続けることが困難になることが理由であるとのこと。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第24号農業委員会委員の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人です。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じて、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から2人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○新屋敷幸隆議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票14票、無効投票0票、有効投票中、井上勝博4票、森川和美8票、山口たけし2票、以上のとおりであります。

次に、日程第26号及び第27号の2件について、市長に報告を求めます。

○前田祝成市長 報告事項2件について報告いたします。

報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、平成29年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時54分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成30年9月10日)

平成30年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成30年9月10日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員（23ページ～30ページ）
		清水 和弘 議員（30ページ～41ページ）
		禰占 通男 議員（41ページ～51ページ）
		立石 幸徳 議員（51ページ～61ページ）
		城森 史明 議員（61ページ～72ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番清水和弘議員、3番禰占通男議員、4番立石幸徳議員、5番城森史明議員、6番永野慶一郎議員の順に行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から、一般質問をしてみたいです。

その前に、7月の西日本豪雨で大雨特別警報が出されてから9月6日で2カ月となり、仮設住宅への入居が始まるということで、少しほっとしたところが、何と9月4日、非常に強い勢力で台風21号が徳島県南部に上陸し、淡路島を経て神戸市付近に再上陸。そして、近畿・北陸を横断して夕方に日本海へ抜けました。最大瞬間風速は、関西国際空港で58.1メートル、和歌山で57.4メートルを観測。最大風速44メートル以上の非常に強い勢力を保ったまま上陸したのは、1993年の台風13号以来25年ぶりだといいます。そして、テレビに映し出される映像には、驚きと恐怖でした。

さらに、翌々日の6日午前3時、北海道厚真町で震度7の地震が発生し、激しい揺れに襲われた被災地では、懸命な捜査・救援活動が続く中、甚大な被害の実態が浮き彫りになっています。被害状況は異なっても、かつてない規模の災害によって日常の暮らしが突然奪われ、生活基盤を壊された被災者の抱える苦難は共通していることと思います。

被災者の願いに応え、希望が持てる支援と対策を従来の枠にとどまらず抜本的に強めることが、政治に、今、求められているのではないのでしょうか。

日本共産党は、当面の被災者支援などとともに災害に立ち向かい、抜本的対応について党派を超えて議論し、英知を集めて策定することが必要であり、臨時国会を早期に召集し、復興・防災国会にすることが重要だと主張しているところです。

何よりも、西日本豪雨初め、台風21号、そして北海道の地震でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表します。また、被災生活を余儀なくされておられる方々が、1日も早く安心して生活できることを願っております。

それでは質問に入ります。

まず、小中学校の環境整備についてですが、市内の小中学校の普通教室にエアコンを設置してほしいということなんです。ことしの夏は、気象庁が災害と表現するような暑さが続いている中、全国各地の学校で熱中症により病院に搬送される事態が多発しておりました。本市においても早急にエアコン設置が必要ではないのでしょうか、市長の見解をお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 小中学校の空調機器等の整備に関しましては、さきの6月議会の一般質問でも申し上げましたとおり、本市の場合、降灰地域や自衛隊基地のある騒音地域、また、学校の立地環境から申しましても、都会のような建物の密集地にあるといった状況ではないという状況でございます。

しかしながら、ことしの夏の平均気温が例年より高かったという、非常に猛暑であったという事実もありますし、今後、国の政策の動向等に注視しながら判断してみたい、そのように思っております。

○12番豊留榮子議員 6月議会でもお尋ねしたことなんですけれども、市長の答弁はそのときは、子供たちの学習環境を改善していくことは非常に重要なことではあるが、優先順位ですね、

これが高い課題ではないと考えているという答弁でありました。

ですが、その後、愛知県の豊田市ですね、小学1年生の男子児童が熱中症のために死亡するという痛ましい事故が起きてしまいました。

そこで、政府も文部科学省が平成30年度から学校環境衛生基準を改定して、教室の望ましい温度基準を17度以上28度以下とすると大幅に改善しました。また、公立小中学校の空調設備の設置状況の調査では、平成26年度は29.9%だったものが、平成29年度には41.7%に設置されるなど、急速に設置が進んでいるといえます。

また、日本共産党の鹿児島県の地方議員団は、7月17日に行った政府交渉で要望書を提出しました。私は残念ながら参加することはできませんでしたが、県内から地方議員が参加しています。その中でも、小中学校の普通教室へのエアコン設置については、文科省の担当者は年間1,300億円を予算化して、400万円を超える場合は3分の1の補助を行う。そして、要望を出したところから優先して補助を行うようにしていると答弁しました。

ことしのような酷暑日が続く中、子供たちが健康に過ごし、また勉強に集中できるように学習環境を整えることはもちろんのこと、普通教室へのエアコン設置は、今、子供の命にかかわる重大なこととして認識をして、行政にとって今やらなければならない緊急な課題だと思っているところなんです。先ほどの市長の答弁によると、国の方針に従ってということなんです。具体的に何か考えていらっしゃることはないのでしょうか。

○前田祝成市長 ただいま議員からございましたように、本当にことしの夏の猛暑、そしていろんな各地でですね、子供たちが熱中症等でですね、倒れるという非常に痛ましいニュースが流れてきております。

確かに、枕崎市としてもですね、その状況を鑑みながらですね、優先順位を検討しながらですね、我々も学校のエアコン設置についてはですね、前向きに考えていかないといけないというふうには考えております。ただ、財政の状況と、あと国の補助の部分等をですね、しっかりと検討しながらですね、最終的な判断を下したいと思っております。

今のところ、その要望等についてはですね、市長会等で要望は、県としても出している部分ではありますけれども、そこにつきましてはですね、我々も周りの状況を見ながらですね、検討していければなどというふうには思っております。

○12番豊留榮子議員 なかなか市長から具体的な御答弁をいただけないんですが、ではそこで次の質問なんですけれども、小中学校全ての普通教室にエアコンをですね、設置すると費用はどのくらいかかるのでしょうか。そして、教室の数を教えてください。

○山口美津哉教委総務課長 エアコン設置に係る費用につきましては、概算で1教室当たり152万円程度になるようであります。したがって、現在の小中学校全ての特別支援教室を含めた普通教室70教室、理科室や音楽室等授業にかかわる特別教室50教室ありますので、これをもとに試算いたしますと、おおよそ1億8,240万円かかります。

これに電気設備等の改造工事を合わせますと、さらに多額の経費負担が予想されますが、国のほうで新たな財政支援措置等も考えられているようでありますので、空調設備設置に係る国の助成制度を活用した形で事業実施が可能なのか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 国も今、補助としてはそういう具体的な数字を上げているんですけれども、これは優先順位があって申し込んだ順に決定していくということなんです。で、ぜひ本市も具体的に、県なり国なりに要望を上げているのでしょうか。

○山口美津哉教委総務課長 現在のところ本市のほうでは、単独での要望等を上げておりませんが、今後、近隣市の状況等にも動きがあるようでありますので、そこら辺も加味しながら調査を進めてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 教育委員会としては学校に行かれてですね、子供たちの様子ですか、

もう今回、夏休みでしたけれども、今、新学期が始まっておりますが、子供たちの意見であったり、お母さん方の意見ですとか先生方の意見、そういうものは把握されているのでしょうか。

○丸山屋敏教育長 保護者の意見等につきまして、校長を通して聞いておりますけれども、正式にですね、枕崎の小中学校にクーラーを入れてほしいという声は聞いておりません。ただですね、茶飲み話で、あればなということの一部では聞いてると。しかし、多くの学校がですね、そういう話は聞いていないという状況でございます。以上です。

○12番豊留榮子議員 今、教育長がおっしゃられたように、私も個人的にお話すると、子供にしてもお母さん方にしても、こんなに暑くてはクーラーは必要だよねって言うんですが、正式な場所では先生に申し入れをしてるとかね、声をかけてるとかそういうことはないっておっしゃるんですね。それは多分、遠慮があるんだと思うんですね。市の財政を知っていて、そうおっしゃってくれているのかどうかわかりませんが、実際には、皆さん、この暑さ、本当に子供たちの命を守るには、このエアコン設置は必要だよねって皆さん思っていると思うんですよ。教育長にしても市長にしても、そういうふうに思っておられることと思うんです。

でも、財政的なことを考えると優先順位のトップに持っていくわけにいかないと、こうおっしゃるんですが、これはもうぜひ国もこれだけ補助しようというふうにおっしゃっていることですから、これは大いに活用してどんどん県からの補助であり、取っていかないといけないと思うんですね。これはぜひ力を入れて、今後、今年度無理としても要望を続けていかない限り、設置することは難しいと思います。

特に、枕崎市は風光明媚で風の通りもいいし、港もあるし、山もあるし、窓を全開すれば風があるときは涼しい風が入ってきます。ですけれども、そういう日ばかりではありませんので、そういうときに熱中症というふうになりますから、これはぜひ肝を据えて取り組んでいってほしいと思います。

次に体育館ですね、体育館とか職員室への設置をとということなんですが、これは災害時などには避難場所ともなる体育館や、先生方が仕事に集中できるように、これは6月議会でも言いましたが、職員室へのエアコン設置も必要ではないでしょうか、お尋ねします。

○田中幸喜総務課参事 体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。避難所においては、避難者の健康が維持されるような生活環境を整える必要がございます。しかしながら、学校等の全ての避難所である体育館に事前に空調設備を設置することは、整備及び維持管理に係る経費など総合的に判断して、現時点においては難しいものと考えます。このため、その時々災害発生規模や避難状況等に応じて、最善の方法を検討して対処していきたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 なかなか、検討はされているんでしょうけれども、この具体的な答弁が出てこないんですが、災害が起きてからでは本当に遅いんですね、この台風のことですとか、この間のその北海道の地震でありますと突然、台風の場合は準備ができる余裕もあるんですが、地震でありますとか、本当に一瞬であれしてしまいますからね、だからそういう災害に強い町をつくっていくというのは本当、もう行政に託された課題だと思うんですね。これを先延ばしにするのではなくて、緊急の課題だと認識をさせていただいて、検討を進めていただきたいと思うんです。市長、どうお考えでしょうか。

○前田祝成市長 確かに最近の災害、本当にどこでいつ起こるかというところはですね、準備をしておかないといけない部分だとは思っています。体育館の空調設備に関しましては、今、総務課参事のほうからありましたように、今までもそうですけれども、優先順位としては第一避難所というところについては、当然、空調設備等も含めてですね、それなりの準備をしないとイケないというふうには思います。

体育館に関しましては、相当な大きな災害が起こったとき、あるいは避難者が非常に多くなったときの二次避難所的な部分もございますので、優先順位としては、やはりそれこそ教室のエア

コン等、あと職員室等のエアコン等よりも低いのかなというふうには一応考えています。

ただ、議員がおっしゃられたように、本当に災害に強いまちづくりというためにはですね、そこは万全の体制を整えるというのが理想ではあります。確かに理想ではありますし、そこを目標にしないといけないとは思いますが、体育館に関して言うと、今のところ、優先順位としてはそこまで高くないのかなというふうな認識でおります。

○12番豊留榮子議員 そのエアコンの設置費用がですね、1校当たり400万円以上になれば3分の1が補助の対象になるということで、普通教室、特別教室、また校長室や職員室などその区別なく補助の対象になるということなんですね。そして1校当たり400万円以下の場合でも、地方交付税の措置をしていると言いますが、文部科学省も重要な課題だと認識しているということで、費用の額に関係なく国の予算でエアコン設置をしてほしいと、これは自治体から要望していかなければならないのではないのでしょうか。

また一つ、もしエアコンを設置しようというふうに決まったときに、この設置工事ですね、これはぜひ市内の電気店でありますとか業者を活用して、これ枕崎市の活性化に力を注ぐべきではないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○前田祝成市長 今ございました補助金の制度とか、優先順位ということについてはですね、やはり総合的に判断して考えていきたい。そして要望の中に入れていくということもですね、前向きに考えていきたいと思えます。

そして、議員からございました設置するとなったときに、市内の業者をとということですね、それはもう当然そのような形でですね、考えられるように進めてまいりたいと思えます。

○12番豊留榮子議員 次の質問に移ります。

これは、小中学校における校内ブロック塀ですね、このことについて地震や台風などの危険に備えて、市内全校のブロック塀の安全点検をされているのでしょうか、お聞きします。

○山口美津哉教委総務課長 本年6月18日の大阪府北部地震の発生翌日の19日には、市内小中学校敷地に面するブロック塀の確認及び安全点検を実施いたしました。同時に、学校敷地内のブロック塀及び類似施設の設置状況について、各学校長のほうに施設確認の依頼を行いました。

その結果、学校敷地の境界部分に設置されているブロック塀としましては1カ所、枕崎中学校東側部分のブロック塀が、高さは基準内にありましたが控え壁がなく、また、老朽化も進んでおりましたので、教育委員会としましては不適格な状況にあるものと判断しまして、塀の上段部分を切り落とすなどの緊急対策を講じております。

さらに、学校からの情報をもとに、6月27日に第2回の調査を実施し、その結果、別府小学校プールのシャワー施設についても、ブロック塀ではありませんが、ブロック塀に類似した施設として控え壁がないことから上段部分を切り落とし、控え壁の設置を行っております。

それ以外につきましては、基準内のブロック塀と、また類似施設でありまして、危険度としては問題のない状況でありました。以上です。

○12番豊留榮子議員 ということは、ほとんどが表から見ると小中学校のぐるりは大概フェンスになってますよね、今はね。これは大丈夫だなと思ってちょっと中に入るとそういう隠れた部分といいますか、ちょっと見えないところでそういう箇所があるということなんですね。ぜひそれは学校任せにやっぱりしておくんじゃなくて、市も教育委員会も何ていいますかね、目配りをしておきますというか、見回りをしてほしいと思うところなんですね。

その改修工事が必要な学校は、今、2校で改修はもう終わってるということなんですか。これは国や県からの補助などはあったのでしょうか。

○山口美津哉教委総務課長 先ほどの御質問のお答えなんですが、教育委員会の職員としまして、常日ごろから学校施設内の施設の状況については、見回りを行っておりますので、どういったところにどういった施設があるということは確認しております。

今回の2カ所につきましては、まず枕崎中学校のほうのブロック塀につきましては、上段部分を切り落としまして、後の対策としましては、生徒等の落下防止のために仮のフェンスを設置しております。今年度内に執行残等を利用して、フェンスを設置し直すという形で考えております。別府小学校のほうにつきましては、既に学校等維持修繕費で修繕して、設置を完了しております。以上です。

○12番豊留榮子議員 先ほど言われたのは別府中の東側の控え壁、そして、別府小学校のシャワー室の上段の壁、この2点だったんですが、今、別府中が出てきましたよね。別府中のブロックの……。

○山口美津哉教委総務課長 済みません、私が言ったのは枕崎中学校のほうが東側部分のブロック塀と、別府中ではなくて別府小学校のプールのシャワー施設の2カ所です。

○12番豊留榮子議員 別府中には何も危険な箇所はないということなんでしょうか。それで、国や県からのそういう改修に対して、補助があるんですか。

○山口美津哉教委総務課長 修繕につきましては、国の補助等は恐らくないと考えております。で、今回の場合には、小規模な修繕・復旧になりますので、単独で行ったということでありませう。

○12番豊留榮子議員 これは回ってみればわかることなんですか。政府はその6月の大阪の北部地震でブロック塀の下敷きになった女の子が死亡するという、この痛ましい事故を受けて緊急に調査を始めました。全国の国公立、私立の幼稚園、小中学校、高校など約5万1,000校のうち約1万2,600校で安全性に問題のあるブロック塀があることが文部科学省の調査でわかっているところですか。

子供の安全が最優先されなければならない学校で、危険なブロック塀は数多く存在し、放置されてきたことは重大なことです。学校の耐震化をめぐることは、これまで国庫補助の対象は校舎や体育館などに限定されて、ブロック塀は点検対象にもなっていないと聞いています。

今回のようなブロック塀の安全性の全国的な調査は、今回が初めてのことです。1978年の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊で多くの死者が出る中、ブロック塀のリスクは早くから指摘されてきたにもかかわらず、危険が置き去りにされてきたことは大問題です。

学校は、子供だけではなく災害時は地域住民の避難先としても安全が確保されなければならない場所です。国と自治体はこれまでの認識を改め、悲劇を繰り返さないために万全の対策をとることが、今、求められているところですか。

そこで、次の質問にまいります。

通学路のブロック塀なんですが、児童生徒の通学路に当たるこのブロック塀ですね、この状況など把握していらっしゃるのかどうかお聞きします。

○豊留信一保健体育課長 本市では、学校ごとに交通事故防止、水難事故防止、防犯等の視点での通学路点検を定期的実施し、教育委員会、学校、関係機関が連携して安全対策を講じてきておりますが、今回の大阪府北部地震による事故を受け、7月中旬から8月上旬までの間に通学路にある危険性の高いブロック塀など、落下物や転倒物の目視での緊急点検を実施してまいりました。

その結果、高さが高い、控え壁がない、ひび割れや傾きのあるブロック塀が13カ所あったところですか。これらのブロック塀については、市建設課へ情報提供し、建設課が現地調査をもとに精査し、南薩地域振興局建設部土木建築課へ情報提供をしているとのこととあります。

また、各小中学校には、児童生徒に対し、地震による揺れを感じたら周囲の状況を十分に確認し、自分自身の判断で落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せるなどの適切かつ迅速な避難行動がとれるよう、具体的な指導をしているところとございます。

○12番豊留榮子議員 この危険なブロック塀は、学校内にとどまらずに民家所有のものなど地域にも多くあるかと思えます。これを徹去して改修するためには、所有者任せにするのではなく

て、行政が率先して点検を進めて財政援助も含めた取り組みを進めていくことが急がれているんじゃないでしょうか。通学路を中心にブロック塀を初め、危険箇所を総点検して危険を取り除くための対応に本腰を入れるべきではないでしょうか。

しかしですね、高齢化が進む中で、自力でこのブロック塀の撤去に取りかかることは困難だと考える方も多いかもかもしれません。個人のこととして考えるのではなく、地域の安全を確保するために必要な援助を国や県にも要請すべきではないかと考えるんですが、この点はいかがでしょうか。

○前田祝成市長 本当に子供たちの安全を確保するためには必要なことだと思います。

私も8月16、17日に市内の全学校を訪問して、その危険箇所の把握をしてみました。通学路に関しましては、関連部門からの報告でしか確認していませんが、枕崎市内に13カ所、そういうものがあるということですね、そこにつきましては早急にですね、指導を入れなければいけないのかなというふうに考えております。

また、議員おっしゃられるように、国、県からの補助という部分もあろうかと思っておりますので、そのあたりも研究してですね、進めていこうというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ行政の務めとして、やっていってほしいと思うところです。この調査結果はどのような方法で知らされるのでしょうか。

○松崎信二建設課長 建設課では、8月22日、南薩地域振興局からブロック塀調査の依頼がありまして、教育委員会保健体育課が調査中である学校の通学路における危険性があるブロック塀等の情報をもとに、8月28日、各学校から情報提供のあった13カ所を調査しました。

その結果、12カ所にひび割れ、倒れ、建築基準法の合否について危険性があると判断し、29日、南薩地域振興局に報告しております。これをもとに、9月5日に南薩地域振興局と建設課で再点検、診断の実施について検討しました。危険性があると思われるものについては、さらに、所有者等の了解を得た上で診断を行い、必要に応じ、改修や撤去等の指導・助言を行うことになっております。

○12番豊留榮子議員 ということは、9月5日の調査結果はブロック塀を抱えたお宅にはもう連絡が行っているということなんですか。

○松崎信二建設課長 9月5日に検査をしたのは、鉄筋探査、鉄筋が入ってるかどうかということ調査しまして、それをもとに、今、振興局のほうで診断をしておりますので、もうちょっとして結論が出ましたら、それから所有者のほうに連絡をして詳細な調査をするようになっていると聞いております。

○12番豊留榮子議員 ちょっと、もう少し詳しく聞きたいんですけども、その調査をされて13カ所のうち12カ所が危険であるということなんですか、大体どんな状況だったのでしょうか。

○松崎信二建設課長 調査の結果を、私もまだ報告書を見てないもんですから、報告書のほうは1週間程度して振興局のほうから来るというふうに聞いておりますので、その結果を見てでないと今、ちょっと説明が、どういう状況であったかっていうのを、済みませんけれども、説明できない状態です。

○12番豊留榮子議員 私も自分の家から通学路を別府小学校、中学校まで車でしょっちゅう通っているから目にはしているんですが、崩れかかったような所もありますし、崩れてなくても、うちもそうなんですが、高さがあるなということで子供さんが通る所でもありますから、これは何とかしなければいけないなと思っております。

で、こういう事故を踏まえて、住民の方もそれぞれに感じていることだと思うんですね。だけでも、ブロック塀を壊して、そうするともう丸見えになってしまうということで、さらにまた、自分で建てなきゃいけないわけですね。木が植えられれば木を植えるか、目隠し部分をまたつくらないといけないと思うんですね。そうすると、年金暮らしの方たちですとかね、とても無理で

すというふうに言われると思うんですよ。そういうときに、ぜひ、市から、国や県が当てにならないんだったら、市が単独で補助を出すというぐらいの意気込みで、通学路の安全を守ってほしいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○前田祝成市長 先ほども申しあげました子供たちの安全を守るということは、非常に大切なことだというふうに思っております。そのあたりも含めてですね、私のほうでですね、前向きに検討していきたいというふうには思っております。ただ、その状況をですね、具体的にどういう状況であるのかというのをですね、個別・具体的にですね、一つ一つ確認する必要はあるかと思えます。そのあたりを踏まえてですね、検討してまいりたいというふうに思います。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、自治体がですね、中心になって取り組んでほしいと思えます。

次の質問です。

乗り合いタクシーについてですが、車の免許返納を考えている方や高齢者が、タクシーを通院や買い物に気兼ねなく利用できるよう、タクシー料金に補助をする考えはないかお聞きします。

○前田祝成市長 新たな交通システムについてということで、ことしの3月定例会で申しあげましたように、最終的なゴールを乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築、これを目指すとしても、まずは高齢者等の交通弱者の足として、目的を福祉的な意味合いのタクシー活用の仕組みづくりから進めていくことを考えておまして、特に通院や買物のための高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている現在の状況を踏まえますと、地域の移動ニーズに対応するための取り組みとして、外出支援につながるタクシー利用に係る支援策について関係課へ、これはスケジュール感をしっかり意識して検討するよう指示したところでございます。

今年度に入りまして、企画調整課、福祉課、地域包括ケア推進課の3課で4回ほど協議を重ね、本市の現状や課題、先行して実施している自治体の支援策や取組状況等について、情報共有を行い、共通認識を持ち、本市においてはどのような支援の取り組み、仕組みづくりがよいかを検討し、高齢者等の在宅での生活支援の一つとして、通院、買い物等の移動手段の確保、負担の軽減を図るという観点から、現在、タクシー利用に係る料金の一部を助成する方向で、支援対象者の範囲、あるいは具体的な支援内容等ですね、制度設計の調整を行っているところでございます。

○12番豊留榮子議員 ということは、近々そういう制度ができるということと捉えますけれども、その補助でありますとか、その範囲というのは距離のことですか、年齢の範囲ということなんでしょうか、その2点をちょっともう一度詳しく。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 現在、関係課で調整を行っている段階ですので、細かい部分までは言及できないところですが、対象者としてしまえば、年を重ねることによる身体機能の衰え、足腰の痛みなどにより、外出を控えている高齢者がいらっしゃるということ、あと障害をお持ちの方も移動に不便を感じているということを踏まえて、年齢的な範囲におきましては、高齢でという方を考えているところです。あと自動車等の運転免許をお持ちでない方や身体的理由で日常生活に支障を来している方などが、助成の対象者となるような制度設計の調整をしているということで御理解をいただきたいと思えます。距離的な範囲につきましても現在、検討中ということで御理解いただきたいと思えます。

○12番豊留榮子議員 これは私、2つ目の質問にこの乗り合いタクシーの運行の状況と書いたんですけど、これ同じことでしょうか。乗り合いタクシーはまた別ですか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま地域包括ケア推進課長のほうから申しあげましたのは、タクシーの利用に係る助成をしていきたいということで、今、検討を進めております。

乗り合いとなりますと、乗合事業というものを事業者のほうで、許可といいますか、道路運送法上ですね、そういう手続等もございます。それで先ほど市長から申しあげましたように、喫

緊の課題であります通院などにおける交通弱者への対応として、タクシー利用に係る支援策というものをできるだけ早く実現したいということで検討を進めております。

ただ、市長の公約、そして3月定例会における一般質問におきまして、先ほど市長からありましたように、最終的なゴールとして乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築というものを目指すという市長の考えというものもお示ししておりますので、この乗り合いの部分につきましても、将来に向けての課題としまして検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、高齢化が進んで、枕崎も高齢化率が高くなってきているところなんです。高齢者の方が免許返納しようと思っても交通手段がない、バスをみたくて1日に朝走ると今度は昼みたいな感じで、バスがもっとね、有効に走っていれば何の問題もないですけども、また町なかの人にしても、買い物に行くのに帰りは重たい荷物を持って帰らなければいけないということもありますし、ぜひ高齢者が安心して生活できるようなそういう交通手段をぜひ考えてほしいと要望しまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時22分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

まず、中部地方大雨災害や北海道地震により亡くなられた方の御冥福をお祈りし、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

私は、6月議会を緊急入院により欠席し、住民の方々に本当に申しわけなく思っています。

さて、ことしから市長、副市長もかわり、市職員も戸惑っている部分もあるかと思います。そのような中、枕崎市の進む道は1つです。市民一丸となって財政状況の改善、活性化のため我々議員や職員の意識改革だと私は考えております。

定年前の職員の方々が、自分はこの仕事をしたと後世に語れるよう誇りをもって退職をしていくためにも、本当にこの施政方針がどのように変わってきたのか、今までの施政方針がどのように生かされてきたのか、簡単明瞭に答えていただくようお願いしておきます。

最初に、毎年示されている施政方針の中で平成23年度から29年度の部分の取り組みについて質問してまいります。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、具体的に質問を。

○7番清水和弘議員 平成23年度施政方針には、枕崎市が置かれた危機的状況を打開するため、前市長は、実現のために職員の意識改革を図りながら行政改革を推進し、交通弱者対策などコンパクトシティの実施などを掲げております。コンパクトシティ実現に職員はどのような働きをしたのか、住民の生活環境はどのように変化したのか。私は、そのために過疎集落の交通弱者増加につながったと考えております。最近、多くの高齢者の方が買い物弱者、交通弱者となり、そのような意見が寄せられております。

平成24年度には、稚内市と友好交流盟約の締結で、両市の特産品のうち、稚内市の昆布、枕崎市のかつおぶしなどの経済交流とあります。これまでの経済交流の効果と推移についてお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、お尋ねの平成23年度施政方針での市役所職員の意識改革を図り、交通

弱者対策、あるいはコンパクトシティ実現という部分について、まずお答えしたいと思います。

コンパクトシティ実現についての取り組みについてのお尋ねということでまず答えますが、コンパクトシティ構想は、商業・教育・文化・医療・福祉などさまざまな都市機能を市街地にコンパクトに集積することにより、誰もが過度に車に依存することなく、歩いて生活できる暮らしやすい便利な小都市をつくろうということで、移動のための交通手段に乏しいお年寄りでも歩いて行ける生活圏の街のにぎわいを取り戻し、市街地の再生を目指すということを目的として、前市長の2期目の公約の中に掲げられたものでございました。

その実現に向けて、市はどのような働き、取り組みをしたのかということにつきましては、市街地とその他の地域との関係では、中心市街地は都市機能を集積させることで利便性の向上を図り、その他の地域につきましては交通網の整備を行って、中心市街地との距離感の解消を図ろうということで検討がなされております。その中では、市街地とその他の地域を結ぶコミュニティ交通の実現などさまざまな課題があり、具現化に至っていないものもあります。

がんばる商店街支援事業や商店街空き地空き店舗対策事業による市街地における空き店舗の解消、そして風の芸術展立体作品を駅通り等へ設置したことにより、芸術・文化の風薫る特色のある町並みの整備がなされ、市街地のにぎわい創出につながっている部分もあったというふうに認識しております。

お尋ねの住民の生活環境の部分での高齢者等の買い物、通院など交通弱者と言われる方々への対策につきましては、今、申し上げましたように、これまで具現化に至っておりません。私自身も本市における喫緊の課題であると認識しておりまして、先ほどの御質問にもありましたけれども、まずは、福祉的意味合いのタクシー活用による仕組みづくりというものをスケジュール感を持って進めようということですね、関係課に指示しているところでございます。

その他、稚内市との友好交流につきましてはですね、担当のほうから回答させていただきます。

○東中川徹企画調整課長 平成24年4月の稚内市との友好都市締結以降、特に昨年は5周年に当たりまして、両市の市民交流団、また高校生がお互いの地を訪れるなど、両市の交流というのは深まってきております。

お尋ねの経済交流についてであります。ただいま申し上げました市民同士の交流、これに加えましてコンカツプロジェクトによる特産品・観光等を通じた交流というものは継続されて行われているほか、経済界の皆さん方、また両市の白波会の皆さん方、そして先日は通り会連合会のほうも稚内のほうに行ったという報道もなされております。民間の皆さん方の交流も行われていると聞いております。

経済交流効果として、数値的なものとしてはお示しはできませんが、このように民間の方々がお互いの特産品等を意識した交流、これを進めていかれる中で、新たな展開といったものにつながっていくことも期待できるのではないかとというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 各地域の北海道物産展はですね、いつもいろんなテレビ等でニュースが流されている状況です。

稚内の方々が友好交流自治体としてことしの新酒祭りに出席されるという話も聞いております。

今まで以上に、互いの経済友好交流を深めるために、毎月第3日曜日、これまで21年間続けている朝市を実施しているメンバーがですね、今後、稚内物産を展示・販売する考えを持っているようであります。これに対して、行政として支援する考えはないのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 先ほどからの答弁でもございますように、本市と稚内市におきましては平成24年に友好都市盟約を締結して以来、両市のコンカツプロジェクトを初め、民間団体においても密接な交流をしていると承知をしているところであります。

こうした中、稚内特産品の本市における販売につきましては、お魚センターにおいて稚内特産品コーナーを常設しているほか、両市の関係団体主催による祭りで、それぞれの販売担当者が出

向いて特産品を販売し、また民間団体のイベント及び個人の取引においては、それぞれで仕入れて販売をしていると承知をしております。

市といたしましては、こうしたそれぞれの積極的な取り組みを行うことは大変喜ばしいことと考えておりますので、朝市の関係者の皆さんに対しましても、特産品の種類、販売に関するさまざまな情報を収集しながら、こういった提供をするなど、側面から支援していきたいというふうな形で考えております。

○7番清水和弘議員 稚内物産品の展示品がですね、どこを見ても本当に少ないですよ。今後、ふやす考えはないんですか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永江隆水産商工課参事 本市と稚内市の友好交流盟約を契機に、お魚センターにおきましては、直営売店の一角に稚内特産品コーナーが平成23年度から設けられております。

売上高を年度別に申しますと、平成23年度71万1,000円、平成24年度29万3,000円、平成25年度30万9,000円、平成26年度13万7,000円、平成27年度6万9,000円、平成28年度6万5,000円、平成29年度9万3,000円となっており、売上高の減少と同時に現在のブースの状況になっているというのが、現状でございます。

○下山忠志水産商工課長 ただいま参事が申し上げましたように、お魚センターに常設している稚内物産コーナーにおきましては、以前からそういった販売をしておりますけれども……。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○下山忠志水産商工課長 お魚センターに来るお客様というのは、県外からのお客様が多いというふうなことで、お魚センターに、枕崎に何を求めに来るかと申しますと、やはり本場のカツオを食べたい。これまでも、私、駅の思い出ノートを毎日見ているわけでございますけれども、その来ていただいた方々が記入されていることは、枕崎にカツオを食べに来ました、カツオがおいしかったです、というふうな意見がさまざま出されております。

このようにですね、枕崎には、やはり本場のカツオを食べたいというふうなことから、枕崎で稚内商品を市外の方々が買うというふうなことは余り見受けられないところでありまして、現在、参事が申し上げましたように、だんだんと消費期限でありますとか、そういった残数を見ながら仕入れをしている中で、少しずつその不要なもの、あるいはお客さんが求められないものを排除しながら、また必要なものについては新たに追加をしながら、しているところでございまして、現在、そういった状況にあるところです。

○7番清水和弘議員 この問題はですね、チェックとアクション、PDCAのですね、これが不足していると思うんですよ。せっかくこの稚内市と友好交流盟約を結んだのであればですね、やっぱりお互いがウイン・ウインの形で進めるためにもですね、もっと稚内物産品の展示品を多くしていただきたい。これを要望して次の質問に移ります。

平成25年度施政方針に、空港跡地でメガソーラーが展開され、事業者から土地賃借料や地域貢献策として年間8,500万円が本市及び南薩エアポート株式会社へ支払われる予定だと述べられております。これまでの年次ごとに支払われた金額について、また本市財政状況に貢献できている状況を市民がわかりやすいような答弁をしてください。お願いします。

○東中川徹企画調整課長 枕崎空港跡地の太陽光発電事業者からいただいている本市への寄附金、それから土地使用料、それと南薩エアポート株式会社への太陽光発電所の管理委託料等について平成25年度から年次的に申し上げます。

平成25年度が、地域振興のための寄附金と土地使用料、南薩エアポートへの管理委託料を合わせまして8,840万円、同じく平成26年度は8,598万3,000円を本市に対して貢献をいただいております。

平成27年度以降は、寄附金と土地使用料を合わせまして4,700万円、あと南薩エアポートへの管理委託料1,780万円の合計6,480万円を毎年度いただいておりますほか、平成27年度からは発電設備の償却資産に係る固定資産税も課税されております。それを含めると、毎年度おおよそ8,000万円程度、本市に対する貢献をいただいております。

また、毎年度いただいております寄附金につきましては、地域振興基金に積み立てをいたしまして、子ども医療費助成事業など、地域の活性化及び住民の福祉の向上のため役立たせていただいております。以上です。

○7番清水和弘議員 今、企画課長は25年、26年、27年と言われたと思うが、28年、29年はどうなっているんですか。

○東中川徹企画調整課長 25年度、26年度、幾らずつと申し上げまして、27年度以降ということで、あとの数字は申し上げました。

27年度以降は、寄附金と土地使用料ということで毎年度4,700万円、南薩エアポートへの管理委託料1,780万円の合計6,480万円、それと毎年度、固定資産税につきましては、課税標準の特例がありましたとか、償却の関係で毎年度若干変わってきますので、その額については正確にはここでは申し上げられませんが、その分を含めると毎年度、平成27年度以降については8,000万円程度ということで貢献をいただいているということでもあります。

○7番清水和弘議員 結局、前市長が言われていたこの8,500万円が本市のほうに入ると、エアポートに、合計してですよ。今、8,000万円ぐらいということですから、500万円はちょっと不足しているということの理解でよろしいんですね。

○東中川徹企画調整課長 その当時申し上げたのは、その固定資産税等を含めましてということで申し上げたと思いますが、その時点では固定資産税の額というのははっきりしていなかったと。それで、固定資産税の申告をしていただいて、毎年度その部分がふえてまいります、それが少なかったということではなくて、その時点では8,500万程度と申し上げましたけど、おおよそ8,000万円は毎年入ってきているということでもあります。

○7番清水和弘議員 この8,000万円程度、南薩エアポートの部分は置いといてですよ、この本市の決算書にはどこに載っているんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 寄附金につきましては、款が寄附金、目が指定寄附金、この中で総務管理費寄附金ということで、寄附金の額が出てまいります。

そのほか使用料につきましては――申しわけございません、詳細に申し上げられませんが、使用料の中で出てまいります。(41ページに訂正発言あり)それと、南薩エアポートの部分については南薩エアポートへの管理委託料になりますので、市の予算上は出てまいりません。それと、固定資産税については歳入の中の固定資産税の中に含まれております。

○7番清水和弘議員 次にですね、平成26年度施政方針には市内16団体の参加を得て枕崎漁港コンテナヤード整備促進協議会を設立、コンテナヤード整備は、地場産品の輸出の可能性を飛躍的に高めるものであり、地場産業を振興した企業誘致を推し進めることにより、雇用の場を確保・増大し、これまで流出が続いていた若い世代の定着を促すとあります。雇用の場の確保・増大や若者の定着状況は、現在どのようになっているのかお願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎漁港におけるコンテナ取扱施設の整備促進につきましては、平成25年11月に官民共同で枕崎漁港コンテナヤード整備促進協議会が発足され、枕崎漁港及び県内における輸出入貨物の基礎調査や当漁港を拠点とした輸出入の可能性、そしてかつおぶし用原魚となる冷凍カツオのコンテナによる調達の状況、今後の運搬船の見通しなどについて調査・研究を行ってきております。

枕崎漁港の整備は、平成23年に枕崎漁港高度衛生管理基本計画と枕崎地区特定漁港漁場整備計画が策定され、外港南側の水深9メートル岸壁1バース、そして高度衛生管理型荷さばき所1

棟が整備され、平成28年4月に……（「議長、私、質問はですね、雇用の場の確保増大、若者の定着状況はどうなっているかということについて質問しているんですよ」と言う者あり）つながりがございますので、前段から申し上げているところでございます。（「時間がないですから早目をお願いします」と言う者あり）さらに平成29年には、外港南側の高度衛生管理型荷さばき所2棟目の改築と水深9メートル岸壁第2バース及び第3バースの新設、内港の水深4.5メートル岸壁改良、外港北側の青物魚荷さばき所と内港の近海魚荷さばき所の高度衛生管理型化、そして製氷施設の新設を新たに追加し、新たな枕崎漁港高度衛生管理基本計画と枕崎地区特定漁港漁場整備計画として策定されました。

整備の進め方につきましては、鹿児島県や枕崎市及び枕崎市漁協と協議しながら整備の優先を定めて進めております。

コンテナ取扱施設整備につきましては、平成28年に水産庁や鹿児島県に要望を行い、その必要性について理解していただきました。しかしながら、コンテナ取扱施設が漁港漁場整備法に規定されていないことから、今回の枕崎地区特定漁港漁場整備計画には盛り込まれませんでした。

このため、この計画で整備される外港南側の高度衛生管理型荷さばき所2棟目の改築に続いて、別事業で整備することが望ましいと関係者一同理解しているところです。

コンテナ取扱施設が整備されると、冷凍コンテナ船からの水揚げや電源施設での保管、管理等、新たな作業工程が加わり、新たな雇用が見込まれることが想定されます。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、現在、整備優先度の最も高い水深9メートル岸壁2バース目、延長約100メートルを整備中で、コンテナ取扱施設の整備には至っておりませんので、雇用の確保等の効果までは至っていないところであります。

○7番清水和弘議員 次に、平成27年度施政方針には、地方創生元年で国が打ち出す諸施策を十分に活用すべく取り組むとあります。私ら3人の同僚議員はですね、この当時、担当大臣であった石破茂大臣にお会いし、いろいろな話を伺ってまいりました。そういう中で、いろいろな質問をしてきています。

ほかの自治体は、ふるさと納税返礼品への取り組みが素早く、多くの効果を上げ、財政状況も改善されている状況も見られております。

本市の場合、他自治体がうらやむくらいの加工品などの製品も多数あり、本市の取り組みが本気に、やる気があればですね、企業の活性化、若者の雇用、税収増につながり、本市財政状況も大きく改善できると私は信じておるんです。他市に比べ、本市の取り組みがおくれた理由について、お伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税に対する返礼についてであります。ふるさと納税の制度創設当初、本市においては、平成20年8月にふるさと応援寄附条例制定のための協議の中で、寄附者に対するお礼というものは、制度の趣旨を考慮して、特産品の贈呈は行わず、お礼状の送付にとどめることを決定いたしております。

これは、ふるさと納税に対する返礼については、ふるさと納税制度の制度設計をした審議会の中で、各自治体の常識的な判断に任せるといったことや、寄附を受けた自治体においても、納められた額の100%が税として使われるのではなくて、返礼に回されるといった税が偏在してしまう危険性についても言及されていたと。税制の問題からも余り好ましくないといった考え方も示されておりました。こういった国等の考え方といったものを踏まえての対応でありました。

その後、各自治体が多額の寄附を獲得すること等を目的に、寄附者への返礼品として多くの特産品を準備いたしまして、そのことが地元製品のPRなど、地域情報の発信もあわせて制度活用がなされていること、これらを踏まえまして検討を進めました結果、平成27年2月に返礼の一環として特産品の贈呈を行うということを決意いたしまして、その後、平成27年度中に返礼品の選定、また取り扱う事業者等の詰めを行いまして、平成28年1月から返礼事業を開始したと

ころであります。

このような経緯の中で、本市の返礼事業の取り組みというものは、先行する自治体におくれたわけではありますが、その当時の国等の考え方、またそれぞれの自治体の取り組みなどを考慮、検討したものであったということは御理解をいただきたいと思えます。

あと、返礼事業開始後から現在まで、協力事業者の御努力による返礼品の充実等によりまして、寄附額については、平成28年度が1億1,680万4,571円、平成29年度は5億1,828万2,939円と大きな伸びを示しております。このことは、本市のまちづくりのための財源の確保のみならず、協力事業者、また生産者を初めとする本市地場産業の振興にも大きく貢献しているものと思えますし、今後におきましても、本市の情報発信、PRにつながる取り組みというものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 今、28年1億1,000万、29年5億ぐらい、こういうお金がですよ、生まれてくるわけなんですよ。南さつま市ではですよ、小中学校の給食費無料化に使われているわけなんですよ。だから私はですね、本気にですよ、PDCAの見直し、特にチェックとアクション、これは今後、力を入れてほしいんですよ。約束できますか。

○東中川徹企画調整課長 過去の経緯については先ほど申し上げましたようなことでありますが、制度開始後におきましては、いろんな返礼品をふやす努力というものをさせていただいたりですね、また本年度については、新たなポータルサイトの追加といったものも考えておりますし、返礼事業の一部について、民間の事業者の方の知恵をかりるということで委託をすることになっております。それが、今までのことを総括といいますか検証した結果、そのような次の取り組みに生かしているということで御理解をいただきたいと思えます。

○7番清水和弘議員 次にですね、28年度施政方針によると、総合戦略の基本方針には枕崎で安定した雇用を創出する、枕崎への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの4つの柱を据え、各課の長期計画のうち、特に過疎債に資する175事業について策定するとあります。

新しい人の流れの推移はどうなってきたのか。そして、10年後の本市の人口目標2万人と掲げていますが、これは達成されるのかどうか。また、それを達成するための努力をどのようにしているのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、私のほうからは、過疎計画の175事業について、またその成果等について申し上げまして、後段のほうは、担当参事のほうから答弁を申し上げます。

まず、過疎地域自立促進計画につきましては、総合振興計画に基づく事業を過疎対策事業債という有利な地方債を発行して実施する場合には、過疎計画に掲げられていることが条件となりますことから、これまで継続して実施している事業、それと計画期間内に新たに取り組む事業等を幅広く拾い上げて計画に盛り込んでいるものであります。

お尋ねの平成28年度に策定しました当初計画に掲げた175事業についてであります。産業の振興の分野では、農業・林業の基盤整備、漁港施設、観光またはレクリエーションに係る施設整備、それと農林水産業、商業、観光等に係るソフト事業を合わせて46事業、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の分野では、市道や橋梁の整備、それとデジタル防災行政無線整備事業など47事業、生活環境の整備の分野では、下水道処理施設、消防施設、公営住宅の整備など15事業、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野では、予防接種事業、がん検診事業、子ども医療費助成、介護予防事業など36事業、医療の確保の分野では、救急医療の運営等に係る事業として2事業、教育の振興の分野では、校舎等の学校教育関連施設の整備、それと国体開催準備事業など22事業、地域文化の振興等の分野では、国際芸術賞展など4事業、集落の整備の分野では、自治会組織の充実に係る事業など2事業、その他地域の自立促進に関し必要

な事項として、行政と市民との協働に係る1事業、合計で175事業を掲げております。

計画に盛り込んだ事業の効果ということではありますが、それぞれの事業の実施によりまして、産業振興や交通体系の整備、保健・福祉の向上、教育の振興など、それぞれ目的に沿って地域の自立促進に向けた効果というものが得られていると思っておりますが、過疎債の活用による財政効果というものも大きいものがあるというふうに考えております。

○平塚孝三企画調整課参事 次に、私のほうから新しい人の流れの推移はどのようになっているのかという点について申し上げます。

総合戦略の枕崎市への新しい人の流れをつくるの分野では、指標といたしまして若年人口の流出割合を平成31年に50%以内、都市部、東京都、愛知県、大阪府、福岡県からの転入者数を平成31年に30人の増、年間観光入込客数を対前年比2%増とすることを掲げております。

現状といたしまして、若年人口流出割合は、平成7年国調の0歳から4歳の人口は1,212人でありまして、その20年後の平成27年国調における20歳から24歳の人口は609人となっております。その割合は49.8%、都市部からの転入者数は、平成29年の実績が77人で前年の99人に比べ22人の減となっているところです。

年間観光入込客数は、平成29年の実績で49万4,256人、前年比22.9%、数にして14万6,642人の減となっておりますけれども、年間観光入込客数につきましては、昨年の台風により例年14万人程度集客するきばらん海港まつりの中止が大きく影響しているものと思っております。

本市の人口ビジョンにつきましては、平成37年に2万人を維持することを目標と掲げております。現状を申しますと、平成29年10月1日現在の県の国調推計では、本市の人口は前年比1.9%、407人の減で2万1,212人となっており、県内においては、人口増減は3市町で増加し、40市町村で減少している状況であります。

住民基本台帳上の人口移動の平成29年度の状況について申しますと、出生が133人、死亡が330人の197人の自然減少、転入722人、転出830人で108人の社会減少となりまして、年間305人の減少となっておりますけれども、平成28年度と比較しますと、平成28年度は年間449人の減少でありまして、144人減少が減っており、減少率も2.0%から1.4%と0.6ポイント減少している状況にはあるところです。

次に、目標人口維持のための対応についてではありますが、地方創生総合戦略につきましては、本市の人口減少に歯どめをかけて安定した人口を維持しながら、持続可能な地域づくりの礎を築くための10年と捉え策定しました第6次総合振興計画との整合により一体的に政策展開することとし、計画の施策、事業の選定に当たりましては、市民の声を十分に踏まえて市民サービスの向上を目指して、最少の経費で最大の効果を得られるよう施策の展開を行っていくこととしていくところがございます。

人口減少を鈍化させるためには、社会増減においては、進学時に枕崎市外へ出た若者の世代が、再び枕崎に戻ってくることも注視しなければなりませんし、本市の人口減少を緩和させるためには、特に若い世代が枕崎に住み続け、枕崎で働き、そして結婚・出産・子育てを行うことが肝要となっているところがございます。

本市の総合戦略のパッケージの4分野につきましては、全体で4分野15事業63メニューを掲げまして、計画期間において財政状況を考慮しながら実施または実施に向けた検討を行いまして、それ以後におきましても、その事業効果に基づき継続すべき事業は引き続き実施していくものとし、本年度は、17事業を総合戦略事業として実施しているところがございます。

今後の新規事業といたしましては、移住定住対策の観点から、移住者が居住環境を高めるために行う定住等を目的としたリフォーム等に対する助成制度について検討を進めていくこととしております。また、国におきましても、東京一極集中是正に向けまして、地方への移住、起業家に対する支援制度の創設などの検討がなされておまして、国の動向を踏まえながら、事業の検討

を行ってまいりたいと考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、平成30年度施政方針について質問していきます。

安心・安全な生活環境づくりについて、かつおぶし製造工場周辺住民からですね、住民からの声として、朝5時ぐらいからリフターの音など騒音で眠れない、また、洗濯物を屋外に干すと悪臭がしみつき洗濯物が汚れる、河川の汚水状況は少しはよくなっていますけど、やっぱり悪臭がひどくて子供たちが枕崎を出て行ったなどの声もあります。

かつおぶし製造業が本市の基幹産業であるというならばですね、市民から信頼されるような運営をしてほしいものです。

市長の施政方針では、多くを触れていませんが、このような状況を市長はどのように思っているのかをお伺いいたします。

○前田祝成市長 本市は、かつおぶし製造を中心とする水産加工業の町として発展してまいりました。その過程におきましては、議員からございましたように作業時の音やにおい、排水などの問題が発生しまして、市民からさまざまな御意見をいただいていることは把握しておりますし、問題解決に向けた取り組みを実行していくことが必要であることも十分認識しているところでございます。

このような中で、市民が健康で文化的な生活と良好な環境を保つことを目的に、枕崎市民の環境を守る条例、これが昭和54年に定められ、他の市町村では制定事例の少ない枕崎市の河川をきれいにする条例が平成11年に定められ、良好な環境の保全、公害防止など必要な施策に取り組んできているところでございます。

また、下水道事業の取り組みや合併処理浄化槽設置への推進などにより、河川等への排水対策にも力を入れてきております。

施政方針に取り上げていないというお話でございましたが、ここにつきましてはですね、施政方針というものは、問題を掲げるというものよりもですね、施策を述べるものというふうな認識がございまして、6月議会で申し述べました施策方針の中では、第6次枕崎市総合振興計画の目標達成のための施策の、今ございましたが、安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくりという項目の中で、環境対策における施策説明の中で申し述べました事業場の適切な排水処理の指導強化に努めるとともに、公共下水道区域外の浄化槽設置を積極的に推進しますということをごささせていただきましたが、その施策説明の中に、その前段の課題としてですね、問題として包含されているというふうな認識で考えておまして、そのなぜという理由を申し上げますと、そのような認識になります。

環境対策につきましては、市の責務、そして事業者の責務、市民の責務など市全体で取り組まなければならないと、それで解決しなければならないというふうに考えているところでございまして、環境保全活動、そして環境教育に関しましてはですね、積極的に啓発していきたいと、このように考えておるところでございます。

○7番清水和弘議員 この河川の汚水状況、悪臭状況はですね、ほんと私の周囲でも2人の若者が、ほかのところに移住しました。このような思うことがあるわけなんですよ。だから、市長もその辺の声にも耳を傾けてですね、今後、市政をやっていただきたい。

次にですね、私はびっくりしているんですが、市職員の電話の対応のあり方なんですけど、私は枕崎市役所に電話する場合、自分のファーストネームを名乗っているんですけど、市の職員で最初からファーストネームを名乗った方はいませんよ。何々課ですと言うだけでですね。それは担当課によって違いますよ。全てが悪いとは言いません。この指導はどうなっているんですか。

○本田親行総務課長 私たち市役所職員の接遇は、行政サービスの提供者といたしまして、市民の皆さん方から評価を受ける基礎となるものであり、市民の皆様と信頼関係、協力関係を築いていく上で極めて大事であると考えております。

接遇の向上につきましては、市独自で作成いたしました接遇ハンドブックを基本といたしまして、臨時、非常勤職員等を含めました職員全員の一人一人がベストな接遇とは何かを常に考え、自分自身が枕崎市の顔であるという自覚を持って行動ができるように市役所全体で取り組んでいるところでございます。

御指摘のございました電話対応につきましても、ハンドブックの中で、市民の皆さんに安心感と丁寧な印象を与えるとともに職員自身が電話対応に責任を持てるように、電話を受けるときには何々課何々ですと、所属名と自分の名前を名乗ることといたしております。

全体的にはうまく実践できて接遇の向上が図られてきているとは考えておりますけれども、時には、市民の皆さん方から職員の接遇について指摘がなされるということもございますので、電話対応に限らず、身だしなみ、挨拶、言葉遣い、窓口対応といった接遇全体について常に点検・確認を行って、改善すべき点がございましたら、直ちにその対応をとってまいりたいと思っております。

○7番清水和弘議員 私は電話する中ですね、なぜ職員が名前を名乗らないか、これはほかの自治体からも言われているんですよ。責任が発生するから名前は名乗りたくないんだと。

総務課長は、この件について私は指摘をしますけど、指導しましたか。

○本田親行総務課長 ただいま、議員からお話があった件につきましては、私のほうに議員のほうから連絡があった件についてかと思えます。そのことにつきまして連絡をいただいてから直ちに電話交換手にそのときの状況を確認いたしました。副市長への電話の取り次ぎであったことから、確認のために電話をかけられてこられた方のフルネームをお尋ねしたとのことでありました。

電話交換手のほうは自分の名前を名乗らなかったとのことでございましたので、基本的なことではございますけれども、相手方に名前をお尋ねする場合には自分のほうも名前を名乗るなど、適切な対応をとるよう指導したところでございます。

また、電話交換手の業務についてですけれども、本市におきましては、基本的に市役所の代表番号にかかってきた電話は、電話交換手が「枕崎市役所でございます」と受けた後、担当課、担当者に電話を取り次いでいるところでございますけれども、それが一般的な形と考えておりました。県や近隣市にも照会いたしました。代表番号にかかってきた電話交換手の電話の受け方は、本市と同様に「鹿児島県庁です」、「何々市役所です」、あるいは「何々市役所電話交換手です」といったふうで、いずれも電話交換手の名前は名乗っていないとのことでございました。

議員から御指摘の件につきましては、御意見として承らせていただき、電話対応等の接遇につきましては、今後とも市役所への信頼と満足度を高める取り組みといたしまして、努力してまいりたいと考えております。

○7番清水和弘議員 憲法第15条に公務員は全体の奉仕者というふうになっていると思うんですけど、全体の奉仕者ですからね。市民の税金で賄ってるのは、市職員の給与ですよ。その辺を重く受けとめて、今後対応していただきたい、これはお願いしておきます。

次にですね、市職員の意識改革について、三反園知事も中堅職員17名ほどを、年3回集まり活性化委員会をつくり、部局の垣根を越えたアイデアを出し合っているとあります。

前田市長においても、若手職員78名と語る会を実施しているとありますが、この若手職員を指導するというのがですね、これは私も長い目で見た場合はいいと思うんですよ。しかし、市長、我々議員、任期は4年間、その中でどうなるのか、行政を実際に運営するのは課長や係長クラスの職員だと私は思っているんです。

今、市長がやっているようなことではですね、指示系統がうまく回らないのではないかと本当に心配しているんです。そういう中ですね、職員の意識改革について、私は効果的なやり方というのはですね、1部、あるいは2部上場の民間会社に市の職員を二、三人、1年か2年でもい

いですよ、出張していただくことですよ。そして、民間がどのような行動をしているのか、その辺を学ぶことが一番最優先されるんじゃないかと思うんですけど、市長はどう思いますか。

○前田祝成市長 意識改革についてでございますが、まず私が意識改革というふうに掲げている理由といたしましては、変わると、変革を起こす。そのためには、最終的に行動を変えることだと思いますが、まずは行動を変えるためには、その意識を変える必要があるという必要性があるということをお考えましてですね、意識が変われば行動が変わるということですね、意識改革というのをスタートさせたところでございます。

対応としましてはさまざまございますが、その重要性を職員に伝えること、そして毎週の課長会議、あるいは施政方針の中でも申しましたが、78名の若手との語る会、このあたりでしっかりやっていきたいというふうに考えております。

今、議員からございました日常の仕事の中で指示命令系統を伝えるためには課長、係長との話をもっと重点的にしたほうがいいんじゃないかということでございましたけれども、そこにつきましてはですね、本当に日常的にはですね、確かにそこです。そこをしっかりとやらないといけません。それを私は意識して、しっかり課長会議でも伝えておりますし、係長にも伝えますし、そのヒアリングの中で課長、係長にも話を聞いているというそういう状況がございます。

そうするとですね、そこだけで話を聞くっていうのも当然、大事なことですけれども、もっと若手のほうにも話を聞きたいということでやったのが、就任早々にやりました78名との若手との会ということです。ですので、決して課長、係長、本当に幹部の方々とのコミュニケーションをないがしろにしているわけではなく、そこが中心になっているからこそ若手にも話を聞きたいということで、今回やらせていただきました。

そしてもう一つございました、その民間への職員派遣という話ですけれども、そこでもですね、私も非常に重要なことかなというふうに思っております。民間であったり、あるいは東京、大阪、福岡の、例えば鹿児島県の事務所であったりとかですね、そういう形で視野を広げるという意味では、職員のそういう研修というのは非常に大事なことだろうというふうに思います。

そのあたりは、職員の人数の問題だとか、派遣を何人できるのかとかいろいろございますけれども、ただもう一つはですね、私も民間の出身でございますし、副市長も民間の出身でございますし、そのあたりのですね、民間のノウハウという部分はですね、日常の仕事の中でもですね、どんどん伝えていきたいというふうに考えておりますので、ぜひそのあたりも見えていただいて、また何かもっと違うぞということがございましたら御指摘いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○新屋敷幸隆議長 済みません、傍聴席は私語を慎んでください。

○7番清水和弘議員 次にですね、本市活性化について質問していきます。

平成25年12月24日、県のほうは、かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例を制定されているわけですね。枕崎でもですね、平成26年12月議会で一般質問され、このとき市長の答弁は、個人の嗜好にかかわる分野であるために自治体が条例を制定することはなじまないと答弁されているわけですね。

ところが、県内でも5つの自治体、いちき串木野市、奄美市、龍郷町、喜界町、宇検村など5つの自治体がこの条例を制定して、まちの活性化に貢献している状況なんですよ。

枕崎の財政状況を改善するためにはですね、このようなことも取り組んでいくべきだと私は思うんですけど、枕崎本格焼酎で乾杯する条例を制定する考えはないのか市長にお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例の制定につきましては、地方分権改革の進展に伴い、鹿児島県議会において、政策立案機能や監視充実・強化に取り組む中で、本格焼酎の製造業や関連産業の振興を図るための条例について、焼酎産業振興条例案作成委員会を設置して策定作業を進め、議員提案として県議会に上程して制定さ

れたと承知しております。

この提案の背景には、蒸留酒である本格焼酎が鹿児島県において古い歴史があること、疲れを癒やすための独特の晩酌の風習及び伝統産業である酒器の製造業があること、焼酎と密接な関係を持つ焼酎文化が伝統として受け継がれていること、本格焼酎が鹿児島県の特産品であること、原料となる農産物を生む農業を初めとした関連産業が鹿児島県の主要産業となっていること、また、鹿児島県が観光立県を目指しており、郷土の魅力の発信の一つとして、県外客に対して本格焼酎による乾杯、鹿児島県の郷土料理、伝統工芸品である酒器等の焼酎文化によるおもてなしに努める必要があるためとなっております。

さらに、基本理念といたしましては、製造業及び関連産業の振興について、これらを行う者の創意工夫の努力、普及及び販路拡大、焼酎文化への理解とおもてなしの促進等を掲げ、鹿児島県や製造業者、関連産業事業者、大学及び研究機関、県民それぞれの役割、最後に個人の嗜好と意思を尊重すると明記をされております。

さらに、先ほど議員から申し上げられました県内5市町村につきましては、こういったおもてなし条例というふうな条例ではございませんで、本格焼酎、あるいは黒糖焼酎の乾杯を推進する条例というふうな形で、こういったおもてなしとかそういうふうな項目は定められていないところであります。

本市には、さつま白波の本社及び工場もあり、大切な特産品となっていることは十分理解しておりますが、焼酎以外にも枕崎茶、かつおぶし、電照菊などさまざまな大切な特産品が存在することから、こういった本市のあらゆる産業と特産品を含め、産業の振興とおもてなしに関する条例の制定について、必要性や策定の手段等を含め研究してみたいと考えます。

○7番清水和弘議員 市長の答弁、少しお願いします。

○前田祝成市長 今、水産商工課長から説明があったとおりでございます。各地の乾杯条例、あるいはおもてなし条例等の制定背景というのもございます。枕崎市の場合も当然、さつま白波がでございます。市民の方々の機運とかですね、そういう部分も非常に大事であろうかとは思いますが。

ただ、条例に似つかわしくないという以前の判断があったということも承知しながらですね、今後、産業振興の中ではですね、可能性というか、その辺を研究していく必要があろうかというふうに思っておりますので、研究してまいりたいというふうに思います。

○7番清水和弘議員 次にですね、三島村村営船のフェリーみしまが本市に寄港をしなくなって、本当に寂しい思いをしているんですよ。このみしま丸がですね、本市に来ることによって、医療機関、それからまた商店街、それから魚の水揚げなど、いろいろなメリットがあると私は思っているんですよ。

3月議会では、市長は、三島村の意向でこのようになったという答弁をしていますが、今後、この村営船みしま丸の寄港をどのように考えているのかお願いします。

○前田祝成市長 3月議会でも経過等をお話ししたかと思いますが、私が市長に就任以来ですね、三島村の大山村長ともですね、直接お話しする機会もございますし、非常に良好な交友関係をつくらせていただいているところでございます。

直接、この件につきましてですね、これまで具体的な話には至っていない状況でございます。お互いにこれからも良好な交流を続けて、進めてまいりたいという気持ちは同じであるというふうに思っておりますし、枕崎寄港に対するですね、いろいろな、さまざまな方々からの御意見、お声というのもですね、私のほうにも届いております。

確かに、これを実現するためにはですね、さまざまクリアしなければならない課題があるということは認識しておりますが、将来的には、その可能性をですね、しっかり探っていくことが大事なことではないかというふうに今、思っているところでございます。

○7番清水和弘議員 次に、枕崎市営球場の整備について質問します。

私もいろいろ補助金、交付金等を調べましたが、結局、枕崎市のふるさと納税により得た資金に頼る以外ないのかと私は思っているんですけど、宝くじ補助に頼るべきなのか、どっちを優先するんでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 野球場の整備につきましては、安全性の観点からですね、防球ネットでありますとか防球フェンス、それからラバーフェンス、あとバリアフリー化などですね、全体的な整備が必要かと思えます。しかしながら、施設整備には多額の予算を必要としますので、国、県、その他そういった補助事業をですね、活用するなど、市の財政の負担の少ない整備を検討していく必要があるかと思えます。

加えて、ほかの公共施設の関係でありますとか、2020年に国民体育大会が、鹿児島大会がですね、開催されまして、枕崎でもその競技会が開催されますので、それに向けた準備も必要でありますので、長期的な計画に基づいた施設の整備が必要ではないかと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後1時6分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画調整課長から、発言を求められておりますので許可いたします。

○東中川徹企画調整課長 大変申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の7番議員の質問に対する私の答弁の中で、空港跡地の太陽光発電事業者からの土地使用料について、決算書の掲載箇所について使用料と申し上げましたが、これは、財産収入でありましたので、おわびして訂正をお願いいたします。

○新屋敷幸隆議長 発言の訂正については、議長の許可となっております。

ただいまの企画調整課長の発言の訂正については、申し出のとおり許可いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。よろしく願いいたします。

今回は、高齢化社会に対する取り組みについて、いわゆる交通弱者対策をどのように進めていくのかを質問いたします。

私の議員初の調査は、日置市の地域交通の取り組みでした。それから、これまでも当局からは運行関係者との折衝、研究も行ってきたとの答弁がありましたが、しかしながら、実行には至っておりません。高齢者の外出を促し、健康と利便性を維持し、快適な生活環境を提供する支援は不可欠であります。行政の務めとも思っております。

午前中にも関連した質問もありましたが、初めに高齢者等及び交通弱者の交通手段確保はどのようになっているのかを質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 午前中の質問者への答弁と重なりますが、新たな交通システムについては、ことし3月の定例会で申し上げましたように、最終的なゴールを乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築を目指すとしても、まずは高齢者等の交通弱者の足として、目的を福祉的な意味合いのタクシー活用の仕組みづくりから進めていくことを考えておまして、特に通院や買い物のための高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている現在の状況を踏まえ、地域の移動ニーズに対応するための取り組みとして、外出支援につながるタクシー利用に係る支援策について、関係課へスケジュール感を意識して検討するよう指示しております。

今年度に入りまして、企画調整課、福祉課、地域包括ケア推進課の3課で、4回協議を重ねております。本市の現状や課題、先行して実施している自治体の支援策や取り組み状況等について、

情報共有、共通認識を行い、本市においてはどのような支援の取り組み、仕組みづくりがよいかを検討し、高齢者等の在宅での生活支援の一つとして、通院や買い物等の移動手段の確保、負担の軽減を図るという観点から、現在、タクシー利用にかかる料金の一部を助成する方向で支援の対象者の範囲や具体的な支援内容等の制度設計の調整を、今、行っているところでございます。

○8番禰占通男議員 今、市長も作業中ということですが、この一部支援ということですが、この人口構成というか、対象者の予測など、ある程度の把握ということはできてるんですか。どのぐらい対象者がいて、金額も後で聞いていきますけど、その対象者の把握について質問いたします。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 お尋ねの対象者の把握についてですが、現在、高齢者と言われる65歳以上の高齢者は8,000人を超えているところです。75歳以上の高齢者につきましては、4,000人を超えているところです。そういった対象者となる高齢の方がいらっしゃるんですが、その中で免許をお持ちでない方であったりですか、また要介護の認定を受けている方、それと高齢者ではないですけども障害をお持ちの方、そういった方々の人数というのは把握をしているところでございます。

午前中の質問でも答弁申し上げましたとおり、そういった数値を把握して、こういった方を対象の範囲と定めるか、今、検討中でございますので、その辺も踏まえて、今後、他市の年齢等の対象範囲も含めまして、本市でこういった支援策、対象の範囲とするか検討を進めてまいりたいと思っております。

○8番禰占通男議員 国、県の補助金を活用するのか、そういうことで法定協議会の設立ということが重要になってくると思うんですけど、その法定協議会の設立についてはどのようになってるんですか。

○東中川徹企画調整課長 地域交通の体制の変更といいますか、確立ということであれば法定協議会をつくりまして、そこで検討をいただくということが、そこでの合意というのが必要となっております。

ただ、それについては午前中も若干、申し上げましたが、乗合事業等についてということで、今後も検討は継続していくということではありますが、現時点での福祉的意味合いのタクシーを活用した支援という形での取り組みの中では、その協議会の設置というものについては法定とされておられませんので、今のところは考えていないところであります。

○8番禰占通男議員 次の2番目で、もう一度、法定協議会については聞きますけど、2番目の質問に移って、交通弱者の生活確保維持に可能な、国とか県、財政支援についてはどのようなものがあるんですか。

○東中川徹企画調整課長 交通弱者の生活交通確保維持対策ということで、コミュニティーバス、デマンド交通など、地域公共交通として運行する場合の国の財政支援ということについて申し上げます。

国においては、過疎地域等の交通不便地域の移動確保、それと現在、地域間で運行しているバス系統を補完することを目的として、地域公共交通確保維持事業を掲げておりまして、地域公共交通の運行に係る収支において算定された欠損額、これを補助対象としまして、その一部について補助金を交付しております。

なお、先ほど申し上げましたように現在、検討されている福祉的な意味合いでのタクシー利用に対する国の支援といいますか、補助については、その活用が可能となるものは、今のところ支援策としてはないところであります。

○8番禰占通男議員 今、国土交通省と総務省関係の事業というか、補助金についての答弁がありましたけど、先ほどの法定協議会の活用となると先ほど対象者の把握という、人数のことですけど、この法定協議会、この分については地方公共団体も含まれていますが、この地域公共交

通調査事業というのは、国のほうも項目があり、計画の策定、それに必要な経費、そういったことに対してのデータ収集、分析の費用、また、これからタクシーに一部補助するということですが、そういうことについての市民に対してのアンケート実施費用、それから事務費もということが、これは項目になってるんですけど、やはり単独事業でいくのもいいですけど、国やら県の補助金を活用できるものなら、法定協議会を先に立ち上げて、こういった恩恵を受けるのも一つの手じゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま申しあげましたように、地域公共交通確保維持事業ということで、地域の特性とか実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保、維持するため、バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通、デマンド交通の運行等、そういうことを行う場合にはそういった、ただいま委員からありましたような、そういう国からの支援というのはございます。

それと地域公共交通確保維持ということでは、以前から申しあげましたように、以前、検討を行った際には、財源的な問題でありますとか、共通した事業者の意思の統一、そういったものができなかったということで、一応、その検討というのはとまってしまったということで、今、進めておりますが、先ほど地域包括ケア推進課長のほうから申しあげました福祉的意味合いのタクシー利用による支援ということとしておまして、今、進めようとしている部分については、まだその補助の活用というのはないところであります。

ただ、将来、市長が申しあげましたように、今後の新しい最終的なゴールとして乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築を目指すということであれば、今後も検討を続けていきまして、その実現に向けては、法定協議会等の設置というのはどうしても出てくるということでもあります。現時点においては、まだそこまで至っていないということでございます。

○8番禰占通男議員 タクシーの利用を先にしてというか、乗合タクシーデマンドということは、今現在は、対象外ということですよ。そうであれば、本市が一番対応するのに適した事業というのは、今現在は、タクシー利用の一部助成ということですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 今現在、検討しておりますのは市長の公約でもあります乗合型デマンドタクシー、そういったものを含めた最終的なゴールを目指しているところですが、まずスピード感を持って早期に取り組めるという意味合いでは、タクシー利用料金、運賃の一部助成をすることによりまして、障害をお持ちの方も含めた高齢者等の方々の交通の利便性を図る、それを目的とした支援の制度をつくっていったほうがいいのではないかとということで、現在、乗り合いタクシーですと、タクシー事業者と自治体が連携して生活交通を維持するという大きな目的での運送サービスですが、こういったサービスの前にスピード感を持って取り組めるということで、タクシー料金の運賃一部助成を考えているところであります。

○8番禰占通男議員 次の質問に移ります。

この交通弱者の対象範囲についてということで、先ほども高齢者、障害者、免許返納者というところ述べてこられましたけど、大体65歳以上8,000人、75歳以上4,000人ぐらいという数ということでしたけど、この免許を持っていない方の人数、これは把握できているんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 4月末現在の本市の高齢者人口は8,162名ですが、その中で65歳以上の免許取得者は5,207名いらっしゃるということで県警のほうから情報をいただいております。すなわち、免許をお持ちでない方、65歳以上では2,955名ということで把握しているところです。

○8番禰占通男議員 免許を返納された方もいると思うんですけど、この対象者に対しては、ほかの市町村というのは、ただ免許を持ってないだけということだけではなくて、経歴証明書の発行を受けて、それを利活用するとか、そういうこともあるんですけど、本市も昨年6月の一般質問でも返納者の優遇措置を商工会議所関係で、枕崎市の商店街と設けてあるということだったん

ですけど、そういった返納経歴書の利活用、そういったものはどうなんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 免許返納の状況は、これまでの議会でも少し申し上げているところですが、現在、状況的には8月末で70名の方が免許返納されたと聞いております。

その中で、証明書の発行をされる方、証明書を発行されない方もいらっしゃるということで聞いておりますが、その後の状況については、私どものほうでは把握してないところであります。

○8番禰占通男議員 この対象範囲、ほかの市町村もいろいろ取り組んでいますけど、免許不保持者は70歳以上、そして世帯でいったら高齢者だけの世帯とか、そういうところを分けているんですね。同じ世帯に免許証を持っている人がいたら補助対象にならない、同乗して利用することもできるわけですから。そして、ほかの市町村は乗り合いタクシー、デマンドバスもうちの両隣もやっておりますけど、この未就学児、小中学生というのは今現在、研究している中でどのような場所的なのとか、取り組みになるんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 お尋ねの、まず家族等に運転免許をお持ちの方がいる方、そういった方を対象としている自治体、していない自治体があるということですが、家族に運転免許をお持ちの方がいる場合は、対象になるのかということについては、自力ではないにせよ何らかの移動手段があって、家族等から常時支援、または一部支援を受けられるので、交通弱者ではないという考え方もあるかとは思いますが、一方で、運転免許をお持ちの家族等が働いている場合など、そういった方々の負担の軽減を図ること、また、本人のですね、交通手段の選択肢を広げること、例えて言いますと、家族の方に移動をお願いする、家族の自家用車で移動する場合もあれば、時にはタクシーを利用したり、また時には公共交通機関のバスを利用したりとか、そういった家族に気兼ねなく好きな時間にタクシーで移動できることなどの利便性の向上も考慮すべきではないかという考えもあるかと思えます。

そして、どのような生活支援が得られる状態にあるのかということも、対象の範囲の要件にするということにつきましても、検討が必要かということで今現在、検討を進めてるところでございます。

また、小中学生の方の対象はどうかという質問に対しましては、身体に障害のある方、そういった方々で75歳以上の方もいらっしゃるれば、75歳未満、また65歳未満の方もいらっしゃると思います。そういった方を対象にするのかどうかということにつきましても、この支援策の目的が交通弱者のそういった対策ということを勘案しながら検討を進めていきたいと思えます。

また、乗り合いタクシーにおきましては、近隣の例を質問者も御承知とは思いますが、年齢に要件等はなくて、そしてまた、市内、市外の方も利用できるといった乗り合いタクシーの利用もあるようでございます。

私どもが当初考えております早期実現のための支援策としましては、高齢者等のそういった移動手段の困難な方と考えておりますので、その辺の趣旨、目的も考えながら制度設計を進めてまいりたいと思っております。

○8番禰占通男議員 先ほど、タクシーなんかの一部の助成という答弁もあるんですけど、これについて、運賃についてのこの助成なんですけど、タクシー代の、ある一定期間、何かタクシー料金のほとんど枕崎市は駒水、白沢、あそこら辺が一番遠いんですけど、そこら辺が2,000円ぐらいかかると、片道ですね。その半額にするのか、または一律にするのか、皆さん乗った分に1,000円補助しますよ、支援しますよということになるのか、そういったものは今現在で、どのような考えになっていますか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 現在、検討しておりますタクシー利用への支援策につきましては、乗り合いタクシーですと100円で乗り放題といいますか、100円で利用、200円で利用、300円で利用というのがあるんですけど、今現在、考えておりますのは、タクシー料金の一部助成という意味でありまして、県内の他市でも200円でやったり、500円のそういった利用券を交付

して、タクシー料金の一部助成をしておりますので、そういった利用券を交付する形で、利用の負担軽減を図るといふことで検討を進めているところでございます。

○8番 禰占通男議員 この金額的なものというの、大体でもいいですけど。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先行している自治体の取り組みなども参考にしながら、これまで制度設計をしているところですが、今後もやはり具体的な料金の助成金額や全体的な予算規模については、また事業の持続可能性等も含めながら慎重に検討していく考えであります。具体的な支援の額、そういったものにつきましては、まだ現在、はっきり決まっておられないので言及は避けたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 後で通院費の助成についても聞きたいんですけど、今現在、タクシー料金についての一部助成ということなんですけど、うちの公共機関としてJR、バス路線、ざっと数えて片道53便ぐらい、枕崎から出ているんですね、特急も含めて。

この料金が枕崎市内、一番遠いところの料金で370円、白沢で310円になっているんですけど、これを利用券の交付ということでタクシー料金の2,000円に比べたら、格段にバスのほうが安いんですけど、そういったタクシーに幾らになるかは検討中ということなんですけど、それに半額としても1,000円出す、バス料金は370円でどうするのかという、この公平感っていうところが何か引っかかってくるんですよね。バスのほうが安くていいんですけど。その辺の調整というのはどのように考えているんですか。

○東中川徹企画調整課長 今の取り組みをする中で、検討している中では合わせてですね、バスを利用される方、JRを利用される方、そういった方についても議員とは逆の考え方になるかもしれませんが、助成をすべきではないのかというようなこともありました。それも検討の中には入っていましたが、今の時点では、その部分までは、まだ今のところでは考えはないということでございます。

今、ありましたように、例えばバスを利用できる方、バス停まで近くてバスを利用されてる方というのは、タクシーに乗って助成があったとしてもそのバス代の方が安いでしょうし、それに例えば、市街地の方であってもバス等を利用できない方でも、どうしても移動にタクシーが必要である方なども考えられるということで、まずはそのタクシーの利用に係る支援というものから考えていこうということで検討を進めているところであります。

○8番 禰占通男議員 午前中、市長からも通院費と買い物等の買物弱者についての考えの答弁がありましたけど、この通院費にしてもですよ、今、乗り合いタクシー、デマンド交通というのも地域交通で話も出てきましたけど、午前中も乗り合いタクシーなりを運行するには事業者に物すごく負担がかかるということも答弁ではありましたが、先ほど冒頭に申しました協議会をつくることで、このデマンド型運行ということは国からの補助を受けるのに窓口になるわけですよ、簡単に言ったら。

なぜかという、この予約システムの導入、乗り合いタクシーにした場合ですよ、そしてその利用者の登録、そしてまた利用者の登録から、また予約の受付、関連一式の機材、これに対して補助対象になるということですよ。

そうであれば、今、先行して、早くタクシー一部助成について取り組みたいということですけど、やはり協議会も同じように取り組んで、そういった国の補助金、助成を受けて、なるべく市民の方が喜んでくれる地域交通ということもあわせて、私は取り組んでいくべきではないかこの質問するのに、いろいろあちこち聞いて回ったり、そういうことをやっているんですけど、そういった同時進行ということは考えられないんですか。

○東中川徹企画調整課長 今の時点ではですね、タクシーを利用した、タクシーの利用券の交付というのを考えておまして、今の時点ではその協議会ということは必要ないということは御理解いただきたいと思いますが、今後の展開として、市長が申し上げております最終的なゴールと

して乗合型デマンドタクシーを加えた新交通システムの構築ということであれば、その後の段階的なものとして、例えば、タクシー事業者の乗合事業であったりとか、そういう部分が出てきましたらどうしてもまた、その協議会というものを設置するのも必要になってまいりますので、その時点においては当然、その協議会の設置というものについて、やっていかなければならないと思っておりますが、今の段階ではないということで御理解をいただきたいと思えます。

○8番 禰占通男議員 タクシー利用について先行で取り組むということで、それはありがたいので、どういう形であれ期待しております。

それで、このタクシー利用の通院者、後で買物弱者ということでも質問しますが、通院者の把握はなされているのかということですね。先ほど、地域包括ケア推進課長からもありましたように、65歳以上8,000人、75歳以上4,000人、1万2,000人がそういった環境になるわけですが、そういった中でのタクシー利用の把握ということは、今現在、一月の延べ合計でもいいし、1週間の延べ人数でもいいんですけど示してもらいたいと思えます。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先ほど、私が申し上げましたことをもう一回確認いただきたいと思えますが、高齢者の本市の65歳以上人口は、4月30日現在で8,000人を超えているということでしたが、そのうち75歳以上の高齢者が4,000人を超えているということで御理解いただきたいと思えます。足して1万2,000人ということではなくて、65歳以上の高齢者人口の8,000人のうち75歳以上が4,000人を超えているということで御理解いただきたいと思えます。

お尋ねの件ですが、通院者がどれくらいいらっしゃるかということにつきましては、現在、調査・把握はしてないところでございます。

通院にタクシーを利用している、また薬局等にタクシーを利用しているという方はですね、高齢者が近年8,000人を超えまして、増加傾向にあるということはタクシー事業者の方、また病院の関係者からも通院等で高齢者が多く利用しているということは、増加傾向にあるということでお聞きしております。具体的な数値の把握につきましては、現在、行ってないところでございます。

○8番 禰占通男議員 数が多すぎて、1週間分の資料をもらって、それに4掛けの4週で計算したんですけど、それを1カ月としての延べ合計で、配車の分が、車を出す分ですよね2,212回、それに対して乗った方が2,444人、これは月によって季節によって多少変わると思いますが、夏場と冬場は相当多いらしいです。

それで昨年度、議員控室で業者から話を聞かせてもらったところ、1日100件以上の電話があるということは去年の段階です。それで、これについては薬局分は入っておりません。薬局分が1週間で248人タクシーを利用しています。

そして、今、そういうことを商工会議所で、何か免許返納者の利活用ということで、資料というか要求というか内容を聞きに行ったときに係じゃないけど女性の管理職の方が、薬局については送迎をしてるところもありますよと本当にひっそりと教えてくれたんですよ。そして、ある薬局は医者からの処方箋、電話だと思んですけど、届けることもしていますよ。

やっぱりタクシー代というのは年金生活者、そういう高齢者に対して物すごく厳しいところがありますよね。それで今回は、交通弱者に取り組んだのも医療関係者からの要望で、いつになるのか、いつになるのかということは何回も言われるもんで、今回、こうして取り組んで今議会でも関連するのが、4人の議員が取り組んでいるということですよ。それだけ、本市がほかの自治体とすると取り組んでいないということが物すごく多いのではないかな。

だけど、先ほど言いましたように、公共交通機関も53便、片道ですね、あるから、これをうまく利用して通院なされているのかなと、そういうことで、ある程度先ほど来、協議会は必要ないという話もありましたけど、このアンケート実施費用なんかも出るわけですから、このバス利用者も本当にいえば枕崎全域、私はこういった補助金なりを使ってアンケート調査をしたほう

がいいと思うんですけどね。

最後に、買物弱者でもまたこの調査について触れますけど、今現在は、こうしてタクシー利用の通院者ということで説明をさせていただいております。

あと、今議会にも健康づくり推進条例との関係で追加条例が出ていますけど、やっぱりその午前中も市長が言いましたように、高齢者の健康ということで、病気の重篤化についても通院が難しい場合はどうするのかということの取り組みが本当に必要だと思うんですよね。

人口は減っていく、少子化になるとそれが延々と、今生まれた子供が20歳から25歳ぐらいになって、どの程度の所帯を枕崎市で持ってくれるのかっていう、そこを考えないといけません。そのときは我々はもういませんけど、やはり今から基礎をつくっても遅くないと思うんですよね。

だから、健康づくり推進条例もできたことだし、今回も関連で出てはいますが、ぜひ早急に取り組むということです、みんなが納得する事業に育ててもらいたいとそういうことです。

次についてですよ、南九州市、南さつま市も予算を聞いてきたんですけど、うちはこのタクシーに一部助成をするということですけど、その予算規模の試算というのはできているんですか。どのぐらい予算がいるかということ。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先ほどから答弁申し上げているところですが、現在、制度設計の途中でございまして、詳細な部分についてはまだ、はっきり申し上げることはできないところですが、先行している自治体、そういったところがどのような支援の内容、金額、1人当たり幾らとか、そういったことですね、資料も収集しておりますので、そういったことも含めて、また、本市が進めるとしております福祉的な意味合いのそういった目的、趣旨も踏まえまして、全体的な予算規模についても現在、いろんなパターンでケースによって検討しているところがございますので、現在のところ言及できないような状況でございますので御理解いただきたいと思っております。

○8番禰占通男議員 南九州市が6,000万、南さつま市が4,000万の予算ということで、南さつま市は、タクシー利用ということで運営費が安くてそうなるのかなと、人口的には余り変わらないと思うんですけど、そういう予算ですので枕崎市は2,500万、そのぐらいはかかるのではなかろうかって素人試算ですけどね、そういう考えでおります。

次に、この買物弱者の実態については、どのように把握を、状態というか現状はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 買物弱者の実態ということでございますけれども、これまで買物弱者等の実態把握を目的として調査をしたことはございませんけれども、平成28年度に実施しました高齢者等実態調査の中で、65歳以上の高齢者のうち身体機能の低下や経済的な理由、また交通手段がないといった理由等で外出を控えている、買い物などの外出に困っている方がいらっしゃるということは承知しているところでございます。

○8番禰占通男議員 地区別というか、世帯数とか、人数の把握というのは、大まかでも予測というか実態把握はできているんですか。

○山口英雄福祉課長 ただいま申し上げましたとおり、買物弱者についての実態調査、そういったものをしてございません。28年度に実施しました高齢者等実態調査におきましても、細かい地区別の分類とか、そういったものはやっておりませんので、現在のところ、そういった地区ごとどの程度お困りであるとか、交通手段等にお困りで買い物に行けないとか、そういった状況については、把握はしていないところでございます。

○8番禰占通男議員 いつか前までは家の周りに小さい商店、いろんな店がありました。現在、私のところもアルコールを売っている店が1軒と、あとはJAがいるんですけど、こうした店舗の激減ですよ。それについて、買物弱者という実態についての要綱というか、その距離についての指針というか示されているんですけど、それについて、本市はもう本当に限られていると思

うんですよね、その要件に当てはまる住居というのは。それについての把握もなされていないということですか。

○山口英雄福祉課長 今、質問者がお尋ねの中で買物弱者の要件に当てはまる人が限られているのではないかとございまして、一般に買物弱者といいますが、現在のところですね、国におきましても、各省庁で定義がばらばらでございまして。

具体的に申しますと、農林水産省の場合には、買物弱者の定義を65歳以上の者で自宅の500メートル圏内に生鮮食料品販売店舗がない、かつ自動車を保有しない者というふうにしております。

また、経済産業省の場合には、60歳以上の者で日常の買い物に不便と感じている者、こういったふうに省庁でもですね、国の各省庁の中でも定義はばらばらでございまして、これに伴いまして、全国各自治体の中でも、独自に交通弱者の調査等をしているところもあるようですけれども、捉え方がまた、まちまちといった状況でございまして。

○8番禰占通男議員 買物弱者について、平成24年3月28日に、JAが走るAコープということで取り組んで、今現在、うちのJA支所に関するところも実施しているんですけど、このJA販売車による対応の、本市に対してですよ、実態はどのようになされているんですか。どの地区からどのぐらいの利用者があるとか、その対応についてお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 JAが移動販売をなさっていらっしゃるとか、ほかの事業者でもですね、移動販売車による販売、あるいは買い物の代行などのサービスとかいったものをしてということでは、市のほうでも各種事業を実施する中で、例えば地区の民生委員とか地域の方々から直接利用しているとか、情報をいただいたりとかですね、そういったことで、そのような移動販売とか、買い物代行等の利用があるということは承知しておりますけれども、全体的な利用実態、利用人数とか、そういった詳細な利用の実態については、現在のところは把握をしていないところでございまして。

○8番禰占通男議員 実態としては、枕崎地区は月曜日と金曜日に回るということで月曜日が10人から15人の利用客、金曜日が22人から25人。これは地区が違いますから、今、課長が言いましたように、地区の買い物ということもいろいろ課長からも聞かせてもらったんですけど、同乗して買い物に同行するという地域もあるみたいですので、今後こういった利用者の声を吸い上げる仕組みとか、そういうのは考えてないんですか。どこか役所内で受け付けて、何かないのって、そういうのを聞かれるってということはないんですか、この買い物についての利便性について。

○山口英雄福祉課長 今後、高齢化がますます進展する中で、そういった買い物とかにもお困りの方もふえていられるのかなというふうには思っております。そういった中で、現在におきましては、先ほど申し上げたとおり、そういった実態把握のシステムといったものは持ち合わせておりませんが、今後、そういったシステムが必要なかどうか、それから必要な場合にはどういったシステムづくりがいいのかといったものも含めて、今後ちょっと調査・研究させていただきたいというふうには思っております。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 今、お尋ねのJAの移動販売、また福祉課長が申し上げましたいろんなサービスがございまして、現在、介護予防の取り組みの中で、生活支援の体制整備ということで、地域包括ケア推進課、福祉課、そういった関係の行政とそれと今、南さつま農協の枕崎支所長、また見守りサービスを展開していただいております枕崎郵便局、それと民生委員、地域の市公連の会長、そういった方々と地域の在宅での生活での困り事等も含めて、お聞きする会議を開いております。

今年度も開いた中で、議員がおっしゃいましたとおりJAの移動販売につきましても、当初1台の軽トラックで実施してございましたが、南九州市、枕崎市、南さつま市で3台ぐらいで、たしか走っていると聞いております。

しかし、需要と供給のバランスという意味合いにおきましては、なかなか日用品の需要、またいろんな雑貨品の需要、そういったものにおいて消費者の欲しい物とJAが可能な提供品等のマッチングがうまくいかない場合もあったり、また、大手スーパー等の安売りとかですね、そういったもので、利用がなかなか進まない状況もあるということはお伺いしているところです。

本市におきましては、10キロ四方で東西南北、そういったことで20分程度で市の端から端まで行けるということで、隣町の状況とは若干違いまして、非常に利便性が、隣町としますとまだいいほうなのではないかなという意見もJAのほうからも伺っているところです。

また、JAのほうも、こういった生活支援の取り組みということで、タクシーの助成についてもその会議でもお話をしましたところ、いろんな消費者の選択肢があつていいんじゃないかということで、住民がそういったJAの移動販売を利用される方もいらっしゃるれば、タクシーの一部助成でまた自分の好きな時間に買い物に行くというのにも必要ではないかというような会の中でも意見が出ているところです。

福祉課長が申し上げましたとおり、なかなか交通弱者の捉え方も定義も難しい中で、買物弱者という意味での把握ができておりませんが、そういった会議の中でですね、民生委員の方、JA、そういった方々から御意見を聞きながらですね、制度設計を進めていきたいと思っているところでございます。

○8 番禰占通男議員 次の質問に移りますけど、国、県における買物弱者対策の現状はどのようになっているのかですけど、これは2番目と同じような質問なんですけど、2番目で答弁されなかった内閣府、厚生労働省についても、この買物弱者ということで対策等をとっていますけど、それを御存じであったら答弁をください。

○山口英雄福祉課長 買物弱者に対する国、県の状況ということですけども、総務省がですね、平成28年4月から29年7月にかけて買物弱者対策に関する実態調査というのを実施しております。

この調査は、全国的な人口減少や少子高齢化・過疎化の進行、流通機能・交通網の弱体化等により、食料品等の日常の買い物が困難な、いわゆる買物弱者が生じている中、国においては先ほど申し上げましたとおり、買物弱者の統一的な定義・基準もなく、買物弱者対策を中心的に取りまとめる省庁がないと、そういった現実を踏まえ、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や事業者における取り組み状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施されたものでございます。

この調査の結果、買物弱者対策は行政上の課題として、国、地方公共団体が積極的に関与していくこと。2つ目には、対策の推進に当たっては買物弱者の実態を把握し、買物弱者対策に関する認識を向上すること。3つ目に、関係府省は、買物弱者対策の重要性を認識し、関係施策の情報等を共有すること。これらが重要であるということ、それから、また、あわせて移動販売等に係る規制等の見直しを検討すること等について、関係省庁に総務省が通知を発しているようでございます。

こういったことで、国における現在の買物弱者対策というのは各省庁が独自にやっているメニューでございまして、統一的なメニューというものはないという状況でございます。

また、鹿児島県におきましても買物弱者の現状や課題の実態を把握し、地域の潜在するデータを地方創生に活用する観点から、平成28年度に買物弱者対策実態調査を実施し、平成29年3月にその結果を公表しているところでございます。

この調査は、県内の6地区を選定いたしまして、人口・高齢化率等の基礎情報、公共交通の運行状況など地域資源の状況、それから消費行動や消費者ニーズ等を調査した上で、その調査結果をもとに各地域ごとに有効と思われる買物弱者対策を想定するとともに、経済産業省が策定した買物弱者応援マニュアルに掲げられております身近な場所に店をつくらう。2つ目に、家まで商

品を届けよう。それから3つ目に、家から出かけやすくしよう。この3つの視点やローコストの運営、既存資源の活用などの実現性、継続性の点から、いろんな分析・検討を加えたものというふうになっているところです。こういった調査を国、県ともやっているということについては把握しているという状況でございます。

○8番禰占通男議員 課長からも県の実態調査ということで詳しく述べてもらいましたが、この中で、自治会長や民生委員の活用、余りそういう方たちに言うとまた仕事ばかりと、それもあるでしょうけど、実際、一番詳しいのは、やっぱり自治会長であり民生委員だと思うんですよね。やはり、そういったことで何かの会合の折を利用して、ヒアリングなり実態調査の項目を設けて、配付・回収、そういったことで調査をしてもらいたいとこれを今回の一般質問についてまとめる中でそう思っております。

そして、あと市長にお願いしたいのは、自治体の役目として自治体の行政サービスでは、住民の生命、財産を守り、インフラの整備、維持ですよね、これ行政の役割として。

これを一まとめにすると、どこに住んでいても同水準のものを提供するのが行政ということですので、今、交通弱者、本当は買い物、通院等に不便があってはならないということだと思うんですよね。だから今回、タクシーに対しては早急に取り組みたいということですので、一刻も早く取り組んでもらいたいと思います。

それで、この弱者については終わりにして、次の景観行政団体についての質問をいたします。

本市の景観行政団体への取り組みはその後どうなったのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの景観行政団体につきましては、本市は県との協議を経まして、平成26年6月1日に景観行政団体となったことについては御承知のとおりであります。

景観行政団体となったことで、景観を守るために景観計画を策定し、住民に対する建築物の建築等に対する届出義務を課すこと、それから当該届出に対する建築物の大きさや外観の変更勧告、デザイン・色彩についての変更命令、景観上、重要な建築物とか樹木を選定しましてその所有者に対する措置の命令、あと農地の形質変更等の規制、耕作放棄対策のための措置命令、森林施業の促進命令などからなります景観条例を策定できるという権限が付与されたわけであります。

平成26年9月定例会における議員からの一般質問に対するお答えの中では、景観行政団体となったとしても、本市の町並みを守るための行政上の指導等については、現存する各行政法上の手続で担保できるものと考えており、景観計画・景観条例をつくりまして、市民生活、産業活動を改めて規制するようなことは考えていないというような方向性をお示したところであります。

また、現在の県下各自治体の状況を見ましても、県内で41団体、19市20町2村が景観行政団体となっておりますが、そのうち景観計画を策定しているのは、鹿児島市、薩摩川内市、出水市、霧島市、屋久島町、この5団体にとどまっております。

このような状況の中ではありますが、国は2020年を目途としまして、全国の市町村の半数で景観計画を策定するよう目標を設定しておりまして、県においてもその目標に向けて取り組む方針であるということで、各団体において策定の準備を開始してほしいとの意向を示しておりまして、計画策定のための研修会等も開催されております。

本市におきましては、環境面におきましては、枕崎市民の環境を守る条例、この条例におきまして、一定の規制等を定めているなど、他の自治体とは多少異なる点ではありますが、ただいま申し上げましたような国、県の要請、それから他の自治体の取り組み状況等を踏まえながら、新たな規制の必要性、これがあるのか、そして計画策定の必要性があるのか、これらを含めて将来に向けて研究していきたいというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 景観行政団体の取り組みとして、まちづくりに利活用するにはどうすればいいのでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま申し上げましたように、景観計画というのをつくっている

な建物等の規制であったり、そういうことをしていったということでありますが、例えば、現在定めている霧島市、それから出水市、屋久島町、ここなどは特に観光に力を入れている団体であります。

ということで、いろんな規制を設けて、その団体が持つ特色というのを生かすために定めているものだというふうに思っております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

平成の時代が終わりに近づいております。新年号に改まり、新しい時代がスタートするまで230日余りとなっております。

平成時代の地方行政における最大のテーマは市町村合併でありましたが、次の時代の地方制度をめぐる論議が既に始まってきております。

政府は、去る7月5日、第32次地方制度調査会を発足させ、第1回総会を開いております。

安倍首相が2040年ごろから逆算することで見えてくる諸課題に対応するため、1つ、圏域における地方自治体の協力関係、2つ、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方、この2点について諮問をいたしております。

7月31日には、圏域における地方自治体の協力関係などの諮問事項を調査・審議する専門小委員会の初会合が開催され、総務省のほうで2040年ごろまでに想定される行政分野の課題として、自治体職員数の減少、社会保障費の増大、そして地方税収の減少などを上げております。

こういった動きに対し、全国自治体の反応もいろいろと出されてきておりますが、本市としては、この圏域行政なるものをどのように考えているのか。そしてまた本市を含む圏域としてのエリアはどのようなものになるのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 お尋ねの圏域行政についてであります。高齢者がピークを迎える2040年、平成で言いますと52年ごろの自治体行政の課題を検討していた総務省の自治体戦略2040構想研究会が、行政サービスの維持に向けた対策を盛り込んだ最終報告をまとめ、地方の人口減少を見据え、連携中枢都市圏のように圏域単位の行政推進を法的に位置づけるよう提言がなされました。

この報告書の推計によりますと、福島県を除く全国の市区町村1,682団体のうち、2015年から2040年にかけて人口が増加するのは112団体のみで、140団体は半分以下に減少、政令市や中核市でも人口減少に伴い、医療や教育、商業施設の集積といった都市機能を維持できなくなるとして、個別の市町村が全ての行政サービスを提供するフルセット主義から脱却する必要があると強調しております。

また、自治体連携に関する既存の仕組みとして、連携中枢都市圏や定住自立圏といった、そういった制度はあるが、現状では、施設の相互利用やイベントの共同開催など連携しやすい分野が中心で、施設の統廃合など、利害調査が必要な分野への対応が十分に進んでいないといったことから、現状、市町村ごとに取り組んでいるまちづくりや産業などの各行政分野について、圏域が主体となって、調整、合意形成を促す新たな法的枠組みの検討を要請し、圏域単位で行政を進めることをスタンダード化するよう求めています。

そのほか、周辺に核となる都市のない小規模市町村については、都道府県と市町村の役割の二層化を柔軟化し、都道府県の技術系職員が市町村の業務を担うなど、組織の枠を超えた人材活用

の必要性等も盛り込まれているようであります。

これを受け政府は、議員からございましたように、第32次地方制度調査会に諮問され、先日、第1回の総会が開かれ、人口減少に対応した市町村の圏域連携のあり方についての検討に着手し、行政サービスを維持するため、新法制を含めた連携を促す方策について、専門委員会を中心に審議し、2年以内に答申をまとめることとしているようであります。

この圏域行政につきましては、私としましては、人口減少が加速する状況においては、さまざまな面で圏域行政の必要性はさらに高まるものとの認識でございます。

既に、ごみ処理等衛生管理に関すること、地域医療構想など進みつつある協議もありますし、今後、他の分野でも圏域で対処していかなければならない分野も出てくる可能性もございますので、地方制度調査会での議論や国・県のこの問題に対する姿勢を注視するとともに、近隣自治体との活発な情報交換も重要であると認識しております。

○東中川徹企画調整課長 質問の中で、本市が圏域としてどのようなエリアになるのかという質問がございました。本市がどの圏域に含まれるかということにつきましては、圏域として、実際、今あるものとしましては、圏域を、鹿児島市、日置市、いちき串木野市、始良市、ここで構成しますかごしま連携中枢都市圏、それと大隅半島南部の3市5町を圏域とします定住自立圏、定住自立圏については合併市ということで、お隣の南さつま市、指宿市、薩摩川内市なども含まれますが、そのほかに県内を9つの圏域に区分しました二次保健医療圏、ここでは本市の場合、指宿市、南九州市、南さつま市の4市による南薩保健医療圏になります。現在、このような圏域というものはございますが、将来の圏域行政としてどのような枠立てになるかという点につきましては、現時点では、まだお示しはできないところでございます。

○13番立石幸徳議員 最後のほうの企画調整課長の本市を包含するその圏域エリア、それが非常に釈然とまいましようか判然としない。私自身もよくわからないので最初に聞いたんですけどね。

ただ、医療の関係とか、いろんなそういう衛生管理とか一部事務組合とか、実際、広域で対応しているのは、もう御案内のとおりなんですけれども、私が今回この圏域行政をですね、早速質問に取り上げたのも、確かにまだその圏域行政なるもののアウトラインとまいましようか、そういうものは全然出されてきていないんですね。

ただ、この件を早目に取り上げていますのはですね、私は、本市は平成の市町村合併において、決していいできの、いい対応はされなかったとこういうふうに思っております。

後もって、財政の質問も通告してございますけれども、そういう本市の財政状況を見たとき、ですからこの大きなくりの、今後予定されるであろう圏域行政への対応を、やっぱり、早目にいろいろと視野に入れて対応をしていただきたいという気持ちがあるわけです。

特に、一部報道ではですね、来年の通常国会ですね、1年もたたないんですけれども、先ほど市長は、答申を2年以内に出すということなんですけれども、一部報道では、この件の法案をですね、来年の通常国会に、圏域に対して地方交付税を交付対象とすると、そういったことを柱とした関連法案も提出されるようなそういった情報も出ているんです。

そこで、やっぱり早めの対応をやっていただきたいということはお願いしておきますけど、もう少しその圏域行政に対して本市がどういうスタンス、あるいはどういう形で対応していったらいいかという、その辺のところまでですね、若干お尋ねをさせていただきたいと思うんです。

で、先ほど申し上げました7月5日の地方制度調査会の第1回総会で、当然これ地方6団体も委員として入っておりますので、30人の委員の中の1人に市長会の代表、市議会議長会の代表、あるいは町村会も入っていますけどね。非常に激しい論議をなさっているようであります。

当然、今の自治体サイドからいくと、全国、地方創生で今頑張っているさなかに、何か地方創生をもう見切ったような圏域行政というのが出てくるのはいかがなもんかというような地方団体

からの声が非常に出されておりますが、そこで、総務大臣のいろんな説明の中でですね、この人口減少に対して、いろいろ言葉は盛んに出るけれども、危機感がないと。世界の中でこれだけの勢いで人口減少している国は日本しかないんだと。それと、今の基礎自治体がつくられたのは明治の時代なんだと。そして、圏域行政に前向きに取り組んでいくために、これまでの地方創生の取り組みもそうだけれども、それ以上に負荷がかかっているのです、圏域行政というものを、先ほど市長が言った2回の研究会の報告を踏まえてですね、法制化、法案を目指そうというところまで来ているんですね。

そういう中でですね、市長自身も、先ほど答弁にありましたように、必要性は高まっているということですが、もうちょっとですね、我が市はこの圏域行政にどう対応する、あるいは歓迎云々もないけれども、これはやめていただきたいという立場なのか、もうちょっとそういう状況を見きわめながら、本市としてはやはりきちっとした、それなりの一定の取り組みをしていくという立場なのか、その辺のところまでですね、市長の見解を聞いておきたいと思います。

○前田祝成市長 今、議員から御質問があった件に関しましてですが、今、まさに地方創生を国も積極的にうたっている中で、圏域行政という話が出てきたということに対して、市長会を初めとしてですね、地方のほうからいろんな御意見があるということは承知しておりますが、私自身としてはですね、そこはやはりバランス感覚を持ってですね、両方でやっぱり進めていけないといけないのではないかなというふうには考えます。

地方創生を自治体としてやれる部分、そしてなかなかそこだけでは解決できない部分というのがあってこそそのそういう圏域行政ということであろうかと思えます。そのあたりはですね、自治体の判断としてですね、どちらがどのようになっていくことをですね、しっかり一つ一つですね、検証していきながら、そしてバランス感覚を持ってですね、取り組んでいかなければいけないのだろうなというふうに思っています。

そこはやはり、近隣市町との何といいますか、話といいますか、コミュニケーションもそうですし、県の市長会としてどう考えるのか、あるいは全国の市長会としてどう考えるのか、いろんな意味でですね、総合的な考え方が必要になってこようかと思えます。

その中で、枕崎市として今後どのように未来を、枕崎市の未来像を描いていくかということをしつかり念頭に置いた上でですね、一つ一つの課題に対して取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

先ほども申し上げましたけれども、やはり、この圏域行政に関しましてはですね、もう既に、例えば、衛生管理組合のことであるとか、地域医療のことであるとか、これを圏域行政といえるかどうかという部分はあるかと思えますけれども、もう近隣地域と一緒にですね、広域的に動いている部分もございまして、そのあたりも十分考えながら、そしてやはり近隣自治体との活発な情報交換もやりながらですね、しっかりと道筋を立てていかなければいけない。

おっしゃられたように、スピード感も必要だと思います。そこはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○13番立石幸徳議員 いずれ、第2回の会議、第3回という形で会を重ねて具体的なアウトラインが出てくるだろうと思っておりますので、その都度、その都度、タイミングを見てまたいろいろとお尋ねもさせていただきたいと思っております。

次の質問でございましてけれども、これも先ほどの圏域行政とも関連があるんですけれども、自治体職員数の減少、これがもう全国的にも非常にですね、懸案になっているわけですね。

一般の民間企業、会社でも人手不足というのがただでさえ言われているんですけれども、自治体においても職員数の減少という課題が出てきた。そこで本市の30年度の職員採用がですね、従前と変更がなされてきております。そこで、この変更についてですね、どういう理由で変更したのか。そして、県下各市のといいましょうか、他市が職員採用に当たっているのですね、状況、本

市の場合、29歳を35歳に引き上げるというようなことも取り組んでいます。

今、今週の日曜日ですか、9月16日にはまさに1次試験が実施されるんですけど、そういう中でなぜ年齢引き上げをされたのか、あるいはその成果といたしましうか、あるいはその影響はどういうふうに捉えているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○本田親行総務課長 平成30年度の職員採用試験の実施に当たり、2つの見直しを行いました。

まず1つ目が、第1次試験で行う教養試験の見直しです。本市の職員採用試験につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会の中継によりまして、公益財団法人日本人事試験研究センターが行う市町村職員採用統一試験で実施してきております。

教養試験の見直しについては、平成30年度から当センターの教養試験のラインナップがリニューアルされ、新たな教養試験が提供されることに伴って見直しを行ったものでございます。

見直し後の教養試験につきましても、これまでと同様に主に新規学卒者を念頭に置いた試験となりますけれども、試験問題については、従来の一般教養や一般知識を中心にみる問題から、社会についての関心や基礎的、常識的な知識、職務遂行に必要な言語能力、論理的思考力を見る問題となりまして、公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者や社会人の方であっても受験しやすい試験となります。

そして、2つ目が、年齢要件の見直しで、一般事務職の年齢要件を29歳から土木、建築技師などといった専門職と同様に35歳までに引き上げました。

これらの見直しを行いましたことにつきましては、本市の職員が高齢層に偏在しており、今後10年間に現在の職員の4割を超える職員が定年退職を迎えますが、これらの職員が退職した後の補充をそのまま新規学卒者等の同年代の職員だけで補充した場合には、再び偏った年齢構成の組織となるため、職員の年齢構成の平準化を考慮したこと。また、職員採用試験の受験者が年々減少傾向にあることが理由となっています。

本市の職員採用試験の受験者数の状況について申しますと、多いときには100人を超え、近年は50人程度で推移しておりましたが、平成29年度の職員採用試験における一般事務職の受験者は25人まで減少しました。

これからも続く大量退職者の補充として有能な人材を確保していくためには、まず幅広い年齢層から1人でも多くの方に採用試験を受験していただくことが重要であると考えております。

平成30年度の職員採用試験については、第1次試験を9月16日に実施することとしていますので、現時点においてははっきりと申し上げられませんが、応募の状況を見てみますと、一般事務職の応募者は、昨年と比べて倍以上にふえ、また、引き上げを行った年齢層の応募者も全体の3割を超えていますので、一定の成果があらわれているものと思っておりますが、試験終了後にしっかりと検証してまいりたいと考えております。

また、19市の取り組みの状況ですけれども、先ほど申しました公益財団法人日本人事試験研究センターにつきましては、全国の9割を超える団体の試験を担っておりますけれども、鹿児島県19市においてもほとんどその試験問題を活用しております。年齢要件につきましても、各市さまざま、平成30年度の採用試験を35歳までで実施する団体につきましては3団体あるところでございます。また、同じ試験の教養試験の見直しを3種類提供されることになっているんですけども、本市と同じ試験問題を選択する団体が4団体あると聞いております。

○13番立石幸徳議員 お尋ねしたいことはいっぱいあるんですけどもね、時間配分もございまして、この件の質問は、また決算委員会等でやらせていただきたいと思います。

次、働き方改革の関係ですね、これも大事なことなんですけど、さきの通常国会におきまして、最も大きなテーマであったのが、働き方改革。この関連の法律が6月29日に成立したんですね。

そういう中で、例えば正規職員と非正規職員との待遇に不合理な差をなくすというようなこともありましたけれども、その部分を除いて、もう既に来年4月から労働時間の規制が大企業を中

心に始まっていくんですが、本市のまず残業の現在の実態といいたいでしょうか、こういうものはどうなっているんですかね。それから、働き方改革で一番、残業時間を規制するというより、むしろ前向きにですね、無駄な残業をなくして、そして時間ではなくて成果を評価するという改革が、働き方が、今度の働き方改革が一番の狙いだったんですが、何か時間を規制するとかいろいろ外回りのことが非常にいっぱい報道されているんですけども、本市としては、成果を上げる働き方ってということについて、どういった取り組みをしているのか、この点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております

○前田祝成市長 まず、成果を上げる働き方ということに関してですけれども、先にちょっと答えさせていただきます。

私、就任以来ずっと5S、5Sということをお口酸っぱく言っておきまして、お一人お一人の仕事に関しましては、いかに効率を上げるか、生産性を上げるかということについてはですね、意識してくださいということはお伝えしております。

ただ、それは具体的にどういう数字になっているかっていうことについてはですね、私のほうからは申し上げられませんが、ただ、意識としてはですね、その生産性を上げる、無駄をなくすということについてはですね、働き方の意識として職員に伝えている現状でございます。

○13番立石幸徳議員 もう1点、この行政の中でですね、今度新しく会計年度任用職員制度というのが平成32年度の4月からスタートするんですね。ただ、このための準備っていうのはもう既に取り組んでいかなければならない。それも先ほど言った働き方改革の同一労働、同一賃金、これとも大きく関係するんです。

で、会計年度任用職員制度について少し掘り下げてお尋ねいたしますが、地方公務員の臨時・非常勤職員については、これまで採用の方法等が法文上明確でない、はっきりしていなかったという指摘があって、さまざまな制度上の課題が挙げられていたわけでありまして。

そこで総務省のほうで、これは2年ほど前ですが、平成28年7月に地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会が設置をされまして、28年12月に提言がまとめられ、その提言の中ではですね、制度上の課題として3点ほどあります。

1点目が、制度の趣旨に沿わない任用がなされている。2点目が、採用方法が法文上明確でない。そして3点目に、一般職非常勤職員に期末手当などの各種手当が支給をできないと、こういったことを解決するために平成29年3月、国会へ地方公務員法及び地方自治法の一部改正の法律が出されまして、5月11日に法改正が成立いたしております。

そこで、この制度開始は、先ほど言ったように32年度なんですけれども、この制度への対応はちょっと急がなければならないと思うんですけども、今現在、本市ではどのような準備、対応をされているのかお尋ねいたします。

○本田親行総務課長 今、議員のほうから申されました非常勤職員の任用等についての地方公務員法、自治法の改正の背景、それから内容等については、議員が申されたような状況でございます。

新たに創設された会計年度職員につきましては、改正法による改正後の地方公務員法上、一般職員に適用される各規定が適用されることとなりますから、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要が出てまいります。

会計年度任用職員の導入については、平成32年4月1日施行でございますが、今後、職員団体とも協議しながら、任用・勤務条件等を確定させて条例・規則等を整備するとともに、並行して人事・給与システム等の改修も必要となってまいります。

これまでの本市の対応につきましては、国が示しました事務処理マニュアルのスケジュール等も参照しながら進めており、平成29年度におきましては、各課に対して会計年度任用職員制度の導入に向けた情報提供等を行うとともに、庁内における臨時・非常勤職員の現状調査を行いま

して、全庁的な臨時・非常勤職員の実態把握に努めたところであります。

平成30年度におきましては、これまで国が示した事務処理マニュアル等をもとに、全課長級を対象とした会計年度任用職員制度についての説明会を開催し、制度の理解を深めてもらっております。

また、臨時・非常勤職員の実態調査の結果に基づいたヒアリングも行っておりまして、その中で、改めて現在の嘱託員等が担っている業務内容等を精査し、ただ単に現在の嘱託員等を会計年度任用職員へ任用するのではなくて、業務の民間委託の可能性や再任用職員制度等の活用など多方面からの調査・研究を行った上で、会計年度任用職員が行う業務を決定するよう指示したところでございます。

今後の取り組みといたしまして、本年度内には、各課における臨時・非常勤職員のあり方、方向性を決定いたしまして、会計年度任用職員の勤務条件等を整備した上で、平成31年9月議会を目標に関係条例案を提案させていただき考えております。平成32年4月1日の法施行に的確に対応してまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 後で聞こうと思っていたんですけど、ただいまの総務課長説明で、まだ職員団体との協議はやっておられないわけですね、今後ということですから。

それで、今この件でやっているのが、まず本市の実態把握ですね。条例制定の件もあるんですけど、各課に臨時職員・非常勤職員の実態把握をして、実態調査をしたというだけじゃなくて、どういう実態にあるのかですね、この件はちょっと説明をしておいていただきたいと思うんですが。

それから条例制定はですね、私もこの件で県の市町村課にもいろいろお尋ねをしましたら、一般的な条例みたいに準則はありませんと言われました。で、各自治体が本当に手づくりじゃないんですけども、自治体自身で条例をつくらなければならない。そういった非常に御苦労もあると思うんですけども、この条例のつくり方も今の常勤職員の給与条例に合致するのか、全く別な新しい条例をつくるのかですね、その辺まではまだはっきりとした検討にはなっておられないのか、2点お伺いしておきます。

○本田親行総務課長 まず、お尋ねの本市におきます非常勤職員の状況でございますけれども、平成30年4月1日現在において、一般会計におきまして臨時職員が14人、特別職の非常勤職員が69人となっております。

先ほどの答弁でも申しましたけれども、それらの嘱託員等の方々が担っていらっしゃる業務をまた精査した上で、民間委託の可能性や再任用職員制度の活用など、多方面から調査・研究を行った上で、会計年度任用職員へ移行してまいりたいと考えております。

それから、条例の関係でございますが、会計年度任用職員につきましては、一般職の非常勤職ということで、勤務条件等を整備した上で関係条例案等を提案することになりますが、条例案につきましては、現在、我々も研修等を受けております。市長会の顧問弁護士による研修等もございましたけれども、その中で、独自に弁護士の方がつくられた条例案等も未定稿でありますけどということで示されました。

今後、そういう条例案等につきましても、いろんな情報提供があると考えておりますので、それらを参考に32年4月1日からの施行に的確に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 この非正規職員というのは、今、非常に人気がある分野になっておりまして、これまでも例えば、全国的なこれは実態ですが、平成17年4月に45万6,000人いた臨時・非常勤職員がですね、平成28年4月には64万3,000人まできているんですね。

先般もいろんな日本の労働実態の中で、非正規を希望する方が非常にふえている。自由がきくとかいろいろ理由があるんでしょうけれども、そういうことですので、今後はいわゆる会計年度

任用職員の対応というのは、非常に私は重要になっていくと思いますので、しっかりとした対応をお願いしておきたいと思います。

次のテーマの質問に入ります。森林環境税のことです。

最初にですね、最近、実施されました国民向けのあるアンケート調査がございます。この中で、国民の祝日というのは、1月1日の元日から成人の日とか建国記念日とか、ずっと1月から12月までいっぱいあるんですけども、この国民の祝日の中でなくしてもよい祝日は何かというアンケートがございまして、一番多かったのがですね、8月11日の山の日、2番目がですね、7月の海の日、これが今、国民が祝日としてはなくしてもいいんじゃないかということでの一番多かった結果なんですよね。これは非常に大変なことだと私自身は思っております。

国民の山林・森林に対する認識だけでなくですね、国土の7割が森林である日本の災害対策ですね。先般から土砂崩れ、土砂崩れといっぱい、地震にしても豪雨にしても出ておりますけれども、極めて重要な示唆を与えているんじゃないかと思っております。

そういう中で、仮称でありますけど、森林環境税と森林環境譲与税、これが来年度、平成31年度税制改革において、創設、新しくつくられることになっております。これは国税として、都市、地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っておりますね、国民皆で森林を支える仕組みとして、今現在、個人住民税均等割を賦課されている方々に全て、課税自体は平成36年度から始まるんですが、年に1,000円。

ただ、36年度からの賦課といいますが、現在、東日本の震災復興のためにいただいている1,000円が35年度で切れるものですから、それをそのまま移行するというので、住民税全体としてはふえることではないわけなんです。

一方で、森林現場におけるいろいろな課題には、できるだけ早目に、早期に対応をする必要があるということで、環境税そのものの賦課は36年ですけども、森林環境譲与税ということで、譲与そのものは来年度、平成31年度からは譲与されてまいります。

まず、本市にはどの程度の譲与税がですね、見込まれるのか。そして、貴重なその譲与財源をどういった事業に活用していくつもりなのか農政課長にお尋ねをします。

○川崎満農政課長 ただいま、森林環境税につきましては、質問者のほうから意見があったとおりの概要でございます。それに向けまして、最初の質問でございますが、枕崎市において森林環境譲与税、仮称でございますが、幾らぐらい来るのかということで、これにつきましては、これを試算することがありまして県等を通じて試算をしております。その結果、31年からは300万8,000円という試算結果が出ております。

それともう一つお尋ねの、その活用した事業の用途ということでございますが、これは、本市のこの事業の取り組みのことですが、先ほども述べたとおり、市が行う間伐等の事業、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、森林・林業整備の普及啓発、並びに都道府県が市町村に行う支援、これは県のほうですが、こういったものが用途とされております。

本市ではこういったもののいろいろな事業がありますが、現在、平成31年度からの事業開始に向け、県や森林組合などの林業関係者と検討を行っております。

間伐等の森林整備などの事業を行うためには、まず現況調査・森林所有者の意向調査などが必要となりますので、これからまず取り組みたいと考えております。その結果を参考にしながら、検討を行い、今後、優先すべき事業から取り組んでいきたいと考えているところであります。

○13番立石幸徳議員 譲与税の見通しとして、31年度は今、課長が言ったように300万ぐらいが枕崎では見込まれると。

ただですね、これは31年度から3カ年ぐらいは、そういった形でいいでしょうか、300万程度になるんですが、34年度ぐらいから、4年目ぐらいからずっと財源そのものがふえていきますので、どんどん譲与される額も当然ふえていきます。恐らく、40年ぐらいになると31年度と

すると倍ぐらいになると。当初は、その譲与税の特別会計で、国のほうが借入れを起して譲与していますので、まだ少ししか出せませんけどね。

というのは、申し上げたいのは、これは将来的には非常に大きな財源になる。そして、私は非常にですね、我が国に、あるいは我が枕崎市にとっても大事な事業がいろいろとできるんじゃないかと私は非常に期待を持っているんですよ。

で、当然、山、森林のない、全然そういったものを持ち合わせていない都会といいましょうか、そういう都市にも譲与されるわけですね。これは、全国どこの自治体にも譲与するわけですから。そういうところが、例えば地球温暖化対策とか、災害防止対策とか、いろんな木材の活用とか、いろんな事業が予想されるんですけども、本当に有効にこの事業が将来的にも伸びていくようにということだけを今の段階では申し上げまして……。

この点で実は8月11日の日本農業新聞の社説の受け売りですが、山の日になんでこういう社説が出ております。森林が伐採や間伐、植林などの手入れをしないと維持できないんだと。長く放置し続けてきたそのツケが回ってですね、根つきの悪いもやし林がふえて、豪雨時の防災機能の弱体化が指摘されていると。だから、山里や山林などが適切に管理されていないことが、土砂災害を招く一因であると農業新聞では指摘しております。

こういった災害防止のためにもですね、この環境税の有効な事業を検討しとっていただきたいと思えます。

最後のテーマで残り時間少ないんですが、財政の関係、9月議会ではどうしても1年間の一般会計から全会計の決算を審査しなければなりませんので、本市財政にかかわる質問をさせていただきたいんです。

まず、本年の3月議会最終日にですね、財政課のほうから統一的な基準に基づく財務書類が出されてまいりました。これは平成28年度決算の財務書類なんですけれどもね。統一的な基準に基づく財務書類ですので、当然、この財務書類のかがみにもありますように、他団体、他市との比較をすることが、一番大きな意義があるんですね、意味が。で、よそとの比較をすることで、多面的な観点から財政状況が明らかになって、財政健全化を図っていくことができるわけです。

私自身も他市の財務書類を手に入れるために、正直走り回りましたですね、なかなかホームページというけどホームページで出していないところもありますので、ほとんど県内の平成29年度の財務書類は情報収集をいたしました。まず本市の類似団体である阿久根市、垂水市等この財務書類を比較してですね、それは比較といってもいろんな部分があるんですけども、財政担当課のほうでは類似団体と比較した場合に、本市の財政状況をどのように分析されているのかお尋ねをしたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 統一的な基準に基づく財務書類につきましては、平成29年度末までに全ての自治体で作成するよう国から求められておりまして、本市でもこの3月に平成28年度分を作成して、議員の皆様方に配付するとともに、作成した冊子をホームページにも掲載しているところでございます。

分析につきましては、作成要請の当初、統一的な基準による地方公会計マニュアルの中で示されました財務書類等活用の手引の6つの分析の視点に基づきまして分析をし、冊子に掲載しているところでございます。

国のほうでは、平成27年1月の財務書類作成要請後も分析方法の検証や活用に当たっての類似団体の設定基準等について、平成28年度には、総務省で地方公会計の活用のあり方に関する研究会、平成29年度には、地方公会計の活用の促進に関する研究会、そして今年度には、地方公会計の推進に関する研究会が開かれるなど、現在まで引き続き検討が進められているところでございます。

以上のこれまでの経緯から、現段階で他市と比較することで得られる情報を正確に分析するこ

とは難しいものがありますが、公表されている財務書類4表のうち、貸借対照表から得られる指標として、人口1人当たりの資産額や負債額、純資産比率、有形固定資産減価償却率などございますので、それらを阿久根市、垂水市と比較をしてみますと、まず人口1人当たりの資産額につきましては、枕崎市が133万円程度、阿久根市が78万円程度、垂水市が212万円程度となります。なお人口につきましては、本市の公表資料では年度末人口を使用しておりますが、他市の年度末人口がわからなかったため、統一して平成29年1月1日現在の人口を使用しておりますので、本市の数値は公表資料とは若干の差があります。

同様に、人口1人当たりの負債額につきましては、枕崎市が64万円程度、阿久根市が52万円程度、垂水市が70万円程度となります。純資産比率は、枕崎市が51.9%、阿久根市が33.6%、垂水市が66.9%となります。有形固定資産減価償却率は、枕崎市が61.4%、阿久根市が69.8%、垂水市が60.8%となります。

また、行政コスト計算書等から得られる指標としましては、人口1人当たりの純経常行政コスト、行政コスト対税収等比率、受益者負担比率などございますので、それらを阿久根市、垂水市と比較をしてみますと、人口1人当たりの純経常行政コストは、枕崎市が39万円程度、阿久根市が42万円程度、垂水市が53万円程度となります。小規模団体は割高になる傾向がございます。

行政コスト対税収等比率は、枕崎市が97.2%、阿久根市が92.5%、垂水市が104.3%となります。受益者負担比率は、枕崎市が4.1%、阿久根市が5.1%、垂水市が4.4%となります。

現段階では、類似団体としての平均数値がわからない状況の中で以上のとおりの比較を行いましたが、2つの市と比べて数値が大きい、小さいというところまではわかりますものの、どの程度の数値が平均的で望ましいのか判断ができない状況にあります。

今後、各種指標の算定式なども統一され、他市と比較検討できる状況も整備され、国のほうでは類似団体の指標も提供されていくと考えておりますので、今後の国の研究会の動向を注視しながら、財務書類を作成することで得られる分析結果等を広く市民にもわかりやすく伝えるとともに、今後の予算編成等にも生かしていきたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 財政課長のほうから、阿久根、垂水とのいろいろな計数の報告をしていただきましたけどね、私はもう少し突っ込んでといいたいでしょうか、実態がこうですという形よりも財政を分析するという意味でね、いろんなやり方があるんでしょうけれども、1点だけ3市の流動資産と流動負債、これを拾い出して比較したんですよ。

なぜかといいますと、バランスシートの類型といいますと、大体企業分析の中でも6つの類型に分かれるようでありまして、会計学上、1つ目が債務超過になっているバランスシート、2つ目が自転車操業ですね、3点目が安定経営、4番目が成長経営、5番目がお金持ちの経営、6番目が金満経営というような、バランスシートはそういう6つの類型に分かれるらしいんですが、その中で一番どこを、この6つの類型が注目するかというと、流動資産と流動負債、それこそバランスなんですね。

そこで、枕崎市の流動資産は28年度決算で18億6,000万、流動負債が12億9,000万あります。阿久根市は34億4,000万の流動資産に流動負債が10億8,000万円、垂水市は流動資産23億6,000万円、流動負債が10億5,000万円、この実態からですね、流動資産と流動負債の割合ですよ。

それから枕崎は、資産が6、負債が4の6対4の割合。これはもうひっくり返ると、さっき言った債務超過に入っていくんだろうと思うんですけども、阿久根市は流動資産、流動負債の比較では7.5対2.5ですよ。垂水市も7対3ですね。

で、要は何を申し上げたいかということ、いかに本市の流動資産と流動負債の割合が厳しい状況になっているのかっていう私はそういう分析をいたしました。

こういった掘り下げもまた、委員会等でやらせていただきますが、次にこの財務書類の32ページの中にですね。本市の地方債償還可能年数と、私も非常に目新しい計数が財務書類の32ペ

ージに出ておまして、28年度決算で21.6年という計数になっているんですね。

説明書きでは、地方債残高を償還財源上限額で割ることにより、地方債残高を経常的に確保できる歳入で編成した場合、何年で返済できるか。これは21年6カ月で、うちはようやく地方債をチャラにできるわけです。だから、この地方債償還可能年数っていうことについて、財政当局はこういうふうな分析をしているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 ただいまの質問の地方債償還可能年数ですが、本市の公表資料では6つの分析の視点のうち、持続可能性を見る指標としてこの地方債償還可能年数という分析を行っております。分子を地方債残高としまして分母を経常業務活動収支として比率を算定しております。つまり、地方債残高を経常的に確保できる収支の黒字額で返済した場合、何年で返済できるかというのを見ることができます。

分母の数値の取り扱いにつきましては、臨時財政対策債発行可能額を分母に含めて計算している自治体もございまして、指標については算定式も含め統一されていない状況にございます。

公表資料では、地方債償還可能年数は21.6年であり、比較的長いほうになると考えておりますが、例えば分母に臨時財政対策債を含めて計算しますと13.7年という数値になりまして、分母にどの数値を使用するかで指標に幅があるところでございます。

先ほど申し上げましたように、国のほうでも研究会でいろんな指標分析の仕方について検討されている最中でございますので、今、このような指標についてはさまざまな指標があるところでございます。一つ一つ、国のほうで統一されてくると思いますので、その指標を活用しながら分析を進めてまいりたいと思います。

○13番立石幸徳議員 非常に幅があるんだと言われますけどね、もう一つの私の調査をした資料では、地方債償還可能年数については、市がですね、本市が必要な支出のみを行って、必要な支出のみをですよ、残った収入を毎年全て借入返済に見てた場合、何年で借入金を返済できるかというそういったことを示す指標で、平均値は3年から9年なんだと。

いかに本市のこの——ですから、仮に別な指標をしても13.7年から本市は21.6年まで来てるんですね。当然ですよ、本市の21.6年がいかに悪い数字であるかということだけはですね、指摘しておきますが、今後この点も改善できるようにしていただきたいと思います。

最後に時間ありませんが、下水道、初日本会議でも言いましたように、非常に下水道自体も金がなくて一般会計から繰り入れをしてもらわんといかん。それから病院もですね。

なぜ2つ申し上げるかといいますと、これまで本市財政が何でこんなに厳しいかという、当局説明は、枕崎は他市にない下水道と病院を取り組んでいるからですと、この2つが返事だったんですね。

で、時間ありませんけれども、今後の下水道の老朽化対策、それから病院の改善対策、担当のほうにお尋ねをして、私の質問を終わります。

○中原田修二下水道課長 今後の施設老朽化対策に対する財政負担についてですけれども、現在、老朽化対策として終末処理場及びポンプ場の改築更新を実施しております。これに加えて、新たにですね、早くて平成32年度から下水道の管渠等の改築更新をしていかなければなりません。

そのためにですね、平成28年度から下水道管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務委託をですね、発注し、今年度完了したところでございます。

平成31年度は終末処理場及びポンプ場のストックマネジメント基本計画策定業務委託をですね、発注し、処理場及びポンプ場と管路施設のですね、ストックマネジメント計画策定をですね、取りまとめて、県・国に提出する運びとなっております。

本市における既設の汚水管渠延長は約106キロで、標準耐用年数である50年を経過している路線はありません。延長比でいいますと、20年未満が23%、20年以上30年未満が18%、30年以上40年未満が57%、40年以上50年未満がですね、2%であります。

汚水管渠の老朽化等に起因した道路陥没等の事故が全国各地で起きている状況です。このように、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するためにですね、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点で踏まえ予防保全型管理を行うとともに、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的・効率的な維持管理及び改築の推進をすることが下水道ストックマネジメント支援制度であります。

この管渠等の改築更新についての財源は、国庫補助金2分の1、残りの2分の1が地方債となります。年度別事業計画は、市の財政状況、現在の他事業計画等とのバランス及び事業実施優先度により事業対象施設を抽出し、事業費の平準化を考慮して策定期間5年を目安にして策定しております。管渠・マンホール等の長寿命化事業予算としてですね、約2億6,000万円、年間5,000万程度を見込んでいるところでございます。

処理場・ポンプ場の長寿命化事業予算については、平成31年度に基本計画策定業務を発注しますので、今この場でお示しできませんが、平成25年度に長期計画を立てたときはですね、年に約1億5,000万円程度で計画していますので、同額程度になると考えております。以上です。

○神山芳文市立病院事務長 今後の病院経営につきましては、鹿児島県地域医療構想南薩医療圏の概況や課題を踏まえ、公立病院として一次・二次救急への対応を行っていくとともに、民間医療機関が対応できない分野への対応も行っていく必要があります。また、災害時など不測の事態への対応ができる病院を目指していきたいと考えています。

そのためには、医師などを初めとした職員の確保や近隣医療機関と協働し、地域の医療ニーズに基づいた医療体制の充実に努める必要があります。

経営的には、最少の投資で最大の効果を上げるために、企業として合理化、能率化の努力を行っていきます。しかし、一方では、利益の追求が目的でないことも忘れてはなりません。そのほか、公立病院として地域住民の保健・福祉にも大きな役割を果たす必要もあります。そのような中で、現状では、当分の間は内科を中心とした医療の提供を行います。また、地域包括医療・ケアの中心的立場として、住民の保健、福祉対策の一翼を担っていきたいと考えています。

中・長期的には、鹿児島県医療構想の結果から、南薩地区で今後不足すると言われる回復期病床の提供や、今後ますます需要が増大するとされる在宅医療の推進を図る必要があります。

そのためにも、地域包括医療、ケア構築を進めなければならないと同時に、経営の安定化を確立するため、収入増、経費節減を進めていくための方策等を検討していきたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時34分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 最後の質問者となりました。

あと1時間ほどよろしくお願いたします。

本市は、平成29年3月に枕崎市公共施設等総合管理計画を策定しました。

本計画では、公共建築物と市道、橋梁、上水道、下水道等のインフラの2種類において今後の将来における更新費用及び大規模改修費用の将来試算が示されております。

本計画は、本市における将来のまちづくりにおいて重要な意義があるものであります。しかしながら、まちづくりをどう行うかによって、計画は全く違うものになるでしょう。

例えば、公共建築物の中で最も延べ床面積の多いのは、学校教育系施設です。37.1%を占めます。

本市においては、学校の児童数の減少が加速し、学校の統廃合や再編など生徒数の適正化の要

望があり、その辺の判断を誤ると無駄な投資をすることにつながると思います。

さて、本計画の公共建築物の将来の更新費用の推計において、今後40年間で509億円が見込まれるとあります。そのシミュレーションは、現在と同じ延べ床面積で建てかえと大規模改修を実施するという仮定であります。

そのシミュレーションによると、2015年から2055年の40年間の中で、直近の2016年から2025年の10年間で最も多額な費用が発生し、その額は年間で約19億円、10年間で約190億円と見込まれるとあります。その後の30年間は、費用は減少し平均的に推移するシミュレーションとなっております。

このシミュレーションは、現在と同じ延べ床面積で建てかえと大規模改修を実施するとの仮定であり、現実とかけ離れた多大な費用がかかっていることは理解できます。

しかしながら、現在の公共建築物のリアルな状況を示しているものであり、今後10年間で最も多額の投資を必要とする10年間であり、重要でかつ緊急性があるわけですが、今後5年間及び10年間の具体的な実施計画は策定されているのかをまず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 御案内のとおり枕崎市公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に策定しております。国から計画策定の要請があった背景には、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることがありました。本市でも他団体と同様に多くの公共施設が経年劣化による老朽化の進行や耐震の課題を抱え、道路などのインフラも含め、今後多くの費用負担が予想されております。

また、今後、人口減少や高齢化が進むと公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されますが、厳しい財政状況の中では、改修等への財源確保も大きな課題であり、財政負担を軽減・平準化するとともに、限られた財源による公共施設等の計画的な老朽化対策を進めていくことが、そういう必要がありました。

そのような課題を明らかにするとともに、枕崎市としての全体的な公共施設等の適正な管理に関する基本方針や実施方針を定めるため、総合管理計画を策定したわけですが、この総括的な計画を踏まえて、今後、平成32年度までに個々の施設における個別施設計画を策定することが、国からも求められているところでございます。詳しくは担当課長のほうから説明いたします。

○佐藤祐司財政課長 まず、公共施設等の更新費用につきましては、国が提供した更新費用試算ソフトで算出しておりますが、計画書の27ページにありますとおり、一定条件として公共建築物の場合、建築後30年経過後に大規模改修、そして60年経過後に同規模で建てかえを行うと仮定して建設費用を試算しております。

また、経過年数が31年以上50年未満の建築物は、10年以内に大規模改修を行うものとして試算しているもので、その費用は10年間に均等に計上され、経過年数が60年を超える建築物は10年以内に建てかえを行うものとして試算しているもので、その費用は10年間に均等に計上されております。

これらのことから、本市は古い建築物が多いこともあり、グラフではここ10年での費用が多額となっている状況でございます。この試算方法は、国が提供した更新費用試算ソフトでの仕様でありますので、本市が独自に考えて設定・積算したものではありません。

以上の試算理由により、この10年間の費用が多額に試算されているわけですが、現実的には60年を経過している本庁舎につきましては、建てかえではなく長寿命化を図っており、また、その他の施設につきましても計画書の実施方針にありますとおり、修繕や予防保全型の維持管理を行うことで、長寿命化を図るとしているなど、この試算と現実とは異なっているものでございます。

先ほども市長が申し上げましたが、総合管理計画の更新費用の積算どおりの前提条件では、全

ての公共建築物やインフラを現状のまま維持・更新していくことは、財政的に非常に厳しい見通しであることを明らかにして、人口減少の背景がある中で、施設の集約化・複合化、用途変更の可能性の検討、建てかえの際の規模縮小の検討、長寿命化の推進、不要な施設の整理をするという基本方針につなげていくための更新費用の試算でございますので、この試算や基本方針等を踏まえながら、計画的に改修等を行っていくため、今後、平成32年度までに個々の施設における個別施設計画を策定していく必要がございます。

現在、厳しい財政状況を改善しながらも平成28年度から32年度の前期事業計画で計画されている施設の改修等を行っているところでございます。

具体的には、既に個別施設計画と同等の長寿命化計画を策定しております市営住宅の長寿命化、それと建てかえ、総合体育館や武道館の都市公園施設長寿命化計画に基づきます長寿命化工事などを計画的に実施しております。以前から計画されておりました庁舎の耐震補強工事や大規模改修、市民会館の耐震診断や耐震補強計画及び設計業務委託を進めるとともに、健康センターは今年度耐震診断を行っているところでございます。

そのほか、公共建築物ではございませんが、今年度から来年度にかけて防災行政無線整備事業も実施している状況でございます。

その他の施設につきましては、公共施設等総合管理計画を踏まえた個々の施設における個別施設計画を策定する中で、平成33年度から37年度の後期事業計画に織り込んで実施をしていきたいと考えております。

○4番城森史明議員 公共建築物は149施設あるということになっておりますが、その中で例えば、非常に重要度の高い、ランクづけられているのはされているんですかね。例えば、私が見たところですね、本庁舎や健康センター、妙見センターとありますが、その辺は非常にほかでは代がえがきかないようなものですよね。そういう意味で、例えば149の中で代がえがきくものときかないものとか、その辺のランクづけはされているんですか。

○佐藤祐司財政課長 そのようなランクづけと申しますのは、後もっての質問で出てきます公共施設の在り方検討委員会のほうで検討をされ、これまでも計画的に耐震補強設計などを行っているところでございます。

それで、先ほど32年度までに個別施設計画を策定する必要があると申しました。具体的に個別施設計画を策定しないうちに、大規模改修等にかかるという順番は基本的にはあり得ないわけでございます。この総合管理計画を踏まえて、個別施設計画をそれぞれの施設で策定していただいて、そして33年度以降に改修を進めていくという順番になります。

今、行っている公営住宅等、例えば、そのほかに都市公園等につきましては、既に長寿命化計画を先立って策定しているような施設でございますので、それらの施設につきましては、早目に実施をしているような状況でございます。

○4番城森史明議員 2ページの冒頭のところに策定済の各施設の長寿命化等の計画とありますが、これは何施設が該当するんですか。

○佐藤祐司財政課長 29年3月に全員協議会のほうで私、この計画について御説明いたしております。その中では個別計画策定済44施設と申し上げております。今現在といたしまして、その後、この2年間に既に除却した施設等がございます。

少年の森とか勤労青少年ホーム、それと第2渦山団地、西渦山団地は既に取り壊しをいたしております。新たに渦山団地を建てかえ建設をしているところでございます。うち個別計画策定済の施設については37施設というふうに把握をしております。公園につきましては14、そして住宅につきましては19、そして塩浜グラウンド、総合体育館、武道館、弓道場、これらを合わせまして37施設でございます。

○4番城森史明議員 私は21ページの公共建築物の更新費用の推計を見てですね、非常に緊急

性があるなど、そういうことで直近10年間に費用が集中するわけですから、非常に緊急性があって、そういう意味で私が質問に取り上げたわけですよ。そういう意味で、この10年間にやる目標はどういうものだったのか。主にどういうものを推計して、こういう多大な費用がふえたのか、その辺はどうなっているんですか。

○佐藤祐司財政課長 先ほど、私の答弁の中で申し上げました、この試算の一定条件として公共建築物の場合、建築後30年経過後に大規模改修、60年経過後に同規模で建てかえを行うと仮定して建設費を試算しております。

また、31年以上50年未満の建築物は、10年以内に大規模改修を行うものとして試算しておりますので、その費用は10年間に均等に計上されております。60年を超える建築物は10年以内に建てかえを行うとして試算しているのです、その費用は10年間に均等に計上されております。

例えば、60年を超えている施設、主なものとしては、この本庁舎がございます。本庁舎を建てかえるとすれば、この床面積で一定の計算ですと8億4,000万程度だったでしょうか、そういう試算がされておりますので、それを8,400万ずつ10年間、その費用の中には積算されております。ですからもう単純に31年以上の建物が多ければ、この10年間の費用が多額に試算されるということでございます。

○4番城森史明議員 もう既に、そういう長寿命化設計をされた施設が44施設あるということですが、ということは、これに対する公共施設総合管理計画に基づいて、当然、2016年からもう今、2018年ですから、これは2015年、もう3年経過しているわけですよ。そういう意味で、その計画のもとに実施されてるとそういう理解でいいんですか。

○佐藤祐司財政課長 それも先ほど、私、申し上げましたが、既に個別施設計画と同等の長寿命化計画を策定している市営住宅の長寿命化や建てかえ、そして総合体育館や武道館の都市公園施設長寿命化計画に基づく長寿命化工事などを計画的に実施しているというところでございます。

○4番城森史明議員 例えば、やはりですよ、何をやるにしてもある程度の計画を立てて、財政計画にしろ何にしろ、そういう計画がまずあって、それからそれに対して当然、進まなきゃならないと思うんですよ、何にしてもですよ。

例えば、水道課の場合はですよ、毎年決算になると10年か20年の長期計画が示されますよ。そして、積立金がこのころ切れるんだとかそういうのがもうわかるわけですね。そういう計画のもとに財政計画と実施計画を合わせたものがなければいけないと思うんですよ。

ですから、そしたらこれがあるのかと聞いたら、非常にそこは、現実とかけ離れている答えでありますから、そしたら計画はどこにあるのかっていうことになってくるんですね。

そういう面ではその計画というのは、どういう計画のもとにされているんですか、いろんなその庁舎の耐震設計とか健康センターの耐震設計というのは、どういう計画のもとに今現在、進行形でされているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 これも先ほど申し上げております。現在、厳しい財政状況を改善しながらも平成28年度から32年度の前期事業計画で計画されている施設の改修等を行っております。これらにつきましては、先ほど申し上げたように、先んじて個別計画、長寿命化計画を策定している公園等、そして公営住宅等については、そのように進めております。

また、庁舎等につきましても、その時点で耐震補強を行いまして、大規模改修をするという計画ができ上がっておりますので、前期の事業計画に織り込まれております。市民会館もそのとおりでございます。

しかしながら、そのほかの施設につきましては、まだ個別施設計画が策定されておられません。当然に、それを踏まえた個別施設計画を32年度までに作成した上で、33年度からの5年間の後期の事業計画、実施計画の中に織り込んでいくという順番になろうかと思えます。

○4番城森史明議員 それでしたら、31年度、32年度は防災無線のあれがあるから、大きな工

事はできないという説明ですけど、これからの、順次、その工事されていく建物はどのような順番になるんですか。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申し上げましたが、市民会館については（「もう済んだやつはいいです」と言う者あり）いやいや、済んでないわけです。市民会館については、29年度に耐震診断を行いました。そして今年度、耐震補強計画及び設計業務委託をしております。ですから、来年度、工事にかかってくるようになるかと思えます。

健康センターにつきましては、今年度耐震診断を行っております。その結果によりまして、来年度、耐震補強計画、そして改修の実設計、そしてその次の年に改修に入っていくという順番になろうかと思えます。

○4番城森史明議員 その後のほうは、計画はされてないんですか。

○佐藤祐司財政課長 前期計画で織り込んでいた施設というのは、そのような建築物でございまして、前期計画に入っていなかったものとしては、緊急的に南溟館のほうの大規模改修を、雨漏り等の状況もございましたので、実施している状況にございます。

あとにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、32年度までに個々の施設の個別施設計画を策定した上で、33年度からの計画に織り込むという流れになります。

○4番城森史明議員 そういうことで、非常に私自身が緊急性がある、そういうことで理解しましたので、そういう質問をしたわけですが、そういうことで32年と言ってもあと2年しかありません。その間に計画を策定するというのはちょっと2年では——当然、それは全部ができないわけで、重要度から5年間の計画、10年間の計画、それはできると思うんですが、全体的な計画はなかなか2年間では無理じゃないかと思うので、その辺を考慮してよろしくお願ひしたいと思えます。

それと3番目の公共施設の在り方検討会のメンバー構成及び協議内容はどういう形なのか質問いたします。

○平塚孝三企画調整課参事 公共施設の在り方検討委員会につきましては、副市長を委員長とし、総務課長、企画調整課長、企画調整課参事、財政課長、健康課長、福祉課長、水産商工課長、建設課長（「細かいやつはいいです、もう」と言う者あり）、あと3名の課長で構成しているところでございます。

この委員会の協議、所掌事務の内容につきましては、公共施設の建てかえ、長寿命化、統合、廃止及び今後の利活用の考え方の整理、公共施設の現状及び課題の把握と将来展望、公共施設の建てかえ、維持管理等に係る費用の試算等について、協議・検討を行うこととしております。

また、本市の総合管理計画の内容は、社会情勢の変化や財政状況に応じて計画期間中においても必要に応じ見直しを行うこととしておまして、個々の施設の具体的な管理方法を示していく今後32年度までに策定する個別施設計画の策定を行いまして、その実施状況をこの公共施設の在り方検討委員会において確認・検証し、内容の改善を行っていくPDCAサイクルを確立いたしまして、実施状況の検証時期につきましては、おおむね5年をめぐりとしてその結果に基づき、本計画の改定も行っていくこととしております。

なお、今策定している総合管理計画につきましては、全庁的な取り組みで策定するため、この公共施設の在り方検討委員会内の公共施設等総合管理計画策定部会において、施設を所管する全課長を構成メンバーとして検討を行ったところです。

策定後におきましても、全庁的な体制で取り組みまして、公共施設等の統一かつ一元的な管理を進めるために、在り方検討委員会等において固定資産台帳等で所有している公共施設等の情報を的確に収集・更新し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の策定進捗の管理や部局横断的な管理に取り組む検討の場を設けていくこととしていただいております。

○4番城森史明議員 内部だけの在り方検討会ということですが、非常にまちづくりとも関連す

るわけですね。それで、その外部の意見とかその辺を私は必要じゃないかと思うんですけども、その辺はどう考えておられますか。

○前田祝成市長 お答えいたします。私もですね、その構成メンバーに関しましてはですね、検討の余地はあるかなというふうには考えております。第三者的な視点でありますとか、外部リソースを使った視点というのにも必要になるうかとは思いますが。そのあたりについてはですね、慎重に研究してまいりたいなというふうに思っています。

次の32年度の個別施設計画の策定という作業に入るわけですが、第三者的な視点という点からするとですね、今回、副市長が頭にとということですので、副市長のですね、これまでのキャリア等もうまく活用しながらですね、新しい組織という形になるうかというふうに思っておりますので、そのあたりは慎重にというか、検討していきたいというふうに思います。

○4番城森史明議員 次にですね、スポーツ施設、公共建築物に入っておりますので、過去5年間における各年度の費用額と公共建築物全体に対する比率はどうなっているのか教えてください。

○佐藤祐司財政課長 全体に占める比率との質問でありますので、まず私のほうから各年度の決算統計数値のうち維持補修費を使って、うち体育施設分の比率を算出しておりますので申し上げます。

各年度の決算統計数値のうち過去5年の体育施設の維持補修費は、平成25年度が111万2,000円、26年度が162万7,000円、27年度が97万4,000円、28年度が80万9,000円、29年度が108万5,000円、5年間のトータルでは560万7,000円となっております。

全体に占める割合としては、順番に申し上げますと1.7%、2.4%、1.6%、1.4%、1.8%、トータルで言いますと1.8%となります。

なお、これはインフラまで含めた維持補修費に占める割合でございますが、質問者の言われる公共建築物全体との比率というふうになりますとまた比率の度合いが違ってまいります。

もう一度、25年度から申し上げます。4.6%、6.4%、4.6%、4.2%、5.5%、トータルでは5.1%となります。道路等のインフラの維持補修費を抜いて比較をした比率でございます。

○4番城森史明議員 次に、その市営野球場に対する整備費用額は過去5年間全体で幾らになっているんですか。

○豊留信一保健体育課長 市営野球場に対する整備費用額は、維持補修費等の平成25年度から29年度までの5年間の総額で104万円となっております。

○4番城森史明議員 すると、560万円のうち104万円が野球場に投資されたということですか。

○豊留信一保健体育課長 先ほど財政課長のほうからもありましたけれども、財政課長がおっしゃったのは決算統計の額からでありまして、私が申し上げたのは保健体育費の維持補修費ということで、若干、その費用の構成が異なるところがあるかと思えます。

○4番城森史明議員 これからすると、このスポーツ施設に対するお金が非常に少ないなという印象を受けます。それで、午前中の一般質問でもあったように野球場のコンクリートフェンス、これはけが防止の観点から、かえてくれという要望があるわけですね。

そのけが防止の観点について、コンクリートフェンスであるということはどういうような考え方を今、持っているんですか。

○豊留信一保健体育課長 コンクリートフェンスについて、けが防止の観点からどのような見解を持っているかという御質問ですが、このことにつきましては、野球の場合はボールを追いかけてフェンスに激突したり、選手同士が交錯したり、またボール、あるいはバットなどの道具でのけがもあるところです。そういうことで、常にけがの危険性というのは高いわけですけれども、そのようなことも踏まえて、選手が思い切りプレーできるように、野球場全体に係る安全対策を計画的に施す必要があると考えております。

○4番城森史明議員 そういうことですね、このコンクリートであるということ自体が非常に

けがの危険性が高いということですよね。そういう意味で、そしたらそれが本当にいろんな野球開催において、あそこで野球をしてもらうことで致命的な問題になり得るのかということですよね、要は。そういう事故が、非常に危険性が高くなれば、それは当然、緊急性を持ってかえなければだめだということなので、その辺をどう対応するわけですか。スピーディーに対応しないと財源の問題、当然あります。スピーディーに対応しなければ、そういう問題が起きてからは遅いわけですね。

だから、例えば、部分的にとりあえず修復するとか、フェアグラウンドの外野の部分だけするとかですね、いろんな考え方もあると思うんですが、そういう安全に対する危惧を持っておられると。そしたら、それがまだいいのか、緊急性はないのかっていう問題ですか、その辺はどういう考えでいるんですか。

○豊留信一保健体育課長 今、市営野球場の利用につきましては、軟式野球の利用が主にされております。もちろん、議員の御指摘のようにコンクリートフェンス等にぶつくと大変大きなけがになります。ただ、軟式野球の場合はですね、そういったプレーの高度差といいますか、そういったところも硬式と比べまして、若干劣るのかなというのも考えております。

それで、大きないろんな大会があるわけなんですけれども、中学校体育連盟主催であったりですね、市営野球場のほうで大会をやっているんですけれども、コンクリートフェンスにぶつかって大きなけがをしたということは聞いてないところなんですけれども、そういう状況でございます。

○前田祝成市長 済みません、ラバーフェンスの件ですけれども、これは3月も6月もあったような気がしております。費用的にいいますとですね、ラバーフェンスの整備費用として4,000万かかるというふうに一応、聞いております。

現状を考えたときに、既に県内に幾つかあるラバーフェンスの設置されている球場に関しては、硬式野球が行われているのかなというふうに思います。今、ないということは硬式野球が基本的にはできないのだろうなというふうに思っています。それを整備してまで硬式野球のできる環境をつくるのかっていうところについてはですね、優先順位等もございますので、そのあたりは検討してまいりたいなというふうに思っております。

○4番城森史明議員 先日も、南日本新聞にスポーツ合宿の誘致の記事が載ってました。南さつま市が9,800人、指宿市が4,090人ですね、スポーツ合宿を行ったと。

そういうことで、枕崎市は残念ながら福工大の硬式野球部が来てたんですが、2年前から中止になりました。南さつま市はサッカーの海浜公園を持ってますし、そして自転車のまちということをしてPRしているので、やはりそういうまちづくりが呼び込んでいるということは理解できるんですが、この枕崎市は、要は、スポーツ合宿はゼロなんですよね、去年もことしも。スポーツ合宿は何人だったんですか。

○豊留信一保健体育課長 平成28年2月まではですね、福岡工業大学の野球部が来てまして、延べ600人になっております。それから29年と、ことし30年ですけれどもNalu Aquatic Club（ナルルアクアティッククラブ）という千葉県のスイミングクラブが市営プールのほうで合宿を組みまして、人数は延べ140人というぐあいに合宿はなっております。

○4番城森史明議員 140人ということで、それは50メートルプールがあるからってということだと思うんですが、そういう意味でやっぱり枕崎はスポーツ合宿を誘致する体育のまちづくりはしないのかっていうことになってくると思うんですよ。体育というかそういうのをやる人は若い人ですよ、大概がですね。ですから、やはりそういうスポーツ合宿ですると若い人は来ますよね。それを見る人たちも来る、家族も来る。ということで非常に活気があると思うんですよね。

だから、やっぱり枕崎も何らかの、何をするのかですよ。体育のまちでスポーツ合宿を呼び寄せる、そういう交流事業っていうんですかね、それはぜひ必要なことですよ、やっぱり。だから、何をするんだということで、野球をするのかサッカーをするのか、指宿にも今度サッカーグ

ラウンドができますよ。

だから、その辺をやっぱり決めてですね、特化してなぎなたをするのかですよ。その辺については、私はそう思うんですが、やっぱり若い人が来ることによって活気づく、特に目に見えないところでですね、活気が生まれるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えておられるんですか。

○前田祝成市長 議員がおっしゃられるように、スポーツ合宿による経済効果っていうのは非常に大きいものがあると、期待できるのかなというふうに思っております。

お隣の南さつま市がサッカー場を、いいグラウンドを5面ぐらい持っていらっしゃいますね、高校生が来ているという状況があります。そして指宿も今度サッカー場ができる。メジャースポーツに関していうと、かなりやっぱりそういう設備が整っているっていうのが、前提条件になろうかというふうに思いますので、例えば大学野球を合宿誘致するとすると、それなりの硬式野球の可能なグラウンドが必要になると。その場合では、枕崎の市営野球場なのかどうかというところもですね、含めて考えないといけないなというふうに思います。

今、いみじくも、なぎなたというお話がありましたけれども、まさにスポーツ合宿をするに当たってもですね、いかにほかの地域と差別化をつけるかということは、非常に大事であろうかと思えます。

長野県の菅平がラグビー合宿のメッカになっているんですけども、あれなんかも最初はどうラグビーというマイナースポーツをですね、ああやって引っ張ってきたという、その視点がすばらしかったということはよく言われます。

ですので、枕崎の場合は実績として50メートルプールがあるから水泳合宿がという部分もありますし、そこも一つの切り口かもしれませんし、そのあたりについてはですね、いろんな可能性を探って枕崎ならではのですね、スポーツ合宿っていうのができないのかどうか、そのあたりはですね、庁内を含めて、あるいは市民の皆様の御意見をお伺いしながらですね、前向きに検討していきたいなというふうに思います。

○4番城森史明議員 スポーツ合宿が140人と、ちょっと寂しいと思います。ですから、経済効果プラス、目に見えない効果も絶対生まれると思うんで、その辺をよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、市道の側溝ですね、これはこの前、建設業界との意見交換会で側溝のふたをするんですけど、実際見たら側溝自体が劣化して、だめな部分が多いということを言われたんですが、この辺は市道の側溝だと思うんで、例えば老朽化を把握しているのか、例えば延長距離がどのくらいあってその分のどれぐらいが、おおよそですよ、おおよそどのぐらいが、30年以上経過し傷んでいるとか、その辺のところはどうなっているんですかね。

○松崎信二建設課長 市道の側溝の整備計画につきましては、通学路危険箇所点検における抽出箇所や通学路推進会議等で各学校・PTA等から要望された対策箇所、自治公民館からの要望箇所を重点的に、蓋版設置や側溝改修の計画を進めております。

老朽化の程度の把握につきましては、市街地の戦災復興時に整備したままの側溝は、特に老朽化が進行していると認識しております。

今後の整備計画としましては、各箇所の老朽化の状態を判断し、側溝の状態がよい箇所は蓋版設置を行い、側溝の底盤等の劣化が著しい箇所は側溝改修を行い、さらに舗装の劣化も著しい箇所につきましては、過疎対策事業債を活用して道路改良を実施するなど、より経済的な整備を進めてまいります。

○4番城森史明議員 次の質問に移ります。

本市の土砂災害についてですが、近年、大雨による土砂災害が各地で多発しているんですが、過去、本市における市民が犠牲となった大規模土砂災害の発生例はあるのか質問いたします。

○松崎信二建設課長 本市における市民が犠牲になった大規模土砂災害の発生につきましては、過去の資料を確認したところ、市民が犠牲となった事例はないようであります。

○4番城森史明議員 次に、土砂崩れというのは通常、大雨の場合に発生して、地層との関係があるんじゃないかとそれは言われておりますが、本市の地層においてですね、そういう土砂災害が発生してないということなわけですから、地質学的に土砂災害に対する危険性を検討・分析したことはあるんでしょうか。

○松崎信二建設課長 土砂災害に対する危険性の検証・分析につきましては、鹿児島県が本市を含め県内の急傾斜地危険箇所や土石流危険区域、地すべり危険箇所等の調査を実施し、危険箇所等を抽出し、箇所ごとに調書を作成しております。

調書の内容につきましては、御質問の地質学的見地による詳細な検討・分析とはいえないかもしれませんが、主に地形的な要因として、傾斜度、斜面の高さ、勾配等、地質・土質要因として、地表の状況、地盤の状況、風化状況等、その他保全対象等が記載されております。

なお、本市の地盤の状況としましては、火山から噴出された固形物のうち、溶岩以外のものの総称である火山砕屑物が多いようです。鹿児島特有のシラスもこの火山砕屑物に分類されております。

○4番城森史明議員 確かに鹿児島は火山灰が多いということで、地質学的にはやっぱりそういうものが大雨の場合にはですね、非常に悪く影響してくるんじゃないかと思えます。

それとですね、地域防災計画において急傾斜地崩壊危険箇所が151カ所、土石流危険溪流Ⅰが13カ所、土石流危険溪流Ⅱ10カ所、地すべり危険箇所2カ所、山腹崩壊危険地区40カ所、崩壊土砂流出危険地区21カ所が上げられております。これはどのような基準で、このような多数の箇所が上げられているのか質問いたします。

○松崎信二建設課長 建設課からは、国土交通省所管の土砂災害危険箇所である急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所について御説明いたします。

地域防災計画に記載されております急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所につきましては、国が定めた各調査要領に基づいて、鹿児島県が調査を実施し判断されたものがほとんどであります。市がそれに準じて抽出したのも若干含まれております。

基準としましては、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、被害想定区域内に人家が5戸以上または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとなり、被害想定区域内に人家が1戸から4戸ある箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとなっております。

土砂災害危険溪流につきましては、土石流の発生する危険性があり、土石流危険区域内に人家が5戸以上または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合の当該区域に流入する溪流は、土石流危険溪流Ⅰとなり、土石流危険区域内に人家が1戸から4戸ある場合の当該区域に流入する溪流は、土石流危険溪流Ⅱとなっております。

地すべり危険箇所につきましては、地形・地質・過去における発生の事実等から、地すべりにより人家等に被害を及ぼすおそれがある箇所となっております。

○川崎満農政課長 後段のほうの山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区について説明いたします。これら山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区につきましては、国、林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づいて県が調査しているところであり、建設課と同じく、市のほうで後で追加した地区もあるところでございます。

こういったことで、本市の山地災害危険地区、つまり山腹崩壊危険地区40地区、崩壊土砂流出危険地区21地区が指定されているところでございます。

○4番城森史明議員 国の基準で決められたことですが、このような数の多さをですね、市民は

どう受けとめたらいいんですかね。ただ、ここは危険ですよという名前が書いてますよ。その中に危険度のランク、度合いもないわけですよ。全て平等に危険なのかということですよ。これだと市民も非常に見たってわかりにくいんじゃないかと。緊張感を持って見ないんじゃないかと思うんですけど。

例えば、その辺の危険度度合いのランクづけとか、急傾斜については、改修状況というのは載ってますね、改修してます、改修してないと。山腹崩壊危険地区にはそれも全く載っていないですよ。この辺はどうして、このようになっているんですか、そのランクづけはできないものですかね。

○松崎信二建設課長 ランクづけの前に、先ほどもお答えしましたが、土砂災害危険箇所は、主にハード対策を目的として調査しております。

これに対して、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅の新規立地の抑制等の主にソフト対策推進を目的とする、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づいて指定される土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの基礎調査と区域指定手続等を現在も鹿児島県で実施中であります。なお、既に区域の指定が完了している箇所につきましては、地域防災計画書に記載しております。

先般、基礎調査が終了した地区におきましては、関係住民等に対して説明会及び縦覧を実施しております。このイエローゾーンとレッドゾーンで、皆さん、市民のほうには理解をしていただければと思っております。

○4番城森史明議員 それと、これらの危険箇所は年に1回の点検というのはされているんですか。

○松崎信二建設課長 急傾斜の151カ所につきまして、梅雨前に職員を、この間、ことしは3班程度に分けて全箇所確認するようにしております。それで、先ほど言いました151カ所は防災計画書に載っておりますけれども、県のほうで指定しているのは149カ所です。それで、2カ所防災計画書のほうを見ていただければ、番号がついてない地区が2つあります。それは150番目と151番目です。これはなぜ、市の防災計画には追加で入れてあるかといいますと、その箇所が被災を受けた場合に事業の対象とならないことから、県の149に2カ所追加して151カ所にしてあります。

○川崎満農政課長 先ほどの危険箇所のランクづけということですが、地域防災計画の中ではランクづけは示されておりませんが、山地のほうの山腹崩壊及び土砂流出危険においては、県のこの調査ではランクづけはABCでされてるところであります。

そして、議員のほうから質問のあった山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区につきましては、改修の状況は書かれていないということでございましたので、これについては、この内容を修正いたしまして、その内容を記載することとなっております。

○4番城森史明議員 静岡県浜松市の例があります。平成25年、地すべりが発生したんですが、そのときにですね、住民が崖上部に亀裂を発見し、地すべり前に住民は避難してですね、事なきを得たとそういうことがあったそうです。

ですから、やはり今の時代というのは本当に何が起こるかわからない時代なので、やはり日常点検ですね、公民館の自主防災組織と連携するなりですね、やはりその辺の危険箇所を見て回る、目視で見る。で、亀裂を探すとかその辺のところをやっていけば、最悪の災害が防げる可能性もあるわけですので、その辺のところもあわせてですね、市民に対してやはり、こういう危険箇所を意識させることも非常に大事で、それとあわせてやはり自主防災組織と連携をしてですね、日ごろの点検が実施されるようお願いしたいと思います。

次に、中学校の統廃合についてであります。去年の市民との意見交換会で、中学校の統廃合に

ついてはどう考えるかという市民の意見がありました。やはり、その辺でですね、本市の中学校は、国の規模では12学級以上18学級以下っていうことが、学校規模の適正化というのは示されておりますが、本市の中学校はその辺からしてどういう状況にあるんでしょうか。

○益満裕美学校教育課長 本市の中学校生徒数の推移については、本年度の中学校生徒数は512名、31年度は502名、32年度は486名、33年度は481名、34年度は449名、35年度は438名になる見込みとなっております。

○4番城森史明議員 ですから、学級数も今18だと思っんですね、ちょうど適正規模の上限にきているわけですよ。そしたら学級数も減ってくるわけですね。そうしたときに、やはりそのいろんな生徒の教育上の問題点から学校規模によって教育の観点からしたら、非常に、そういうクラス数も少なくなってくるわけですね。そうしたときにやっぱり統合・再編というのは必要ではないかと私は思うんですが、その辺のところは現在、どのような議論をされているんですか。

○益満裕美学校教育課長 現在、主に話題になっているのが、部活動等の状況というところですけども、中学校の一部の部活動では、部活動の入部者が少ないために、学校単独で大会等に出場できない状況がございます。

具体的に申し上げますと、合同チームを編成している部活動は、桜山中学校と立神中学校の野球部、枕崎中学校と桜山中学校と立神中学校のサッカー部です。このことへの対応については、鹿児島県中学校体育連盟の複数校合同チーム編成規定にのっとり、合同チームを編成して大会に出場しております。

なお、サッカー部については、南さつま市の中学校とも合同チームを編成しております。現在、学校によっては部活動数の精選に努めておりますが、今後も現在のような合同チームを編成して大会等にも出場するというような対応をとっております。

○4番城森史明議員 吹奏楽部はどうなっていますか。

○益満裕美学校教育課長 吹奏楽部については、現在、枕崎中学校と桜山中学校の2校に吹奏楽部がございます。

○4番城森史明議員 そういう集団的な、要は、数を必要とする部活動がありますよね。その辺が非常に1つの、枕崎中はよかったですかね、立神中でさえもできないという状況なんです、それは統合しなくても現状の少子化の、そういう状況で十分な教育はできるものなんですか。

○丸山屋敏教育長 今、部活動の話が出ましたけれども、部活動をとるか、あるいは学校の学習集団として規模をどう捉えるかということの問題だと思うんですね。現在、枕崎は一小一中で連携をしているわけです。

ところが、部活動については当然、学校規模が少のうございますので、それを統廃合して中学校を1校にするとか、そうやってきますと、今度は学習集団と、1学級40名とかそういうふうになってくるんですね。ですから、今、1学級の生徒数は少のうございますけれども、十分それで今、効果が上がっているの、私ども教育委員会としては学習集団というのを重視したいというふう考えております。

これが、ずっと少なくなりまして複式になってきますと、ここはまた考えなきゃいけないけれども、現在のところ、そうしたこともございませぬので、現状でいきたいというふう考えております。

○4番城森史明議員 私が言ったのは、部活動を挙げたのは、部活動に典型的にあらわれているからですね。それを言ってるわけです。

その中でですね、多様な考え方に触れるとか、社会性の育成とか、そういう観点からしてもですね、子供たちが切磋琢磨する、そういう環境においてもですね、当然、そうなった場合、落ちると思うんですね、小規模校になると。だから、そういう意味で非常に教育的にそういう社会性の育成とかそういうのがあるわけですよ。だから、そういう面でも非常に少子化になっていく

とそれも養えなくなるというのがあるので言っているわけです。学習に対しても切磋琢磨できない。

ですから、やはりその辺の統合の問題は、やはり、それには当然いろんな手法があると思います。小中一貫統合とかですね。代がえできるものがあればいいわけですよ、ICTですとかですね。だけど、やっぱり適正規模っていうのはやはり必要だと思うので、その点を最後にもう一回伺いたします。

○前田祝成市長 議員から御指摘のありました適正規模というお話もあります。

教育長からも話がありましたが、枕崎の学校教育のですね、強みといいますか、特徴としてですね、本当、一小一中というのがですね、4校区に1つずつあるっていうのはですね、今のところはですね、私は武器ではないかなというふうに考えています。非常に強みではないかなというふうに考えております。そのあたりもですね、おっしゃられたような切磋琢磨、あるいは社会性という部分についてはですね、小中連携だったりとか、あるいは横のつながりを、学校を統合するということではなくて、横のつながりをいかにコーディネートしていくかということですね、つくり上げていくと。枕崎ならではの教育というのをですね、まずは取り組んでいきたいというのが今の現状でございます。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時35分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成30年9月11日)

平成30年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月11日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 永 野 慶一郎 議員（75ページ～84ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、おはようございます。

西日本豪雨災害に続き、北海道地震が起こり、自然災害の被害に相次いで見舞われておりますが、先日、熊本県の阿蘇市を訪れた際、駐車場に車をとめて車をおりると、私の目の前に仮設住宅がございました。地元の方にお話をお聞きすると、熊本地震で被災された方たちがまだここで生活されているとのことでした。阿蘇市では、仮設住宅がほかにもまだ数多くあるとお聞きいたしました。幹線道路であります国道57号線の復旧工事もと数年かかるとのことです、震災から2年半たった今でも復興の道まだ半ばだと感じるところでした。

今回の西日本豪雨災害及び北海道地震によりお亡くなりになられた方々に、哀悼の意を表しますとともに、復興といいますがかなりの時間を要することかとは思いますが、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

昨日の一般質問でもございましたが、本市の抱える課題であります交通弱者と呼ばれる方たちへの対応法でございますが、まず交通弱者と呼ばれる方たちへの対応は、今年度、具体的にどのような取り組みをされているのかお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 昨日の質問者への答弁と重なることとなりますが、新たな交通システムについては、ことしの3月の定例会で申し上げましたように、最終的なゴールを乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築を目指すとしましても、まずは高齢者等の交通弱者の足として、目的を福祉的な意味合いのタクシー活用の仕組みづくりから進めていくことを考えております。特に、通院や買い物のため的高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている現在の状況を踏まえ、地域の移動ニーズに対応するための取り組みとして、外出支援につながるタクシー利用に係る支援策について、関係課へスケジュール感を意識して検討するよう指示しております。

今年度に入りまして、企画調整課、福祉課、地域包括ケア推進課の3課で4回ほどの会議を重ね、本市の現状、課題、そして先行して実施している自治体の支援策や取り組み状況等について情報共有をし、共通認識を持ち、そして本市においてはどのような支援の取り組み、仕組みづくりがよいかを検討し、高齢者等の在宅での生活支援の一つとして、まず通院や買い物等の移動手段の確保、そして負担の軽減を図るという観点から、現在、タクシー利用に係る料金の一部を助成する方向で、支援の対象者の範囲、そして具体的な支援内容等の制度設計の調整を行っているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 昨日も、お二人の方からの質問がございまして、大体重なるところもございまして、そちらのほうはちょっと省略させていただいて、ちょっと踏み込んだ質問というか、きのうの答弁の中でございました中で、ちょっと私が疑問になった点が何点ございましたので、そこら辺のところを本日お聞きしていきたいと思っておりますが、まず免許のですね、自主返納者が年々増加しているということでございまして、本市でもそれは例外ではございませんで、枕崎警察署のほうでですね、過去5年間の免許返納者数が何人いらっしゃるかっていうのをちょっとお聞きしたんですけども、平成26年が56名、平成27年が68名、平成28年が75名、平成29年がですね、平成28年の75名から一気に数がふえまして101名となっております。

きのう地域包括ケア推進課長のほうからも答弁がございましたが、ことしは8月末現在で70名いらっしゃるということで、これを単純に割って計算しますと、ことしこのペースで進んでいきますと100名を超えるペースで自主返納者の数がふえているということでございます。

私、本年の3月定例会の一般質問でもお聞きしたと——昨年9月だったかな、自主返納者に対しての優遇制度はどういったものがありますかということでお聞きしたんですけども、今年度に入りましてから、本市としての優遇制度のですね、返納者に対しての優遇措置の見直し等は行われているのかっていうのをお聞かせください。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 済みません、ちょっとその発言はちょっとだめですよ。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 静かにしてください。これ以上言うと、もう退場を命じますよ。

○田中幸喜総務課参事 運転免許保有者の高齢化が進む中、高齢者が関係した交通事故は年々増加しており、その傾向は今後さらに強くなることが予想されます。

議員お尋ねの優遇措置といたしましては、平成21年に枕崎警察署が商工会議所と協議し、高齢者運転免許自主返納割引制度を開始しており、現在、この制度に市内23の事業所が加盟し、買い物料金の5%割引きを行うことで高齢者の運転免許の自主返納を支援しています。

また、市内2カ所の公衆浴場においても入浴料金を30円割り引く支援を行っております。

お尋ねの優遇措置の見直しについてですが、これらの団体等が行っている優遇措置については、見直し等は行われていないようですが、買い物料金等の割引とあわせて利用回数についても制限がないことなど、有効な制度であると考えておりますので、実施団体と連携協力し、当該制度の周知徹底及び支援内容等の充実に努めてまいりたいと思います。

○2番永野慶一郎議員 ただいま参事のほうからも答弁がございましたように、周知という答弁がございました。本当に周知がなされているのかなということを感じるところでございまして、自主返納カードの受け取り方っていうのも警察署に行ってますね、免許を返納したその日のうちに返納カードっていうのを発行していただけるそうなんですけど、その後の利用っていうことに関してはですね、現在、枕崎でですね、23店舗ほど私が確認したところ、この割引サービスの参加店がございましたが、何店舗かちょっと私の知っているところがございましたので電話してお聞きしたところ、ほぼほぼその利用者というのは皆無に等しい状態でございました。その参加店の方からちょっとお聞きした周知方法ということでのですね、声なんですけども、例えば、商工会議所の商品券が使えるお店ですと、お店にシールとか張って、そういう周知、告知がしてございます。

この自主返納制度の割引サービスに対してはですね、何らそういった周知がなされていないんじゃないのという御意見もお聞きしました。この優遇サービス自体がですね、警察署が実施しているものなので、本市としても、それはもううちの関知するところではないと言われたらそれまでかもしれませんが、行政のほうでもですね、何とかそういった周知のお手伝いをするような予定、計画はないのでしょうか教えてください。

○田中幸喜総務課参事 周知方法につきましては、現在、本市が把握しております現状を説明いたします。

警察署においては、高齢者が主体となる交通教室時やイベント時において周知を行っており、昨年10月に警察署が発行する高齢者交通安全情報誌に事業概要を掲載し、全戸に配布して周知を実施したとのことでもあります。

また、免許自主返納手続を行う高齢者に対し、割引制度の説明を行い加盟店のチラシを配布しているとのことでもあります。

また、商工会議所については、会報により、加入事業所の全会員へ加盟店の現状と勧誘等を広

報しているとのことでもあります。

今後、本市におきましても、市広報紙への掲載、枕崎警察署及び商工会議所等と連携・協力し、交通安全運動期間中や高齢者等が主体となるイベント時において、さらなる周知の徹底に努めてまいりたいと思いますが、議員がおっしゃいましたとおり、チラシ等、シール等はございません。

話を進めていく中で、商工会議所の事務局長、それと警察署交通課長にお話を伺う中で、本市を交えて3者協議が必要であるという積極的な意見をいただいております。これにつきましても、早期に意見交換及び検討を実施することを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○2番永野慶一郎議員 私もちよつと警察署と商工会議所と、このサービスにつきましてお話を聞きに行ったんですけども、何か縦割りのような感じがするんですね、横と横の連携が余りなされてないんじゃないかなっていうのを強く感じまして、これはもう警察署がやってるからいいがとかそんな感じも、決してそうじゃないかもしれませんが、私はちよつとそういうのを感じました。もうちよつと横のですね、連携ですね、とっていただいて、そういった市民の方への周知とかも徹底していただくようお願いをしておきます。

ちよつと早急に対応していただきたいという思いもございしますので、せっかくこういった制度がございしますので、知らないっていう方も結構いらっしゃるみたいですね、実際に返納をしに行ったんですけども、カードはもらうんだけども使い方がよくわからないとかですね、そういった声もお聞きしておりますので、そういったところも行政のほうでもですね、取り組んでいただくようお願いいたします。

○田中幸喜総務課参事 議員御指摘のとおり、私も話をしていく中で、横とのつながりが全然ないな、希薄だということを感じておりまして、昨日、警察署が持ってらっしゃる、お配りするチラシがちよつと前のやつでございまして、事業所数が違ったりしたことがございました。ですので、早急に商工会議所に電話をいたしまして、差しかえと、今後、その都度差しかえていただくようなことも含めまして、先ほど申しましたとおり、3者協議を早急に立ち上げて、今後の検討、意見交換等を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番永野慶一郎議員 私がいただいた参加店の名簿がですね、今年の5月2日現在の資料をいただいております。27店舗登録されていますけども、その後、お店を畳まれたところもございまして、数えたら23店舗でございました。そういったふうに早急に対応していただいております。ありがとうございます。今後も横のつながりというのをですね、大事にしてください、市民の方のためになるような計らいをお願いしたいと思います。

続きましての質問でございしますが、3月定例会で私、お話ししました、困ってらっしゃる方、交通手段がなくて買い物とか病院にもなかなか行きたいけど行けないと。行くんだけども回数は減ると、頻度が少なくなるということで、そういった声もありますよと皆様のほうにお伝えしましたが、それ以降もですね、やはりそういった声をお聞きすることが多々ございます。

そういった交通弱者と呼ばれる方の意見ですね、3月定例会でもお聞きしたと思うんですけども、それ以降、また新たな何かそういう意見とか要望というのはお聞きしていないのでしょうか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 お尋ねの高齢者の方々からの意見・要望を聞いていないかということですが、現在、介護予防の取り組みの一環としまして、市内の公民館で展開しております、てげてげ広場の参加者や民生委員に対しまして、高齢者等の移動手段の確保策としてタクシーを活用した支援策を検討しているということをお伝えし、聞き取りをしているところです。具体的な意見の内容につきましては、行動範囲が広がるか、タクシーの利用負担の軽減になるといったような、ぜひ前向きに進めてほしいといった事業実施に好意的な御意見をいただいているところであります。

○2番永野慶一郎議員 そういった方たちの声も大分お聞きになっていらっしゃると思うんです

けども、昨日、具体的にタクシーを利用したそういった交通弱者の、限定的になると思うんですけども、福祉的な意味合いでのということで、現在、協議・検討されているということをお聞きしましたが、昨日お聞きしたのは、現在、市内3つの課でそれを検討されているということでございましたが、最終的に運行するのは、やっぱりタクシー会社とかっていうのがかかわってくると思うんですけども、そういった交通機関と関係各所との打ち合わせっていうのは現在されていないのかということなんですけど、今からなのかもしよかもしれませんが、今後の展望というかそういったお考えをお聞かせください。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 昨日の答弁、また本日の市長の答弁でもありましたように、市内の関係課においてタクシー利用に係る支援策の検討を進めているところですが、タクシー事業者との打ち合わせ等は現在行っていないところであります。

支援策について、その制度設計が大方固まった時点でタクシー事業者と打ち合わせを行いたいと考えているところです。

○2番永野慶一郎議員 まだ具体的にそう決まらない中で、なかなか事業所にもですね、どういった話をするのかということも難しいのかなとは思いますが、昨日ございましたようにですね、タクシーの利用券を配付する方向でまずは検討されているということでもございましたが、先行自治体への調査を行っているのかということで、先行自治体のほうにも調査に行きましたという、きのう答弁がございました。その中で、いろんなお話を聞く中で、総合的に判断して、今回は、まずタクシーの利用券をとということで検討されているのでしょうか、今。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 県内でも先行して同様の支援策を実施している自治体もございますが、そういった情報収集を行う中で、本市と人口規模など近い、また環境の近い自治体のほうに調査に実際に出向いて支援策の内容をお聞きしたところですが、本市につきましては、今ありましたようにタクシー利用の一部助成ということで、運賃の一部助成ということで考えているところです。他市におきましては、一部助成という内容が利用券を交付するというような内容が多ございましたので、そういった方向も一つとして検討を進めているところです。

また、具体的な利用券ですとか助成の金額、そういった利用券の枚数とか出てくるとは思いますが、その部分につきましても、現在、いろんな方面からの視点で検討を進めておりますので、そういったことにつきましても、今後、詳細に詰めていく考えであります。

○2番永野慶一郎議員 他市の話なんですけども、免許証を自主返納された方にタクシーの利用券か、あとはバスのICカードをですね、配付されている自治体もあるようでございます。

ただしこれ、免許返納をしたその年に限るということでございましたが、具体的にまだいろんなところが検討段階であると思いますが、答えられる範囲でよろしいんですけども、本市で今考えているタクシーの一部助成というのは、これはもう年に何回とか年に幾らまでとか、例えば、その年だけなのか永続的に続くのか、こういったふうに考えているのか、ちょっときのうの答弁でそこら辺が私見えてこなかったものですから、きょうもし答えられるのであればお聞かせいただけないでしょうか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 議員が今おっしゃったとおり、他の自治体では免許返納をされた方に対してもその都度、利用券といいますか、バスでいえばICカードのようなものを交付する自治体もあります。

本市としましては、昨日から答弁していますとおり、高齢者等の日常生活の支援、いろんな在宅での困り事がありますが、その中で移動手段を確保したいということで制度設計を進めているところであります。

対象の範囲ということで、一番そこがどういった対象になるのかというのが大事なポイントかなと思っておりますが、年齢の部分におきましては、65歳以上の高齢者を対象にしている自治体もあれば、70歳以上、75歳以上、80歳以上ということで、県内外の自治体ではそうい

った対象の年齢の範囲も定めているところもございます。そういった中で、本市の高齢者の人口、昨日申しあげました65歳以上が約8,000人いらっしゃいます。75歳以上も4,000人を超えている実情があります。そういった中で、介護認定の状況ですとか、また障害をお持ちの方、そういった方も福祉的な意味合いということですので、そういった方々が対象となるような制度設計で進めているところであります。

また、対象になった方々へどれぐらいの助成をしていくのかということも大きなポイントかと思えます。そこにつきましては、利用券の交付というような制度設計のほうがよろしいのではないかと、そういった方向で検討を進めておりますが、その利用券の金額につきましても、乗り合いタクシーの場合ですと100円、200円で、300円程度で乗り放題といいますか、市内、市外の方が利用できる場合もあります。福祉的な意味合い、障害をお持ちの方も利用できる福祉タクシー的な支援策を講じている自治体におきましては、200円であったり、300円であったり、500円であったり、そういった1枚当たりの利用券の助成を行っているということをお聞きしております。

その中で、私どもが選択肢としてどういった対象の範囲であったり、支援の1枚当たりといえますか、1回当たりの支援の助成の額とか、また、年間の助成の額、そういったものを、今後、予算規模等も考慮しながらですね、検討をしていきたいと思っております。

○2 番永野慶一郎議員 3月定例会で私がちょっと述べさせてもらったんですけれども、南さつま市の、今、乗り合いタクシーをやっている業者に入ってくる年間の助成金が約350万だっているのをお話したんですけれども、いろんな調査等した結果、そういった一部補助をしたほうが財政負担が少ないというような判断をされたわけですか。

○東中川徹企画調整課長 これまで昨年の9月議会あたりから、この問題についていろいろ御指摘等いただいております。それで、これまでコミュニティーバスであったり、あと、タクシーの併用の交通システムということを検討してまいりまして、実際、南さつま市のほうはバスとタクシーのほうでうまく回しておられるということは聞いておりますが、この部分について、そういった場合の、枕崎でやった場合の財政的な負担というものでありまして、あと事業者間の統一的な見解の一致を得られなかったということで、これまで協議が進まなかったということで、そこがまずありまして、まずは今の取り組みをやろうということで検討しております。その時点で積算している部分とすると、それを年間1人幾ら、対象者を何人ということでその額は積算されてくるわけなんですけれども、その額がはっきりまだ、その対象者、また支援の内容というのがまだはっきりしておりませんので、ちょっとその分については、その比較という意味では今は申しあげられないところです。その対象者を絞るということによって、ある程度財政負担というのは絞られてはくるというふうには思っております。

○2 番永野慶一郎議員 私がきのうのお話からずっと聞いていて、先もって一部助成を始めると。その後、乗り合いタクシーも、今の検討も視野に入れているということなんですけれども、なぜそういう段階を踏んでというか追ってというような形になったのかをちょっと聞かせていただけないですか。やるなら、後も今も一緒じゃないのかなと私はきのうそう感じたものですから、そこら辺の経緯を教えていただけたら助かります。

○東中川徹企画調整課長 これまでのコミュニティーバスまたはタクシーによる取り組みというのは検討を重ねてきておりましたが、平成24年、25年、26年当時だと思いますが、その部分が一旦、話のほうが進まなくなったということで、現在に至っているということはこれまでも申し上げているところであります。

それと、昨年あたりから議会の中でも、通院なり買い物なり、お年寄り、交通手段に乏しい方々に対する支援というものを何とかしてほしいという強い要望がありました。それと、市長が1月に就任しまして、新たな交通システムというのも公約に掲げて示されておりました。それで、

それをこれまでの経過等について市長にも説明をいたしまして、将来に向けては、そういう部分で市長の公約というのがございますが、まずは、今、喫緊の課題であるというものについて支援策を取り組んでいこうということで、今の取り組みが始まったところであります。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 先ほど先行自治体の調査ということでお聞きになった中で、補足を含めて今の、なぜ乗り合いタクシーではなくて、最初、福祉タクシーかということですが、先行自治体ということで、本市と人口規模の近い阿久根市を調査してまいりました。実際に出向いて調査したところですが、なぜ阿久根市かといいますと、阿久根市のほうが乗り合いタクシーの運行事業と今、私どもが早期に支援の必要があるということで、早期な支援策ということで福祉的な意味合いのタクシー助成を考えておりますが、この乗り合いタクシーと福祉的なタクシー事業、この2つをですね、実施をしているということで、事前の情報収集でありましたので、人口規模も近く、また、環境の近いところということで調査をして、その中でも、運行乗り合いタクシー事業のことについてもですね、調査をしてきております。

順番がどうかということもありますが、やはり最終的なゴールとしては、新しい交通システムの構築を目指しておりますので、その辺も踏まえて、両方実施している阿久根市のほうの乗り合いタクシーの運行事業のほうと、それと福祉的な意味合いのタクシー助成事業がありましたので、その両方を調査しまして、その内容も参考にして、やはり、まずは、スピード感を持って早期に実施できるであろう福祉的な意味合いのタクシー料金に係る一部助成という支援策のほうから進めていこうということで、関係課では判断をしているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 昨日ですね、議員の質問の中で、バスとかJRのほうが料金も安いというお話も出ておりましたが、まずはそのバス停とか駅まで行く交通手段の確保というのも大事になってくるのではないのかなと。今回この一部助成でいえば、買い物とか病院への通院に限るってなれば、そういったのでは利用はできないのかなというような感じもするわけですが、そういった利用の方法もございますか。

例えば、鹿児島市内まで何かちょっと用があって行くっていうのにバス停まで行くにしても駅前ですよ、大体バスが出てるのはですね。そこまで行く交通手段がないわけですから、そういった面でいえばバス事業者、またJRにしても、何ていうんですか、そういった方たちをそこまで運んでくれるという面ではですね、物すごく私はそういう交通事業者に対してメリットにもなると思うんですが。今回のその一部助成で運行するという事なんですけど、そういった面でも利用できるのかどうかちょっと教えてください。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 お尋ねの内容としましては、通院や買い物に限定するののかということかとは思いますが、対象の範囲、年齢等は、先ほど申し上げましたが、用途についても検討をしているところで、目的ですね。

そうした中で、行き先がどういったところに限定するののかという考え方もありますが、対象的なエリアとしましては、行き先は市内と考えているところで、それが、通院や買い物ということで限定している自治体もあります。

私どもとしましては、高齢者等のそういった通院や買い物を含めた日常生活の支援ということを考えておりますので、タクシー利用のそういった用途を限定した考え方ではなくて、広く外出の機会を促す、人の行き来のでこ入れをするというような視点も含めてですね、目的といいますか用途、そういったことにつきましても広く検討を進めているということで、限定する場合もあるかもしれませんが、限定してない自治体もありますので、広く健康の増進や高齢者の方々の生きがいつくりや社会参加も含めて、そういった視点で考えますと、行き先等を限定せずにですね、広くタクシー利用の場合の一部助成ということもあるのではないかなと考えているところであります。

○2番永野慶一郎議員 市長が言われます新交通網の中でですね、人の流れをつくるということ

がございます。やはり用途をですね、限定してしまうと人の流れも限定されてしまうのではないかなと。今、課長の答弁でございましたように、余り限定をされないような形で人の流れをですね、つくるようなシステムにしていただきたいと思います。

このデマンド交通の件で最後にちょっとお聞きしておきたいことがございます。よく、市長のほうからですね、スケジュール感を持ってとか、スピード感を持ってという言葉が出てまいります。今回、先行してやります一部助成について、具体的にスケジュール感を持ってということであれば、具体的にいつぐらいからスタートしようっていうのは、もう大体時期も予定はされているんじゃないかなと思います。その後、乗り合いタクシーについての検討とかですね、そういった進め方、これもスケジュール感ということであれば、どれぐらい後をめどに今されているのか、この2点をちょっとお聞かせください。

○前田祝成市長 まず最初、議員がおっしゃられた移動手段を確保する、人の動きをつくるということに対してはですね、まさにそのように考えております。今回、当面、福祉的なということで考えてはおりますけれども、そこですね、一つの考え方としては、高齢者を含めた、あるいはいろんな方々が動ける仕組みをつくるということで、まず取り組みたいというふうに考えております。そして将来的には、それをデマンド型の交通システムということですね、つくり上げていきたいというふうな考えでございます。

ですので、福祉的な意味合いで使うタクシー助成に関しましてもですね、それを実施することによってどのような動きになるのかっていうところの検証もですね、できるかと思っております。そのあたりもしっかり意識しながら次の最終形ですね、デマンド交通というところですね、つなげていきたいというふうに考えております。

スケジュール感の件でございますけれども、まだちょっと来年度のいつからということはまだここまでは申し上げにくいんですけども、来年度から実施できるような形ですね、進めてくれっていう話はですね、しておりますので、それを、目標を持ってやっていこうと思いません。

どういった、不測の事態が生じる可能性もなきにしもあらずですけども、基本的には来年度中のどこかでですね、実施したいなというふうには考えております。そして、将来的なデマンド交通に関しましてはですね、ちょっと具体的にいつからというところはちょっと示せませんが、その調査を含めたですね、取り組みに関してはですね、先ほど検証というお話もしましたので、極端なことをいうと同時進行ですね、そこまで進められるようなですね、考え方でですね、行こうかなというふうには思っております。

○2番永野慶一郎議員 初めてですね、具体的にいつごろからっていう、始まるかっていうお言葉をお聞きしまして、それをもって対応をしていただきたいと思いますと思うんですけども。

先日の新聞でですね、免許返納者のことに関する記事が載ってございました。これ、鹿児島県警のほうが高齢ドライバーにアンケートをとっておりましたが、その結果ですね、県警の部長の方がコメントをしているんですけども、免許を返納したらかわりの移動手段がなくなるという不安が高齢者に根強いと。バス無料化やタクシー料金割引など、返納後の生活支援を含めた対策の拡充と、行政と連携してっていうのがついているんですけども、そういった中での返納後の生活支援を含めた対策の拡充と周知に努めたいと県警のほうもこういったコメントを出しております。

ただいま市長がおっしゃられました答弁にもございましたように、スケジュール感を持って今後臨んでいただきたいと思います、私からこちらのほうはお願いをしておきます。

続きまして、金山小学校跡地の有効利用についてでございます。

先月になりますが、8月18日に金山小学校跡地で行われました、「あそびのデパートin金山」というイベントに参加をいたしました。第4回目のイベントということでございましたが、初めてちょっと参加をしたんですけども、そういった枕崎市内の方が主催をしてやっ

やったんですけど、御挨拶をさせてもらいました。物すごくいい事業ですので、今後もずっと続けていってくださいということで、市民の方がそうやって盛り上げようという気持ちがあつてですね、イベントをされていてすごくうれしく思いまして、ぜひ継続していってくださいねというお話をしてまいりました。そういったイベント等を含めまして、金山小学校跡地の利用状況というのはどうなっているのかお聞かせください。

○山口美津哉教委総務課長 金山小学校跡地の施設の利用状況につきましては、金山小学校の廃校後、当初のころは地域のバレーボールチームやフットサルクラブ等による屋内運動場での活用が多く見られましたけれども、現在は、グラウンドでの地域のグラウンドゴルフ練習等だけとなっております。

ただ、こうした状況に加えまして、先ほど議員のほうからもありましたように、平成29年度ごろから市内業者の研修会場としての利用、それから地域や子供たちとの触れ合い活動などに取り組んでいる団体等の活用が見られるようになりまして、29年度については5件、それから今年度におきましても、7月末現在、先ほどの8月実施を含めまして10件の施設利用に係る申請が出されている状況であります。

○2番永野慶一郎議員 施設の利用状況を今お聞きしましたけども、施設としては、私、毎年11月に川辺のですね、旧長谷小学校跡ですかね、で、森の学校と今言いますけども、そこでイベントがあるんですけども、よく見に行っていたんですけども、金山小学校の校舎の中とか体育館をちょっと見させていただいたんですけども、廃校になってまだ4年半ぐらいですので、状態が物すごく比べるといい状態で、全然利用価値があるなっていうふうには感じたところがございますけども、体育館のほうがちよっと残念ながら雨漏りか何かでですね、床のほう傷んでまして、ブルーシートが一部かぶせられて、ちよっと使えない状況にございましたが、そういった施設の管理ですね、整備、あと今後どのようにここら辺を考えているのかをお聞かせください。

○山口美津哉教委総務課長 現在、学校跡地の施設は日常的に使われておりませんことから、教育委員会総務課としましては、定期的な施設の見回り、点検のほか、校舎等の軽易な維持補修、施設周辺の草払い等を含めまして清掃等に努めております。今後は、施設の維持管理等を課題の一つとして捉えております。以上です。

○2番永野慶一郎議員 ただいま施設の維持管理等がございましたが、今後この跡地を有効活用していく具体的な計画ですね、例えば、誰か借りたいっていう方がいらっしゃったらお貸ししてっていうような計画はございませんでしょうか。

○山口美津哉教委総務課長 現在、利用されているNPO法人とそれから事業者等についての利用場所としましては、主にグラウンドと教室の一部を利用しております。したがって、教室内等の修繕の必要な箇所については、その都度必要に応じて、軽微なものであれば維持補修等には努めてまいりたいと考えておりますけれども、今のところ、大きく施設全体を使って利用を希望するというような団体はまだ出てきておりませんので、そういったところが出てきました折にはまた協議等の必要があるかとは考えております。

○2番永野慶一郎議員 私がチラシを今、持っているんですけども、これ何かといいますと、閉校後の金山小学校利活用・アイデア募集ということで、市のほうで以前募集を、利用者がいないかどうか募集をされていたと思いますが、そのときに応募をされていた団体がいらっしゃると思うんです。私が議員になる前からちよっとこういうことをやりたいんだよねっていう話を聞いていて、そのときに企画書等も1回見せていただいたことがあるんです。で、途中で何度か私も途中経過を聞きながら、どうなってるのっていうことで、お話を聞きながら進めていたんですけども、今、使いたいというところが今のところないっていうお話だったんですけど、そのときに利用したいといわれた、応募された団体の方たちとの話はどうなっていますか、今現在。

○山口美津哉教委総務課長 跡地の有効活用につきまして、以前、確かに教育委員会のほうでも

平成26年4月からの金山小学校の桜山小学校への統合後に、5月には地域との学校跡地利用についての意見交換会とか、それから先ほどありましたようなアイデア募集等を行いまして、話も行ってきた経緯はありますけれども、それぞれの諸般の事情等がありまして、現在はそういった話はなくなっております。幾つかのグループによる有効活用についての話も出てきておりましたけれども、現在のところは、その話も実現に至っていないというような状況であります。

○2番永野慶一郎議員 以前、私がいただいた企画書をまたちょっと見つけてまいりまして、その企画書の中にもいろいろおもしろい取り組みというか、いろんな考えがここに書かれているんですけども、例えばですね、野外キャンプ場とか体験施設、野外シアター、屋外でですね、大きなスクリーンを置いて屋外の映画館をしようとかですね、そういった企画、あと、きのうの一般質問でもありましたスポーツ合宿の誘致というのもありましたけども、こういった企画の中にも跡地を利用して部活動等の合宿所として利用とかですね、市外から枕崎へ合宿地として人の誘導とか、そういったことも企画では上がっていたみたいでございます。

こういった団体の方たちがいらっしゃった中で、行政のほうからですね、改めて何ていうんですかね、もう一回アテンドするような予定はないんですか。というか、この話自体がもう一旦お流れになった話なんですか。ちょっとそこら辺を、私よく経緯がわからないものですから教えていただけないですか。

○山口美津哉教委総務課長 確かに、ただいま申しましたような団体から、先ほどありましたように空き教室の貸し出しとか、部活動の合宿所、野外キャンプ場、体験施設等、イベント広場等の活用、それからものづくり拠点事業等などなどの提案は受けておりましたけれども、その後、何回か教育委員会と代表との協議等も行われているようではあります。二、三の課題等が——具体的に申しますと、賃借料の問題とか、それから補助金返納とかさまざまな諸課題がありまして、話は現在、現在と申しますか、こちらのほうからの協議の要請とかもまだしてはおりませんが、相手方からもその後申し入れ等は出されていない状況であります。

○2番永野慶一郎議員 じゃあ、そのままになっているということですかね。何ていうんですか、まだ話が流れたとか御破算になったというようなことではないということでしょうか。

ちょっと宙ぶらりんになっている状態みたいなのかなと、私ちょっとお話を聞いていて、利用したい方たちの意見とかそういった考え、今どうなっているのかなというのも私聞いてて思ったし、答弁聞いててですね、何かお互いにかみ合っていないところもあるのかなと思ったんですけど、私が聞いたらこの問題、何かちょっと問題というか、この話がちょっと宙に浮いた段階になっているのかなと感じたんですけども、どうでしょうか。どう見えていますか。

○前田祝成市長 今、永野議員から話がありましたようにですね、若干、宙に浮いているというような状況であろうかというふうに私も実は認識しておりまして、現在使われている、ことし10回イベントがあったということですね、利用を全くされていないということではないんですけども、将来的な金山小学校をどうやっていくかといいますか、どう利用していくかという部分についてはですね、今、教育委員会総務課長から報告があったようにですね、今の状況は報告があったとおりでございます。ですので、その次に何をすべきかというところについてはですね、やはりですね、行政としてもですね、ある程度のことを示していかないといけないであろうというふうに思っています。

議員からありました、例えば、旧長谷小学校の森の学校のほうが非常に注目度を上げておりました、先般の全国の雑誌でもですね、取り上げられたり、また、毎年イベントが行われることによって、そういう次のアクションというのができ上がったりとかですね、そういう部分がございますので、そのあたりについてもですね、どのような形が金山小学校として必要なのかというところは考えていきたいというふうに思っております。

昨日の質問でもありました公共施設のあり方という部分につきまして、平成32年までに個別

施設計画を策定するということですね、そういうやらなければならない課題もございますので、そのあたりを含めましてですね、金山小学校もその一つとして、しっかりどのような形があるべき姿なのかというところをですね、示していければというふうに思います。

○2番永野慶一郎議員 済みません、今後なんですけども、今、宙ぶらりんになっている状態をどうしていくかっていうことなんですけど。行政の誰が窓口となって話をしてくれるのか、また、その同じ、もとに戻って同じテーブルに上がって、また話し合いを持てるのかどうか、そこだけ最後にちょっとお聞きしたいんですけども、そこを明確にしていきたい。

○前田祝成市長 現状、旧金山小学校の部分につきましてはですね、教育委員会のほうで管理をしております。

ただ、今、その話をされている部分、その話は宙ぶらりんになっているという認識でいらっしゃる部分についてはですね、もう一度しっかり私のほうでもですね、確認しまして、どういう形で先方とそこのどうなってるかという結論をですね、しっかり出した上でですね、次のアクションをとっていこうというふうに思いますので、そこについてはこちらのほうでちょっと協議させていただきたいというふうに思います。

○2番永野慶一郎議員 しっかりとですね、今抱えているその問題点とかそこら辺もですね、ちゃんと話をさせていただいて、同意を得た上でですね、おっしゃるとおり進めていっていただきたいと思います。これ、強くお願いをしておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

市長から9月7日の本会議における発言について、発言を求められておりますので許可いたします。

○前田祝成市長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

9月7日の本会議におきまして、平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）の農道等維持管理費の補正に係る塔切地区構造物撤去工事についての9番議員及び13番議員の質疑に対する答弁の中で、私は、裁判で認められなかった本市の構造物、残っている構造物が裁判によって時効取得が認められなかった、相手方の土地にある構造物自体の時効取得が認められなかった、といった発言をいたしました。

これは、裁判で時効取得が認められなかった土地に残っている本市の構造物という趣旨で発言したものでございまして、大変説明不足により誤解を与えるような発言でございましたので、おわびして訂正をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○新屋敷幸隆議長 発言の訂正については、議長の許可となっております。

ただいまの市長の発言の訂正については、申し出のとおり許可いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時24分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成30年9月26日)

平成30年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第4号）

平成30年9月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	51	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総文
2	52	枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約について	〃
3	48	枕崎市健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
4	49	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	50	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	53	損害賠償の額の決定及び和解について	〃
7	42	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
8	43	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	44	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
10	45	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
11	46	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
12	47	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号及び第2号の2件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本件は、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものです。

委員から、今回、県営畑地帯総合整備事業担い手育成型事業を計画から削除することについて説明を求めたところ、この事業は、枕崎地区全体の農業用排水、農道、客土について、各集落等から要望等を聞き取り、導入することとしているが、平成28年の豪雨により被災したことから、農業農村整備事業の長期的な計画において、県との協議により、水路部分については、防災・減災事業で前倒しして実施することとし、残りの部分については、事業を32年度以降に先送りしたことによるものであるとのことです。

なお、残りの農道、客土等の事業の実施については、県へ要望をしているが、平成37年度くらいになるのではないかとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約について申し上げます。

本件は、枕崎市防災行政無線同報系デジタル化施設整備工事の請負契約を締結するため、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、入札の実施状況について質疑があり、当局からは、市内経済への波及効果や緊急時の機器の故障等への対応やメンテナンスを考慮し、市内の電気工事業者とのJVを組むことを条件の一つとして条件つき一般競争入札を行った。

入札参加資格要件を満たせる業者が少ない中で、電子入札を行った結果、2者が辞退し、1者のみの入札となったとのことです。

なお、行政実例等や県においても、一般競争入札においては、入札者が1者であっても競争性は確保され有効としていることから、落札決定をしたとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号及び第2号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案可決、議案第52号は可決されました。

次に、日程第3号から第6号までの4件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第3号から第6号までの4件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第3号枕崎市健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、枕崎市健康づくり推進協議会を設置しようとするもので、委員の選定については、健康まくらざき21策定検討懇話会の構成メンバーを基本にして、新たに薬剤師会等に入ってもらい17人程度を予定しているとのことです。また、協議会委員から率直な意見が出やすく、さまざまな意見を聞ける会になるよう考えているとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

家庭的保育事業等には、大きく分けて家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの形態がありますが、現在、本市内にはこの条例の適用を受ける施設はないとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

具体的内容としましては、放課後児童支援員に関する基礎資格のうち教員免許有資格者に係る部分の明確化とともに、基礎資格を有しない者が放課後児童支援員認定研修を受講する場合の要件の緩和が図られたとのことであります。

なお、平成29年度末現在、市内に6つの放課後児童クラブがあり、322人の子供が利用しているとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号損害賠償の額の決定及び和解について申し上げます。

本件は、市道に生じていた穴ぼこが原因で発生した物損事故で、市側の100%の過失で、全額を道路賠償責任保険で支払うものであります。

今後、このようなことのないよう道路のパトロール及び点検を徹底していきたいとのことでありました。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号から第6号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から第50号までの3件は原案可決、議案第53号は可決と決定いたしました。

た。

次に、日程第7号から第12号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○清水和弘予算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第7号から第12号までの6件について、予算特別委員会では、9月13日と19日に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に清水和弘、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

まず、日程第7号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,350万円を追加し、予算総額を115億6,450万円にしようとするもので、当初予算額より13.7%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、平成29年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び公債費で地方債の繰上償還の実施等、生活保護費など平成29年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算返納金、産科医療機関での健康診査の費用助成を行う産婦健康診査事業、農道等維持管理費、汚泥処理経費等の増に伴う公共下水道事業特別会計繰出金、補助災害復旧事業などで、財源については、繰越金2億2,529万7,000円、繰入金4,406万1,000円、市債1,254万3,000円、県支出金421万1,000円、諸収入332万円、国庫支出金313万1,000円、寄附金60万1,000円、地方特例交付金33万6,000円の増で措置したとのことです。

塔切地区構造物撤去工事については、相手方との解決策が担保されていないこと。本市の厳しい財政事情の中で貴重な一般財源を充当することは市民の理解が得がたいこと。また、議会としても説明責任を果たせないことが思慮されるとの理由で、中原重信委員ほか7名から工事に伴う経費890万円全額を削除する修正案が提出されました。

これを受け、採決に当たっては、まず修正案を採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定し、引き続き修正部分を除く原案について採決した結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,536万7,000円を追加し、予算総額を37億6,718万8,000円にしようとするもので、当初予算額より2.1%の伸びとなります。

補正の内容は、制度改革に伴うシステム改修経費118万8,000円の増額、療養諸費については、本年度実績見込みに基づく、一般被保険者療養給付費3,000万円の減額と退職被保険者等療養給付費2,400万円の増額、高額療養費についても、本年度実績見込みに基づく退職被保険者等高額療養費600万円の増額で、償還金及び還付加算金については、平成29年度精算に伴う療養給付費等負担金に係る精算返納金などの合計7,417万9,000円の増額で、財源として、県支出金118万8,000円及び繰越金7,417万9,000円の増で措置したとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ305万3,000円を追加し、予算総額を3億3,125万2,000円にしようとするもので、当初予算額より1.6%の伸びとなります。

補正の内容は、平成29年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金211万4,000円及び一般会計繰出金精算返納額93万9,000円の増額で、財源として、繰越金305万1,000円及び諸収入2,000円の増で措置したとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,280万9,000円を追加し、予算総額を27億8,726万4,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.8%の伸びとなります。

補正の内容は、平成29年度決算確定に伴う精算分で、介護給付費準備基金積立金6,558万8,000円、介護給付費負担金等返納金4,409万9,000円、一般会計繰出金4,312万2,000円の増額で、財源として、繰越金1億5,280万9,000円の増で措置したとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,750万7,000円を追加し、予算総額を8億5,318万1,000円にしようとするもので、当初予算額より4.6%の増となります。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の減、処理施設管理費の汚泥処理及び汚泥運搬業務委託料の増、下水道整備費の委託料の減であります。

補正額は、一般管理費が人件費14万5,000円の減、処理施設管理費は人件費、汚泥処理及び汚泥運搬業務委託料で5,311万6,000円の増、排水施設管理費は人件費2万8,000円の増、下水道整備費は人件費及び委託料で1,549万2,000円の減で、財源として、繰入金2,594万4,000円、繰越金1,466万3,000円、事業債240万円の増、国庫支出金550万円の減で措置したとのことです。

委員から、汚泥処理費用の増加に伴い、使用料だけでは賄い切れないので、対応策について検討してもらいたいとの意見が出されました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費の減、経費の増に伴い医業費用を556万5,000円の減額、支払利息及び手数料の増に伴い医業外費用を12万7,000円増額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億1,687万2,000円に対し総費用7億2,651万9,000円となり、1億0,964万7,000円の純損失となる見込みとのことです。

資本的支出においては、建設改良費の減に伴い支出を1万3,000円減額しようとするものです。

補正後の支出が5,884万2,000円となり、過年度分損益勘定留保資金5,601万9,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万3,000円で補填しようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、城森史明議員。

○4番城森史明議員 私は、議案第42号平成30年度一般会計補正予算の修正案に反対する立場で討論を行います。

この塔切地区の議案については、私も9月7日の本会議で質疑を行いました。が、当局の納得のいく説明は聞かれませんでした。

予算委員会で現場調査を実施し、現場の状況は理解できたものの、その後の質疑においても、なお、疑問点は解消されませんでした。そのような状況の中で調査・質疑を尽くしたということで、議事の中止動議と修正案が提出されました。

私は、疑問点を解消したいと相手方の意向を確認することと、過去の経緯について調査と検証を行いました。

まず、相手方の意向を確認したところ、構造物の撤去を要望し、それにより相手方の私有地に水がたまることもなくなるとのことでした。また、土地の売買等は考えていないとのことでした。

次に、過去の経緯について検証しました。私が初めて市議になった平成23年に当局は裁判を起こす議案を提出しました。私は、なぜ市民を相手に裁判を起こすのか、話し合いによる和解を追求すべきではないかとの意見を主張しましたが、議案は可決されました。

裁判終了後5年間、神園前市長は相手方と直接面談することは全くなかったと聞いております。この問題は何ら進展もなく、事実上5年間放置された状況になりました。市長がかわり前田市長は、数回、相手方との直接面談をし問題解決に当たったと聞きます。事実上5年間放置された難問題を解決するために、相手方との対応を即実行した前田市長の前向きで積極的な行動力は大きな評価に値し、心より敬意を表したいと思えます。

次に、本市では早期水稲の田植えは毎年3月末ごろから行われます。早期水稲において農業用水は命であります。農業用水が担保されないと田植えはできないのです。過去5年間、農業者が水を流してほしいという要求に対し、構造物の存在がトラブルになり、農業用水を流すのがおくれることがたびたび発生しました。構造物を撤去すればトラブルがなくなり、水田耕作者は安心して農業用水を確保し、耕作できるという農業振興上の大きな効果が期待できるのです。

このように、修正案が可決されれば、東鹿籠地区の水田耕作者が再び不安を抱えながら来年を迎えることになれば、農業振興上大きな問題であります。

この問題における被害者は誰なのか、それは市民であります。裁判の相手方や水路を使用する農業者等の市民の立場で解決を図るべきで、その観点で考えると、構造物を撤去することが現状の最善策と判断し、修正案の反対討論とします。

○新屋敷幸隆議長 次に、俵積田義信議員。

○6番俵積田義信議員 私は、日程第7号議案第42号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成の立場で討論をいたします。

議会は、市長から提案されました議案が、市民の福祉の向上や市民の利益につながるのかなどを審査して、最終的に判断し、決定をする機関であります。

今回の事案は、地下に埋設された市の構造物を取り除くための農道等維持管理費890万円が計上されております。今議会、初日の本会議での前田市長の提案理由の説明で、議員からの質疑に対して市長は、この事業によって市の利益にも相手方の利益にも、ましてや農業の振興策にもならないという答弁をいたしております。予算委員会の審査においても同様のことが明らかになりました。

提案者の理由にもありますように、本市の厳しい財政事情の中で公益的な事業効果が見込めないこのような事業に、市民の税金である一般財源を使うことは市民の理解を得がたい、議会としても説明責任が果たせないと私も思います。

よって、私は議案第42号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）の修正案に賛成をいたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第7号について採決いたします。

まず、本件についての委員長報告は修正でありますので、委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第42号に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 よって、議案第42号における修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

この結果、議案第42号は修正可決であります。

お諮りいたします。

日程第8号から第12号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号から第47号までの5件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時1分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成30年10月3日)

平成30年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第5号）

平成30年10月3日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	平成29年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認6	平成29年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認7	平成29年度枕崎市水道事業決算	〃
8		継続調査申し出について	
9		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[城森史明決算特別委員長 登壇]

○城森史明決算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、9月14日から9月20日までの4日間、委員会を開催し審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に城森史明、副委員長に豊留榮子委員を選出しました。

また、審査に先立ち平成29年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

まず、日程第1号平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

当局から、平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について説明がありました。

歳入総額は、113億5,148万6,000円、歳出総額は109億6,675万3,000円、いわゆる形式収支は3億8,473万3,000円の黒字で、前年度に比べ706万9,000円の増となっています。形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億8,402万9,000円の黒字で、前年度に比べ2,598万7,000円の増となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた実質単年度収支は1億1,808万円の黒字で、前年度に比べ1億3,692万3,000円の増となっています。

決算統計による指数等においては、財政力指数は0.413で前年度に比べ0.016ポイント高くなっています。標準財政規模は59億8,754万7,000円で、前年度に比べ1億5,434万円の減となっています。経常一般財源収入額は57億9,861万1,000円で、前年度より7,395万1,000円の減となっています。財政の弾力性を示す経常収支比率は94.2%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化となっています。地方債現在高は106億4,171万1,000円で、前年度に比べ2,700万5,000円の減となっています。積立金現在高は19億9,673万9,000円で、前年度末に比べ2億9,962万5,000円の増となっています。

財政健全化法に定められている実質公債費比率は10.8%で、前年度に比べ0.5ポイント改善されています。将来負担比率は98.5%で、前年度に比べ12.2ポイント改善されているとのことです。

企画費中、委員から地方創生の事業がどの程度進んでいるのかという質疑に対し、4つの政策分野の17事業を実施しているが、29年度にKPIを達成したのは、枕崎への新しい人の流れをつくるの中での、香港における南部広域観光・物流促進事業で、本市において外国人の宿泊者数等が増加したとのことで、ほかの事業については、顕著な効果はまだ出ていないとのことです。

また、ふるさと納税に対する質疑があり、企業版ふるさと納税への取り組みはどうなっているのかということに対し、企業版ふるさと納税に取り組むためには、取り組む事業において地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受けなければならないが、まだその個別の検討には至っていないとのことです。

委員から、副市長の前任地の阿久根市の松木公安の生家を保護する事例、いちき串木野市の高校の活性化への取り組み事例等を参考にして、本市も研究をしてほしいという要望や、関東、東海、近畿枕崎会等を通じて、枕崎市出身で、市外で会社を営んでいる人たちを調べて、企業版ふるさと納税に邁進するようとの要望がありました。

総務費中、歳出総額における人件費の割合が高いことについて、どのように考えているかということに対し、分母となる歳出決算規模が小さいこと及び職員の平均年齢が一番高い状況にあるとのことです。

19市の中で20%を超えているのは本市のみであり、人件費の比率が高いことについては、経常収支比率が高いことにもあらわれているように、財政が非常に硬直している状況にあるとのことです。平成29年4月1日現在のラスパイレス指数は19市中12位であり、職員給与費についても減少してきている状況にあるとのことです。

農業費中、多面的機能支払交付金の交付額が、平成28年度は1,280万円、平成29年度は2,540万円と増額になっている理由については、平成28年度までは4組織8集落が参加していたが、平成29年度から別府地区の3組織が参加したとのことです。

また、交付金の効果については、この事業に取り組むことにより農村の高齢化が進む中で、集落の維持管理の費用負担が減り、また地域の活性化につながっていると思うとのことです。

商工費中、地域産業競争力強化の漁港活性化事業は、平成29年度で終了とあるが、結論はどうなったのかということに対し、最終的に冷凍水産物のコンテナ輸出入という形が見えてきたとのことです。カツオ漁業を行っている中西部太平洋のミクロネシアの海域にて冷凍コンテナ航路が敷かれており、船社の枕崎への入港ということを視野に入れながら今後整備を検討していくことになるとのことです。

土木費中、公園施設長寿命化対策支援事業の中で、市営野球場のフェンスがコンクリートで、以前からラバーフェンスへの要望があり、今後どのように対応するのかということに対し、都市公園内のスポーツ施設の整備に係る補助制度については、国や県、あるいはその他の助成制度などがある。今後、活用できる補助制度について検討していきたいとのことです。

また、企画費の審査の中で、ふるさと納税の活用により、ラバーフェンスの整備はできないのかということに対し、施設整備には優先順位があり、ふるさと納税は事業の財源の検討の一部であるので、それに充てるとは断言できない。クラウドファンディングで寄附を呼びかける手法はあるが、それはまた別の問題として考えなければならないとのことです。

委員から、野球場を何とかいい形で活用したいという市民の声もあるので、いい形で実現してほしいとの要望がありました。

教育費中、平成30年度の全国学力・学習状況調査において、本市中学3年生は4科目全てにおいて全国平均を上回るというすばらしい成績をおさめたとのことであるが、29年度にどのような取り組みを行ったのかということに対し、1番目は教科部会の回数をふやし、PDCAサイクルで教員の指導力向上を図ったこと。2番目は学力向上や生徒指導の充実には小中学校の連携が非常に大切と考え、指導等の研究実践を共有することで連携強化に努めたこと。3番目は管理職研修会を毎月実施し、管理職の資質向上や教育委員会と同じベクトルで取り組めるよう努めたとのことです。

また、中学校と同様に小学校の学力を上げるための考え方に対し、A問題は知識だが、B問題は応用すなわち生きて働く力を見る問題であり、学校だけの教育で身につくものではない。学校・家庭・地域の相乗効果をもたらさないと学力向上には結びつかない。来年に向けてまた頑張っていきたいとのことです。

歳入において、普通交付税が県内の類似都市と比較して少ないこと、また平成27年度は約32億6,000万円、平成28年度は約31億円、平成29年度は約29億5,000万円と減額している理由は何かということに対し、例えば、西之表市、垂水市と比べた場合、基準財政収入額において税収等に7億円以上の差があることや、基準財政需要額において、平成28年度から27年国勢調査で減少した人口で算定していること。また、自然災害防止事業債等の償還が終了し、公債費の基準財政需要額が減少したこと等によるとのことです。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第3号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は一括議題としました。

まず、平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額は42億4,289万5,000円、歳出総額は41億5,472万5,000円、歳入歳出差引額は8,817万円となりました。

国民健康保険税は、収入済額は5億4,756万1,700円で前年度より825万0,793円の減、収納率は89.1%で前年度より1.5ポイント上昇しました。被保険者数は、前年度に比べ372人減の6,228人となっています。

委員から、平成29年度の国保運営に対する質疑があり、前期高齢者交付金が前年度より2億5,000万円程度増加し例年並みとなり、また保険財政共同安定化事業拠出交付金から拠出金を差し引いても、約1億円のプラス収支になるなど、非常に良好な運営ができたとのことでした。

また、不納欠損額を少なくしようという対応策を考えているかということに対し、新たな滞納を生まない、現年度分を繰り越さないことを一番に考えている。滞納になったものについては、滞納者と納税相談をしながら納税計画と一緒に作成するとともに、納税管理をしていくことが重要と考えているとのことでした。

次に、平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額は3億3,098万4,000円、歳出総額は3億2,793万2,000円で歳入歳出差引額は305万2,000円となりました。

この2件は、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成29年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は24億6,083万2,000円、歳出総額は23億0,802万1,000円で、差し引き1億5,281万1,000円の黒字となりました。

委員から、平成29年度は第6期計画の最終年度に当たるが、この3カ年の結果はどうだったのかということに対し、計画では平成29年度末の要介護認定率を20.9%と見込んでいたが、実績は15.8%と大幅に下回っており、介護予防事業として、筋トレサロンやてげてげ広場に取り組んできた効果があらわれているものと考えているとのことでした。

また、予防事業としての今後の取り組みをどのようにするのかということに対し、筋トレサロンやてげてげ広場等、現在取り組んでいる事業を維持・充実する方向で考えている。てげてげ広場は、平成29年度は8つの公民館で実施されているが、将来的には20公民館にふやしたい。

また、男性の参加者をふやすことや認知症予防のために、他の自治体が集いの場で実施している囲碁、オセロ、マーじゃん等についても研究していきたいとのことでした。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額は8億1,540万円、歳出総額は7億8,563万9,000円で、実質収支は1,666万3,000円となりました。

水洗化戸数は、昨年度より35戸増加し5,758世帯となり、水洗化率は87.4%ということです。

委員から、3次計画区域と4次計画区域の水洗化率が悪いがどのような状況にあるのかということに対し、3次区域は69.1%、4次区域は57.0%の水洗化率であり、悪い原因として合併処理浄化槽を設置していること、高齢者層が多く経済的に困難であること等が要因であると考えている。9月10日は下水道の日であり、9月を中心に戸別訪問し、水洗化のお願いをしている。

今後も戸別訪問によるさらなる水洗化のお願いや、公民館総会などを利用した呼びかけ等、水洗化率向上に努力していきたいとのことでした。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成29年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

決算の概要は、総収益は6億7,065万7,821円、総費用は6億6,762万9,358円で、当年度純利益は302万8,463円となりました。

病院事業収益では、医業収益が5億4,611万5,965円、病院事業費用では、医業費用が6億2,852万2,395円となりました。

救急医療の確保に要する経費のほか、不採算地区病院の運営に要する経費等のために一般会計負担金として1億0,235万3,000円を繰り入れています。

入院患者数は1万8,276人で前年度より1,319人増加し、外来患者数は1万4,341人で前年度より592人減となりました。

委員から、入院患者数がふえた理由は何かということに対し、高齢者が重症化してから入院をすると入院期間が長くなり、ひいては認知症などを発症する可能性があるため、医師が早めに入院を勧めていることから入院患者数がふえたとのこと。

また、外来患者数が直線的に減少している理由は何かということに対し、外来患者は高齢者が多く、人口減少の影響を受けているとのこと、内科しかないので総合病院より不利な面があること、高齢者の患者がより身近な病院の利用がふえているということが要因ではないかと考えている。これを打開するために、院長等が複数の公民館に出向いて健康講座を開催しており、好評を得ているとのこと。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成29年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

総収益は4億3,260万4,332円、総費用は3億7,477万8,256円で5,782万6,076円の純利益となります。

未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金6,429万6,004円を加え、1億2,212万2,080円となりました。

年度末における給水戸数は、1万0,529戸で前年度に比べ54戸の減、給水人口は1万8,809人で前年度に比べ228人の減となりました。

委員から、片平山配水池の耐震診断の結果はどうだったのかということに対し、平成29年度に耐震診断を実施し、その結果、一部に基準を満たしていない箇所があり、平成30年度から基本設計に入り、33年度から躯体工事に入る予定で、予算的には3億8,300万円ぐらいを見込んでいるとのこと。

また、職員1人当たりの営業収益が、県下19市の中で一番低いことについてどのように考えているかということに対し、人件費や委託費を含む営業収支比率では、県下19市の平均より10.4ポイント高く6番目となっているが、今後も包括的委託等について検討し、業務改善を進めていきたいと考えているとのこと。

本件については、まず、平成29年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの、認定事項第7号は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項第1号平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算から認定事項第7号までに対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、認定事項第1号平成29年度枕崎市一般会計歳入歳出決算におきましては、昨年に引き続き、少子化対策につながる不妊治療費への助成を初め、産後ケアの事業においては、28年度は3人で5日間の利用が、29年度は15人で33日の利用となり、出産後の体調や子育てに不安を抱える人に大きな支えとなっていることがわかります。

そして、学校管理費においては、経済的困難を抱えている世帯に支給される就学援助費の新入

学児童生徒学用品費の増額が29年度中に決定し、30年度の新入学児童生徒を持つ親御さんたちの安堵する顔が見えてきます。

また、住宅建設費においては、老朽化に伴い、壊すしかないと言われていた市営住宅湯山団地の1号、2号棟が新たに建設され、道行く人の注目を集めるとともに、人口の流出を防ぎ、定住促進の大きな役割を果たしていくことと思います。

しかし、市民にとっては何にもいいところがないマイナンバー制度、このシステム改修が引き続き行われ、30年度でも実施しているところです。国やマイナンバーが行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基礎だと説明していますが、実際には国民のためではなく、国の利便性を図ることにほかなりません。個人番号は最終的には国が把握するというものですが、漏えい問題も発生しています。

本市におけるマイナンバーカードの申請者は30年8月31日現在で2,736人、そのうち交付済みの方が2,616人ということですから、市民の多くの方がマイナンバーカードの必要性はないと感じているのではないのでしょうか。

市民にとって、必要性もない、何の価値もない、国が個人の全情報を1つの番号で収集・管理し、特定の個人を識別するために番号を利用するためのものでしかありません。

市としても国の進める事業だからと従うのではなく、市民にとって必要性のない事業に莫大な経費をかけてやるべきではないと国に抗議すべきです。

市民にとって何が大事か、税金は有効に使うべきです。若い方たちが今よりも安心して子育てができ、若者たちがお金の心配をせずに学べるような制度をつくること、そして、年金暮らしの高齢者が日々穏やかに暮らせるように力を注ぐべきではないのでしょうか。

次に、認定事項第2号国民健康保険特別会計におきましては、30年度から国保の広域化ということで、都道府県と市町村による共同運営が実施されています。

国民健康保険は全ての国民が加入することができる国民皆保険です。しかし、国保の加入者は高齢者や低所得者が多く、高過ぎる国保税は払うことはできない人が多い。そうした中で、本市は県下19市の中で、徴収率は県内1ということで、徴収率が上がれば御褒美として補助金も昨年度より増額になり、保険者努力支援制度ということで評価もされて、補助金等も多く交付されたということですが、確かに収納率は大事なことです。縦割りの行政ではなく、市民の生活状態も把握すべく横の連携もとりながら庁内で情報をすり合わせ、税の徴収はすべきではないのでしょうか。

国は、いずれ一般会計からの繰り入れをやめさせようとしていることもあり、今度は、一般会計からの繰り入れをせずに国保特別会計が成り立つようにと取り組んでいることと思いますが、国には今までと同様に一般会計からの繰り入れを認めさせ、国庫負担を大幅にふやし、高い国保税の引き下げにも取り組むべきではないのでしょうか。

さらに、認定事項第3号後期高齢者医療特別会計におきましては、75歳以上の方々の年齢で切り離す差別医療です。医療費は窓口で1割負担から順次2割に、一定以上の所得のある方は3割負担です。2割負担は高齢者の方々にとって受診を控えることで、病状が悪化するということになり、重症化の原因にもなります。医療の差別化、廃止のためにも、このような制度は廃止すべきです。

次に、認定事項第4号介護保険特別会計におきましては、介護保険の対象者の多くは年金受給者で、保険料は少ない年金から容赦なく天引きされます。

介護保険は、2000年の制度発足以来、利用料は1割負担を維持してきましたが、昨年8月から、一定所得以上の人については2割負担が実施されたところです。さらに2割負担の対象を広げようとしています。年金は引き下げられ、介護保険料を払い続けているのに、いざサービスを受けようとしても、必要なサービスを受けることはできない状況にあります。

保険料や利用料は見直しの都度引き上げられ、サービスが制限されるのでは、年をとってから安心して自宅や地域で暮らせない状況です。高齢者が安心して介護が受けられるよう支える家族も安心して暮らせるような介護保険制度であるべきです。

次に、認定事項第5号公共下水道事業特別会計におきましては、公共下水道が完備されている地域の住民は公共下水道に接続しなければならないが、合併浄化槽を入れて間もないからとか、高齢化や経済的な理由で接続できないなどの問題を抱えているために、接続率の悪い地域があるといいますが、合併浄化槽の使用料などと変わらぬ程度の使用料になるよう市が対応し、住民が速やかに接続できるようにすべきではないでしょうか。

次に、認定事項第6号市立病院事業におきましては、病児保育の一時預かり、カンガルーのポッケは、働く親御さんたちの大きな支えとなっているようです。

しかし、病院の運営においては、外来患者数が28年度から減少し続け、29年度は外来患者1万4,341人で、28年度と比較すると592人の減となっています。

これは、人口の減少が一つの大きな要因になってはいると思いますが、総合病院や高齢になると近くの病院へと移るのではないかなど、いろいろ考えられることではありますが、外だけではなく、病院内にも目を向け、市民が誇れるような市立病院存続のために、職員が力を合わせ取り組んでいただきたいと思うところです。

最後に、認定事項第7号水道事業については、何といたっても人間にとって飲み水ほど大事なものはありません。この先も安心して飲み続けられるようにはどうしたらよいか。毎年のように給水戸数は減り続け、29年度は1万0,529戸と、54戸の減となっています。このままでは、市民への水道料の大幅値上げにつながり、そればかりか水道事業が成り立たなくなってしまう。毎回、言い続けていますが、そうなる前に一般会計からの繰り入れで水道会計を立て直しすべきです。

以上の点を指摘しまして、認定事項第1号から7号までの反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、立石幸徳議員。

○13番立石幸徳議員 私は、平成29年度一般会計決算について認定すべきであるとの立場から討論を行います。

地方自治体の決算認定については、違法な予算執行とか、不当・不正な支出がない限り認定すべきものであります。

決算審査に当たって、予算と実際の執行結果について、期待された行政効果が達成されたのか、また、歳入欠陥や不用額の原因について、幅広い質疑のもと、十二分に審査されたところですが、本市の平成29年度一般会計決算審査において、違法とか不正といった、そういったものはなかったわけでありまして。

平成29年度の成果として、本市が誇る特三漁港、枕崎漁港においては、全国2,860ほどの漁港の中で、水揚げ量第8位の実績、約10万トン以上の水揚げが記録され、本市の水産行政の成果が継続できましたこと、とりわけ、教育行政において、平成30年度全国学力テストの結果が、中学生のテストで全国平均を全教科上回ったこと、これは平成29年度の努力の積み重ねで成果が出たものであります。

こういった好成績を残したものの、問題・課題が山積しているのも事実であります。多くの課題の中で、行政の柱でもある財政運営のあり方について指摘をしておきます。

平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、全国自治体の財政指標が、平成20年度から公表されて、ちょうど10年が経過しております。

先月29日、県内の財政指標が地元南日本新聞で報道されましたが、本市の将来負担比率は、県内19市の中でワースト1位。これは、公表以来10年間、11回連続のワースト1位であります。実質公債費比率も19市の中でワースト1位、財政健全化法の関係ではありませんが、経常収支

比率も対前年度0.5ポイント高くなって94.2%で、19市中ワースト3位、特に将来負担比率の98.5%は全国平均速報値33.7%の約3倍、全国平均の2倍以上の数字は特に問題視されておりますが、本市は約3倍であります。

こういった財政悪化の状態が恒常化し、本市行政運営に限らず、本市全体の市の勢い、市勢に大きな妨げとなっているわけであります。一刻も早く改善されんことを要望し、討論の結びといたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号中、平成29年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、平成29年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申し出がありました。それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、平成30年第3回定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

一般質問の要旨

平成30年 第3回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①豊留 榮子	<p>小中学校の環境整備について</p> <p>通学路のブロック塀について</p> <p>乗り合いタクシーについて</p>	<p>1 市内の小中学校の普通教室にエアコン設置を</p> <p>(1) 近年、気象庁が「災害」と表現するような暑さが続いている中、全国各地の学校で熱中症により病院に搬送される事態が多発している。本市においても早急にエアコンの設置が必要ではないか</p> <p>(2) 小中学校全ての普通教室にエアコンを設置すると費用はどのくらいかかるのか</p> <p>2 体育館、職員室へのエアコン設置を</p> <p>(1) 災害時などには避難場所ともなる体育館や、先生方が仕事に集中できるよう職員室へのエアコン設置も必要ではないか</p> <p>3 市内の小中学校における校内ブロック塀について</p> <p>(1) 地震、台風などの危険に備えて市内全校のブロック塀の安全点検はしているのか</p> <p>1 児童生徒の通学路にあるブロック塀の状況は把握しているのか</p> <p>1 車の免許返納を考えている方や高齢者が、タクシーを通院や買い物に気兼ねなく利用できるような料金に補助をする考えはないか</p> <p>2 乗り合いタクシーの運行に向けた取り組みは</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
②清水 和弘	平成23年度からの施政方針の取り組み状況・影響について	<p>1 平成23年度施政方針で市職員の意識改革を図り、交通弱者対策、コンパクトシティの実現とある。住民に与えた影響について</p> <p>2 平成24年度、稚内市との友好交流都市盟約締結後の本市経済効果の推移について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 平成25年度、空港跡地へのメガソーラー設置により、年間8500万円が本市及び南薩エアポート（株）に支払われる予定と述べているが、これまで本市に支払われた年次毎の金額について</p> <p>4 平成26年度、枕崎漁港コンテナヤード整備促進協議会設立によるコンテナヤード整備の進捗状況について</p> <p>5 平成29年度、冷凍コンテナ取扱施設の整備に明るい兆しが見え始めたと記載されているが、内容と今後の状況について</p> <p>6 平成27年度、ふるさと納税返礼事業について取り組み始めているが、他市に比べ効果も伸びない状況が続いていた理由について</p> <p>7 平成28年度、各課の長期計画のうち、特に過疎対策に175事業を策定とあるが、その成果と10年後の本市人口2万人維持の目標の対応について</p>	
	平成30年度施政方針について	<p>1 かつおぶし製造工場周辺地域の住民の声として、騒音・悪臭・汚染水の問題指摘がある。本市は安心・安全な生活環境づくりを掲げているが、市長の施政方針に掲げていない理由について</p>	市 長
	本市活性化策について	<p>2 市職員の意識改革を掲げているが、その理由と対応策及び実現可能性について</p> <p>1 県には、「かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例」があるが、本市も制定する考えはないか</p> <p>2 村営船みしまの本市への寄港について、状況はどのようなになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③禰占 通男	まちづくりの進捗について (交通弱者対策)	<p>3 市営野球場の整備について</p> <p>1 高齢者等交通弱者の交通手段確保はどのようになっているのか</p> <p>2 交通弱者の生活交通確保維持に可能な財政支援には何があるのか(国・県分)</p> <p>3 交通弱者の対象範囲についてはどのような考えなのか</p> <p>4 本市の買い物弱者の実態についてはどのようになっているのか</p> <p>5 国・県による買い物弱者対策の現状はどのようになっているのか</p>	市 長
	景観行政団体について	1 本市の景観行政団体としての取り組みはその後どうなったのか	市 長
④立石 幸徳	行政全般について	<p>1 第32次地方制度調査会で協議している「圏域行政」について、本市はどのように考えているのか</p> <p>2 職員採用の本年度募集要項について</p> <p>3 働き方改革法成立による残業時間規制の本市への影響について</p> <p>4 会計年度任用職員制度への対応について</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 237 549 349">森 林 環 境 税 (仮称) の活 用について</p> <p data-bbox="360 517 549 551">財政について</p>	<p data-bbox="564 237 1291 394">1 新税目である森林環境税（仮称）の税収は、前倒しで来年度から地方譲与税として各自治体の歳入に計上されてくるが、本市は、どのような事業に活用していくのか</p> <p data-bbox="564 517 1291 595">1 統一的な基準に基づく一般会計等財務書類の類似団体（阿久根市、垂水市）との比較について</p> <p data-bbox="564 674 1227 707">2 本市の地方債償還可能年数の21.6年について</p> <p data-bbox="564 786 1291 864">3 公共下水道事業特別会計は、今後、施設の老朽化対策としてどの程度の財政負担を想定しているのか</p> <p data-bbox="564 943 1131 976">4 市立病院事業会計の経営改善について</p>	<p data-bbox="1307 237 1410 315">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1307 517 1410 595">市 長 課 長</p>
⑤城森 史明	枕崎市公共施設等総合管理計画について	<p data-bbox="564 1111 1291 1301">1 公共建築物における将来の更新費用の推計において、今後40年間で509億円が見込まれるとある。直近の10年間で最も多額の費用が見込まれ、その額は年間約19億円となるとのことである。重要な10年間であるが、具体的な実施計画は策定されているのか</p> <p data-bbox="564 1379 1291 1536">2 現在の総合管理計画は、費用額からしても非現実的な計画となっており具体性に欠けている。これを土台として、具体性のある管理計画を示すべきと思うがどのように考えるか</p> <p data-bbox="564 1615 1291 1693">3 公共施設の在り方検討委員会のメンバー構成及び協議内容は</p> <p data-bbox="564 1771 1291 1895">4 スポーツ施設に対する、過去5年間における各年度の費用額と公共建築物全体との比率はどうなっているのか</p> <p data-bbox="564 1973 1291 2051">5 市営野球場に対する整備費用額は、過去5年間総額で幾らか。コンクリートフェンスについて、けが</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	本市の土砂災害について	<p>防止の観点よりどのような見解を持っているか。ラバーフェンスの概算整備費用は、1平米当たり幾らか</p> <p>6 スポーツ施設の整備充実とスポーツ合宿誘致について、どのように考えるか</p> <p>7 市道の側溝については、どのような計画で整備を進めているのか。老朽化の程度は把握しているのか</p> <p>1 近年、大雨による土砂災害が各地で多発している。過去、本市において市民が犠牲となった大規模土砂災害の発生例はあるのか</p> <p>2 本市の地層において、地質学的に土砂災害に対する危険性を検討・分析したことはあるのか</p> <p>3 地域防災計画において、急傾斜地崩壊危険箇所151カ所、土石流危険溪流Ⅰ13カ所、土石流危険溪流Ⅱ10カ所、地すべり危険箇所2カ所、山腹崩壊危険地区40カ所、崩壊土砂流出危険地区21カ所が挙げられている。これらはどのような基準で指定されたのか</p> <p>4 市民は危険地区に指定されていることについてどのように受けとめ、災害時に対応したらよいのか。危険度ランク等でわかりやすく示されないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	中学校の統廃合について	<p>1 本市の中学校の生徒数は、今後5年間でどのように推移すると予測しているか</p> <p>2 部員が少なく部活動ができないなど、充実した学校生活に支障が生じていると聞く。本市は、生徒数の適正化の問題に対し、今後どのような方針で対応するのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥永野慶一郎	デマンド交通 について	<p>3 地域のために学校を残す、子供の教育を優先し生徒数の適正化のために統合するという二律背反する問題を解決する手法及び先進事例はないのか</p> <p>1 交通弱者と呼ばれる方たちへの対応は、今年度、具体的にどのような取り組みをしているのか</p> <p>2 本市においても免許返納者数が年々増加してきているが、返納者に対して優遇措置の見直し等が行われたのか</p> <p>3 交通手段に乏しい高齢者の方たちの意見や要望は聞いているのか</p> <p>4 デマンド交通の開設に向けて、関係各所との打ち合わせ等も行われているのか</p> <p>5 市長は、福祉的な意味合いでのタクシー活用の仕組みづくりも必要ではないかと考えるとのことであったが、まずは通院や買い物など、限定した形での試験運行等は考えていないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	金山小学校跡 地の有効利用 について	<p>1 施設の利用状況はどうなっているのか</p> <p>2 施設の管理・整備等について、今後どのようにしていくのか</p> <p>3 跡地を有効活用していく具体的な計画はあるのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 清 水 和 弘

枕崎市議会議員 禰 占 通 男